

平成 25 年度

修士論文

歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度に関する研究
—東海4県の景観行政団体の運用実態—



指導教員 浅野聡准教授

三重大学大学院工学研究科建築学専攻

森河 奨

歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度に関する研究
—東海4県の景観行政団体の運用実態—

【目次】

第1章 研究の枠組み

1-1	研究の背景	1
1-2	研究の目的	1
1-3	研究の方法と構成	2
1-4	既往研究の整理	4
1-5	用語の定義	7
1-6	景観法の運用状況	9

第2章 歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の運用状況

2-1	歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の内容調査	13
2-1-1	調査の概要	
2-2	景観形成基準の策定状況及び内容調査結果	14
2-3	景観形成基準の内容（項目）の構成分析	15
2-3-1	調査対象の整理	
2-3-2	景観形成基準における建築物の形態意匠に関する項目	
2-3-3	景観形成基準における建築物の形態意匠に関する項目の構成	
2-3-4	景観形成基準における工作物に関する項目	
2-3-5	景観形成基準における工作物に関する項目の構成	
2-4	助成基準の策定状況及び内容調査結果	22
2-5	助成基準の内容（項目）の構成分析	23
2-5-1	調査対象の整理	
2-5-2	助成基準における建築物の形態意匠に関する項目	
2-5-3	助成基準における建築物の形態意匠に関する項目の構成	
2-5-4	助成基準における工作物に関する項目	
2-5-5	助成基準における工作物に関する項目の構成	
2-6	建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）に関する基準	30
2-6-1	素材、色彩に関する基準	
2-6-2	景観形成基準における建築物の構成部位に関する基準	
2-6-3	助成基準における建築物の構成部位に関する基準	
2-7	景観形成基準及び助成基準の内容（項目）の構成	48
2-7-1	景観形成基準及び助成基準の内容（項目）の構成の包括型	
2-7-2	包括型からの欠如の項目についての類型	
2-8	景観形成基準と助成基準の相互関係の類型	52
2-8-1	景観形成基準及び助成基準の内容	
2-8-2	景観形成基準と助成基準の相互関係の類型化	
2-8-3	相互関係の類型による基準の内訳	
2-9	小括	58

第3章 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の運用状況調査

3-1 修景事業に関する助成制度のアンケート調査	59
3-1-1 調査の概要	
3-2 景観行政団体へのアンケート調査結果	63
3-2-1 景観形成基準の策定に関して	
3-2-2 助成基準の策定に関して	
3-2-3 助成制度の内容に関して	
3-2-4 助成制度の運用に関して	
3-3 景観行政団体に対するヒアリング調査	69
3-3-1 ヒアリング調査の概要	
3-3-2 美濃加茂市に対するヒアリング調査	
3-3-3 湖西市に対するヒアリング調査	
3-4 小括	74

第4章 建築物修景事業に対する助成額の基礎的調査

4-1 建築物の修景に関わる費用の基礎的調査	75
4-1-1 建築実務者へのヒアリング調査	
4-1-2 歴史的建築物の部材に関わる修景費用の概算	
4-2 景観行政団体における建築物修景事業に対する助成額の調査	77
4-2-1 調査の概要	
4-3 景観行政団体における建築物修景事業に対する助成額の調査結果	78
4-3-1 建築物に対する助成額	
4-3-2 工作物に対する助成額	
4-3-3 建築物に対する助成額と工作物に対する助成額の比較	
4-3-4 景観重要建造物に関する助成額	
4-3-5 景観重要樹木に関する助成額	
4-4 小括	98

第5章 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の枠組みの関する提案

5-1 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の課題	99
5-2 助成基準に基づく建築物の評価手法（景観継承度ランク評価）の提案	101
5-2-1 助成基準に基づく建築物の評価手法（景観継承度ランク評価）について	
5-2-2 景観継承度ランク評価の検討	
5-2-3 景観継承度ランク評価の評価例	
5-2-4 景観継承度ランク評価の課題	
5-3 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の枠組みの提案	107
5-4 総括	110

【謝辞・参考文献】 / 【参考資料】

第1章 研究の枠組み

- 1-1 研究の背景
- 1-2 研究の目的
- 1-3 研究の方法と構成
- 1-4 既往研究の整理
- 1-5 用語の定義
- 1-6 景観法の運用状況

第1章 研究の枠組み

1-1 研究の背景

平成16年に「景観法」が制定・施行され、多くの地方公共団体が景観行政団体となり、同制度を用いた良好な景観の形成に向けた取り組みを展開している。しかし、景観法では、景観法第8条2項3号に定める、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（以下、景観形成基準とする。）を定める際に、同基準を抽出するための町並み調査（全棟調査）の実施が制度化されていない。そのため、町並み調査（全棟調査）を実施せず、一部の建築物を抽出して調査するサンプル調査等によって景観形成基準や助成基準（修景事業の補助対象となる基準）を定めている景観行政団体については、建築物の分布状況、歴史的建築物の伝統的要素、町並みの景観特性などを反映して基準等を策定しているとは必ずしも言えない状況が起こりうる。

また、町並み調査（全棟調査）を実施している景観行政団体についても、全棟調査から得られる地区の現状を表した客観的なデータ等を有効に活用できているとは言えない。更に景観法においては、修景事業に対する助成制度が不在であるため、景観行政団体ごとに助成制度を定めて、景観計画等と関連して助成を行わなければならない、助成制度を定める際にも地区全体の景観特性などを正確に把握し、現状を表した客観的なデータを活用することが必要となる。このような状況のため、良好な景観形成のための修景事業の実施や助成制度の運用に以下のような課題が生じている場合がある。

①町並み調査（全棟調査）の実施が制度化されていないことから、景観特性や歴史的建築物の伝統的要素（建築様式）を正確に把握できていない事例が存在する。また、町並み調査（全棟調査）を実施していたとしても、その調査結果から得られた地区の現状について客観的なデータとして整理しておらず、データを活用できていない可能性がある。

②景観法では、歴史的建築物のみならず、現代的建築物を含めて歴史的町並みを維持して良好な景観の形成を行う計画を立てることができるが、町並み調査の実施の状況にばらつきがあると、両者の現存状況や、基準への適合化状況などを表す客観的なデータが効率的に活用できない場合があり、両者の修景事業に対して適切な助成を行うことができない。

③修景事業に対する助成制度を設けている景観行政団体では、行政担当者が助成対象となる可能性がある建築物の件数や個々の建築物の修景事業の規模等について事前に把握できないため、助成制度の運用や地区の現状に即した助成の方針を定めるのが難しい。

これらのことから、修景事業に対する助成制度を設けている景観行政団体では、地区の現状を表した客観的なデータを作成し、そのデータに基づいて良好な景観の形成を図っていく必要がある。

1-2 研究の目的

本研究では、歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の運用状況や運用上の課題について調査分析し、その課題の解決に向けた新しい建築物修景事業に対する助成制度の枠組みを提案することを目的とする。

具体的には、東海4県（岐阜、静岡、愛知、三重）の歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の内容や建築物修景事業に対する助成制度の助成額や運用上の課題等について把握する。また、歴史的建築物のみならず、現代的建築物の現存状況を表した客観的なデータとして用いることができる建築物の評価手法（景観継承度ランク評価）について検討し、ランク評価を活用して、課題の解決に向けた新しい助成制度の枠組みを提案する。

1-3 研究の方法と構成

(1) 本研究の調査対象となる景観行政団体の選定方法

本研究の調査対象は、東海4県（岐阜、静岡、愛知、三重）の景観行政団体で、歴史的市街地を景観計画における重点地区等に指定し、且つ建築物の修景事業に対する助成制度を設けている団体とする。

調査対象となった景観行政団体の選定は以下の手順で行った。

- ①国土交通省 HP^[注1] にまとめられている「景観計画の策定状況（平成25年3月31日時点）」より、東海4県（岐阜、静岡、愛知、三重）の全ての景観行政団体が策定している景観計画、景観条例または概要をダウンロードする。
- ②東海4県の全ての景観行政団体の景観計画を概観し、歴史的市街地が景観計画の重点地区等に指定されていないかどうかを確認する。（ただし、歴史的市街地が重要伝統的建造物群保存地区に指定されているものについては省く。）
- ③歴史的市街地が景観計画の重点地区等に指定されている景観行政団体については、各団体のHPのサイト内検索を利用し、建築物修景事業に対する助成制度の有無について確認する。サイト内検索のキーワードは「景観」、「建築物」、「修景」、「助成」、「補助」、「重点地区」とした。

以上の手順により選定された景観行政団体（14団体）を本研究の調査対象^[注2]とする。

表 1-3-1 本研究の調査対象となる景観行政団体

	岐阜県(4団体)	静岡県(2団体)	愛知県(5団体)	三重県(3団体)
調査対象となる 景観行政団体	岐阜市	静岡市	岡崎市	伊賀市
	中津川市	湖西市	犬山市	松阪市
	可児市		常滑市	伊勢市
	美濃加茂市		半田市	
合計	14団体			

[注1] 国土交通省 HP（景観まちづくり）、http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000021.html

[注2] 名古屋市については景観条例に基づく「都市景観形成助成」、「景観重要建造物等保存助成」、「都市景観市民団体助成」の制度を設けているが、これらの制度は歴史的市街地のみを対象とした制度設計ではない、景観行政団体のアンケート回答から明らかとなったため、本研究の調査対象からは省いている。

(2) 本研究の構成及び調査方法

本研究は次の全5章で構成される。

第1章では、研究の背景、目的、方法と構成について述べ、既往研究の整理及び用語の定義を行う。また、景観法の運用状況の調査を行う。

第2章では、東海4県の景観行政団体で、歴史的市街地を景観計画の重点地区等に指定し、且つ建築物修景事業に対する助成制度を設けている地区を対象に、景観形成基準及び助成基準の内容について調査・分析を行う。

第3章では、第2章で選定した景観行政団体を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を行い、町並み調査の実施状況や建築物修景事業に対する助成制度の運用状況等の把握、助成制度の運用上の課題等について調査・分析を行う。

第4章では、建築物の修景費用に関する基礎的調査を行う。また、景観行政団体が制定している建築物修景事業に対する助成率、助成額について調査・分析を行う。

第5章では、建築物修景事業に対する助成制度の制定段階と運用段階における課題等についてまとめる。また、地区の景観特性や地区の現状を表す客観的なデータとして用いることができる建築物の評価手法（景観継承度ランク評価）を検討し、建築物修景助成制度の課題の解消に向けた新しい助成制度の枠組みを提案する。

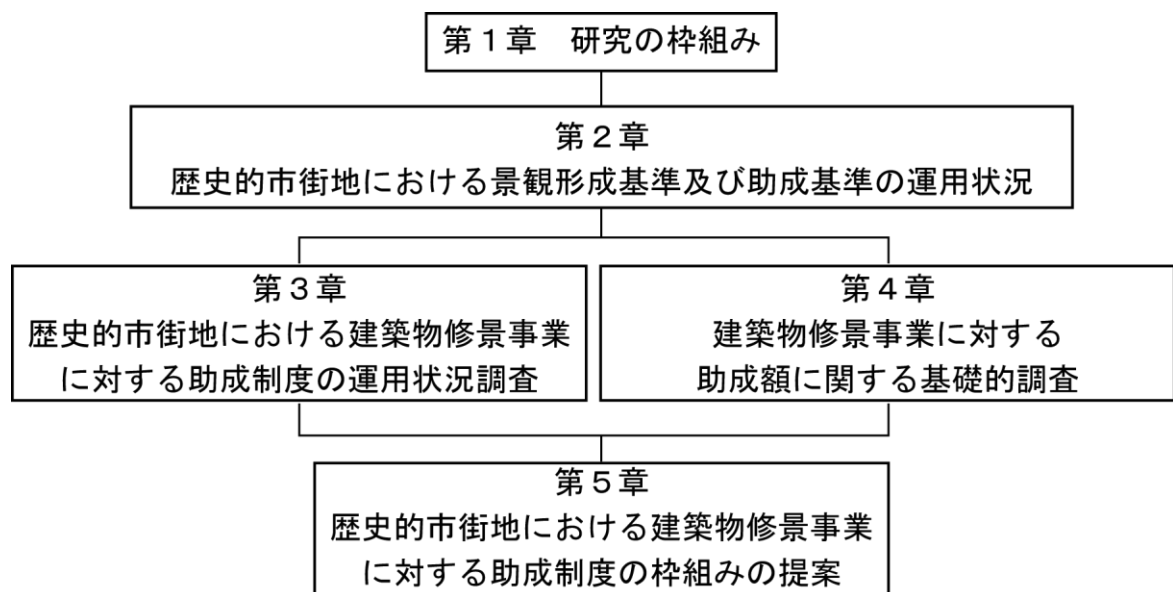


図1-3-2 研究の構成

1-4 既往研究の整理

本研究においては、「景観法」、「景観計画」、「重点地区」、「歴史的市街地」、「修景」、「助成」、「町並み調査」をキーワードに日本建築学会計画系論文集、日本都市計画学会論文集により関係する論文を抽出し、既往研究の整理を行う。抽出した既往研究を表1-4-1～表1-4-4に示し、以下に代表的なものを整理する。

(1) 景観法及び景観計画について

○景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究

ー初期に制定された景観計画を事例としてー

(2008 小浦久子)

○景観法に基づく景観計画における建築物等の景観形成基準に関する考察

: 神奈川県景観行政団体を対象として

(2008 室田昌子)

○高頻度使用語に着目した景観形成基準の構造的特徴の分析

ー景観法制定前の自主条例による基準文を対象として

(2010 日高圭一郎)

(2) 歴史的市街地について

○歴史的市街地の保全・誘導における地域制の不適合と課題

: 金沢市の事例からの考察

(1995 木谷弘司 川上光彦)

○伝統的様式を継承した新たな町並み景観の形成過程と計画的課題

: 岐阜県古川町の歴史的市街地を対象として

(2000 佐野雄二 岡崎篤行 高見沢邦朗)

(3) 修景及び助成について

○建物壁面の色彩配列および修景整備案に対する住民の評価構造の分析

(1999 木多道宏 奥俊信 船橋罔男 [他])

○重要伝統的建造物群保存地区における修景実態に関する研究

(2002 牛谷直子 明智圭子 増井正哉)

○街並み景観データベースを活用した歴史的街並み再生の方法論に関する研究

: 岡山県高梁市における景観構造の視覚化と町並み助成制度の修景効果の検証

(2012 古市修 小林正美 泉山壘威 [他])

以上、既往研究を概観すると景観法、景観計画、修景、助成制度に関連する研究は数多くあるものの、本研究のように、景観計画の重点地区等に指定された歴史的市街地に関する修景及び助成制度に関する研究は行われていないため意義のある研究だと考えられる。

表1-4-1 既往研究一覧（日本建築学会計画系論文集）

キーワード	通巻	発行年	項	論文テーマ	著者
景観法	509	1998	135-141	フランス農村における地域・居住環境の整備手法に関する研究：その3 地方都市および農村地域における計画制度の整合性に関する考察	楠本 侑司, 藤本 信義
	641	2009	1587-1592	石垣市風景づくり条例・風景計画の効果と運用課題について	小島 拓朗, 池田 孝之, 小野 尋子
	642	2009	1795-1804	視点場の指定と景観誘導範囲の設定に着目した眺望景観保全計画の類型化-我が国における眺望景観保全の計画理論に関する研究(その1)	岡村 祐
	657	2010	2643-2648	眺望景観保全を目的とした建築高さ制限の手法についての研究--景観法施行後の各自治体の事例に着目して	川崎 修良
	658	2010	288-2887	高頻度使用語に着目した景観形成基準の構造的特徴の分析--景観法制定前の自主条例による基準文を対象として	日高 圭一郎
	669	2011	2153-2160	行政域を跨ぐ広域景観形成における景観法運用手法の研究--景観行政団体間の関係と運用の実際に着目して	川崎 修良
景観計画	519	1999	187-194	早稲田大学西早稲田キャンパスの景観形成過程に関する研究：佐藤功一の都市美論と営繕組織の活動を通して	赤尾 光司, 後藤 春彦, 三宅 諭 [他], 米山 勇
	546	2001	321-328	動的景観評価のためのインタラクティブレンダリングシステム：動的な景観に対応する評価システムに関する研究	李 = 強, 位奇 和久, 両角 光男
	556	2002	349-355	風力発電施設における景観計画のための視点選定手法に関する研究	本間 里見, 位奇 和久, 両角 光男
	633	2008	2409-2416	景観まちづくりにおける空間イメージ共有手法に関する研究	古賀 元也, 船心 治, 多田村 克己 [他], 大貝 彰, 松尾 学
	642	2009	1795-1804	視点場の指定と景観誘導範囲の設定に着目した眺望景観保全計画の類型化-我が国における眺望景観保全の計画理論に関する研究(その1)	岡村 祐
	657	2010	2643-2648	眺望景観保全を目的とした建築高さ制限の手法についての研究--景観法施行後の各自治体の事例に着目して	川崎 修良
	669	2011	2153-2160	行政域を跨ぐ広域景観形成における景観法運用手法の研究--景観行政団体間の関係と運用の実際に着目して	川崎 修良
	670	2011	2395-2401	景観検討を対象としたクラウドコンピューティング型VRによる分散同期型検討会議の実現可能性	福田 知弘, 田口 正晴, 清水 彩子 [他]
682	2012	2771-2780	昭和初期の神戸背山における開発と風致保護：山地開発論争と風致地区指定問題の顛末	山口 敬太	
重点地区	648	2010	411-418	重点地区景観形成基準の策定プロセスとそこにおける住民と行政との調整について--沖縄県浦添市仲間重点地区を事例として	宋 曉晶, 池田 孝之, 安里 直美
歴史的市街地	441	1992	93-102	歴史的市街地を持つ地方都市のイメージ構造	藤原 篤
	514	1998	163-169	地方小都市の歴史的市街地における空間変容に関する研究	福本 佳世, 土肥 博至
	531	2000	179-185	伝統的様式を継承した新たな町並み景観の形成過程と計画的課題：岐阜県古川町の歴史的市街地を対象として	佐野 雄二, 岡崎 篤行, 高見沢 邦郎
	556	2002	257-264	シンガポールの歴史的市街地の保存における保存ガイドラインの運用実態	宇高 雄志, リー ライチューマロン
	583	2004	83-90	中国・大理古城における歴史的市街地の変容と保存施策に関する研究	陰 劭, 鳴海 邦碩, 澤木 昌典 [他], 岡 絵理子
	584	2004	91-97	マレーシアにおける歴史的市街地の保全：その現状と制度整備上の課題	宇高 雄志
	625	2008	625-631	分割された都市におけるオールドマーケットの保存：ヘブロン市占領区域におけるHRC再生プロジェクトの評価	ザヒダ ニスリン, 福川 裕一
	650	2010	853-862	歴史的市街地の再生を目指した連鎖的事業展開に関する研究--北海道江差町を事例として	白木 里恵子, 久保 勝裕, 大垣 直明
	658	2010	2873-2880	アートイベントによって顕在化する歴史的市街地の地域資源--「からほりまちアート」を事例として	上段 貴浩, 脇田 祥尚
	659	2011	91-99	震災を受けた歴史的市街地における住宅再建実態と町並み保存に向けた合意形成過程--能登半島地震による輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区の事例研究	小柳 健, 川上 光彦
673	2012	573-582	歴史的密集市街地における町並み保全を考慮した居住環境整備計画に関する研究：金沢市における事例研究	川上 光彦, 山下 泰士, 黒井 秀信 [他], 西野 達也	
679	2012	2063-2072	プラハの都市形成における地域文脈の継承に関する研究：歴史的市街地における街区内空隙の「開放性」の類型と変容特性について	木多 道宏	
修景	354	1985	70-77	農村居住者からみた農村景観形成課題と修景手法に関する研究：その1(景観意識の類型化と地域差)	楠本 侑司, 青柳 徳俊
	361	1986	79-86	農村居住者からみた農村景観形成課題と修景方法に関する研究：その2 農村居住者の景観選好について	青柳 徳俊, 楠本 侑司
	380	1987	46-55	伝統環境の街路空間における修景効果:透視図を用いた実験的研究	松本直司
	380	1987	46-55	伝統環境の街路空間における修景効果:透視図を用いた実験的研究	松本直司
	513	1998	53-60	河川環境の現況整備と修景整備案に対する住民の評価構造の分析	村川 三郎, 西名 大作, 上村 嘉孝
	516	1999	177-184	建物壁面の色彩配列および修景操作と心理効果との関係：都市景観における色彩の評価構造に関する研究 その2	木多 道宏, 奥 俊信, 舟橋 國男 [他], 紙野 桂人
	561	2002	211-216	重要伝統的建造物群保存地区における修景実態に関する研究	牛谷 直子, 明智 圭子, 増井 正哉 [他], 上野 邦一
	636	2009	401-408	小布施堂界隈の町並み修景事業における瓦の利用形態の変遷に関する研究	玉井 悠嗣, 木下 光
	667	2011	1631-1369	地方都市の歴史的町並みを活かしたまちづくりにおける建設業者の役割--和歌山県有田郡湯浅町を事例として	穂苅 耕介, 神吉 紀世子, 高田 光雄
	673	2012	619-628	街並み景観データベースを活用した歴史的街並み再生の方法論に関する研究：岡山県高梁市における景観構造の視覚化と町並み助成制度による修景効果の検証	古市 修, 小林 正美, 泉山 盛成 [他]
町並み調査				該当なし	

表 1-4-2 既往研究一覧（日本都市計画学会学術研究論文集）

キーワード	通巻	発行年	項	論文テーマ	著者
景観法				該当なし	
景観計画	21	1986	439-444	領域の相互的視体験に基づく港まちの景観計画に関する基礎的研究	斉藤潮
重点地区				該当なし	
歴史的市街地				該当なし	
修景				該当なし	
修景 助成				該当なし	
町並み調査				該当なし	

表 1-4-3 既往研究一覧（都市計画論文集）

キーワード	通巻	発行年	項	論文テーマ	著者
景観法 景観計画	28	1993	577-582	イタリアにおける景観計画の研究--ウンブリア州アッジジ市の風景計画（1993年度[日本都市計画学会]学術研究論文集）	宮脇 勝
	33	1998	751-756	景観計画における市民参加のための合意形成型デザイン手法に関する研究-熊本市京塚の街並み整備計画をケーススタディとして-	柴田 久, 溝上 章志
	41	2006	313-318	自主条例の景観法に基づく景観条例、景観計画への移行実態に関する研究：神奈川県内の自主条例を有する景観行政団体を事例として	秋田 典子
	43	2008	211-216	景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究：初期に策定された景観計画を事例として	小浦 久子
	43	2008	217-222	景観法下の建築物規制の運用実態と課題：景観計画に基づく届出制度に着目して	佐藤 貴彦, 堀 裕典, 小泉 秀樹 [他], 大方 潤一郎
	43	2008	649-654	景観計画からみた市町村における屋外広告物行政の意向	野中 勝利
	43	2008	655-660	景観法に基づく景観計画における建築物等の景観形成基準に関する考察：神奈川県景観行政団体を対象として	室田 昌子
	44	2009	7-12	自主条例から移行した法定景観計画における制度内容の進展状況と課題：全国における景観計画の運用実態に着目して	松井 大輔, 岡崎 篤行
	44	2009	37-42	風景イメージスケッチ手法の構築に関する研究	上田 裕文
	44	2009	421-426	イタリアの文化財と景観の法典(ウルバーニ法典)の展開とその景観計画と景観アセスメントの研究：ウルバーニ法典(2008年改正)にみる景観の定義、権限、計画、景観許可に着目して	宮脇 勝
	45	2010	17-22	景観法に基づく景観計画を活用した高さ制限の実態に関する研究	大澤 昭彦, 中井 稔裕, 中西 正彦
	45	2010	343-348	景観法制定を契機とした景観施策の展開に関する研究：鹿児島県下の自治体における景観計画策定プロセス	木方 十根, 吉田 浩司
	46	2011	181-186	景観まちづくりにおける建築物届出制度の指定効果分析に関する研究：さいたま市大宮駅周辺を事例に	金 希津, 土屋 愛白
	47	2012	44-49	行政界を越える眺望景観保全に関する研究：景観法に基づく景観計画および景観条例に着目して	渋谷 和司, 中井 稔裕, 中西 正彦
47	2012	637-642	商業地景観における調和概念に関する研究	中村 南華, 阪本 一郎	
重点地区				該当なし	
歴史的市街地	30	1995	67-72	歴史的市街地の保全・誘導における地域制の不適合と課題：金沢市の事例からの考察	木谷 弘司, 川上 光彦
	34	1999	385-390	歴史的市街地における居住水準を考慮した町並み景観誘導のための建築形態規制 - 金沢市こまちなみ保存区域における事例研究 -	小林 史彦, 川上 光彦, 横井 武志
	38	2003	511-516	歴史的市街地における都市計画道路整備の CVM 評価に関する研究：金沢市における事例研究	倉根 明徳, 川上 光彦, 西澤 暢茂 [他], 小林 史彦
	42	2007	337-342	住民意見と集団の変容に着目した歴史的市街地における目標都市像の合意形成過程：新潟県村上市における都市計画道路の見直しを事例として	梅宮 路子, 佐野 育美, 岡崎 篤行
	44	2009	50-55	歴史的市街地における景観保全に配慮した耐震化のための行政補助金に関する研究	渡辺 公次郎, 近藤 光男
	44	2009	409-414	景観形成の経済効果を考慮した市街地景観の整備方策に関する研究：京都市の歴史的市街地を対象として	米本 浩也, 栗山 直也, 村橋 正武 [他], 大窪 健之
	47	2012	421-426	市街地整備事業後の事業の波及に関する研究：北海道江差町を事例として	高橋 美寛, 久保 勝裕, 西森 雅広 [他], 白木 里恵子
修景	34	1999	799-804	静岡県掛川市における「城下町風街づくり事業」の展開に関する研究 - 街並み景観形成を目的とした一連の施策・事業間の連携に着目して -	川島 和彦, 小嶋 勝博, 根上 彰生 [他], 宇崎 勝也
	45	2010	361-366	関宿重要伝統的建造物群保存地区における修理修景事業に対する行政支援：専門職員が継続的に建物調査・設計から施工まで一貫して支援する三重県亀山市の場合	飛田 裕彰, 嶋村 明彦, 浦山 益郎
	47	2012	703-708	出雲市における伝統的町並みの特徴と行政支援による町並み形成に関する取り組み：大社町と平田町を事例に	有馬 健一郎, 中野 茂夫, 井上 亮
	513	1998	53-60	河川環境の現況整備と修景整備案に対する住民の評価構造の分析	村川 三郎, 西名 大作, 上村 嘉孝
	516	1999	177-184	建物壁面の色彩配列および修景操作と心理効果との関係：都市景観における色彩の評価構造に関する研究 その2	木多 道宏, 奥 俊信, 舟橋 國男 [他], 紙野 桂人
	561	2002	211-216	重要伝統的建造物群保存地区における修景実態に関する研究	牛谷 直子, 明智 圭子, 増井 正哉 [他], 上野 邦一
	636	2009	401-408	小布施堂界隈の町並み修景事業における瓦の利用形態の変遷に関する研究	玉井 悠嗣, 木下 光
	667	2011	1631-1669	地方都市の歴史的町並みを活かしたまちづくりにおける建設業者の役割 - 和歌山県有田郡湯浅町を事例として	穂刈 耕介, 神吉 紀世子, 高田 光雄
町並み調査				該当なし	

1-5 用語の定義

(1) 建築物修景事業に対する助成制度

本研究における建築物修景事業に対する助成制度の枠組みについて図1-5に示す。本研究における建築物修景事業に対する助成制度とは、景観計画の重点地区（歴史的市街地）において景観法第16条に基づく届出対象行為に関する審査等と関連して、行われる建築物の修景事業に対する助成制度を指す。本研究における建築物修景事業に対する助成制度は、「助成制度の制定」段階と「助成制度の運用」段階に分けることができる。

①助成制度の制定段階

助成制度の制定段階に関して本研究では、助成対象の設定、助成基準の設定、助成率・助成額の設定について着目し、考察する。

②助成制度の運用段階

助成制度の運用段階に関して本研究では、助成基準等による審査、助成対象、助成額等の決定について着目し、考察する。

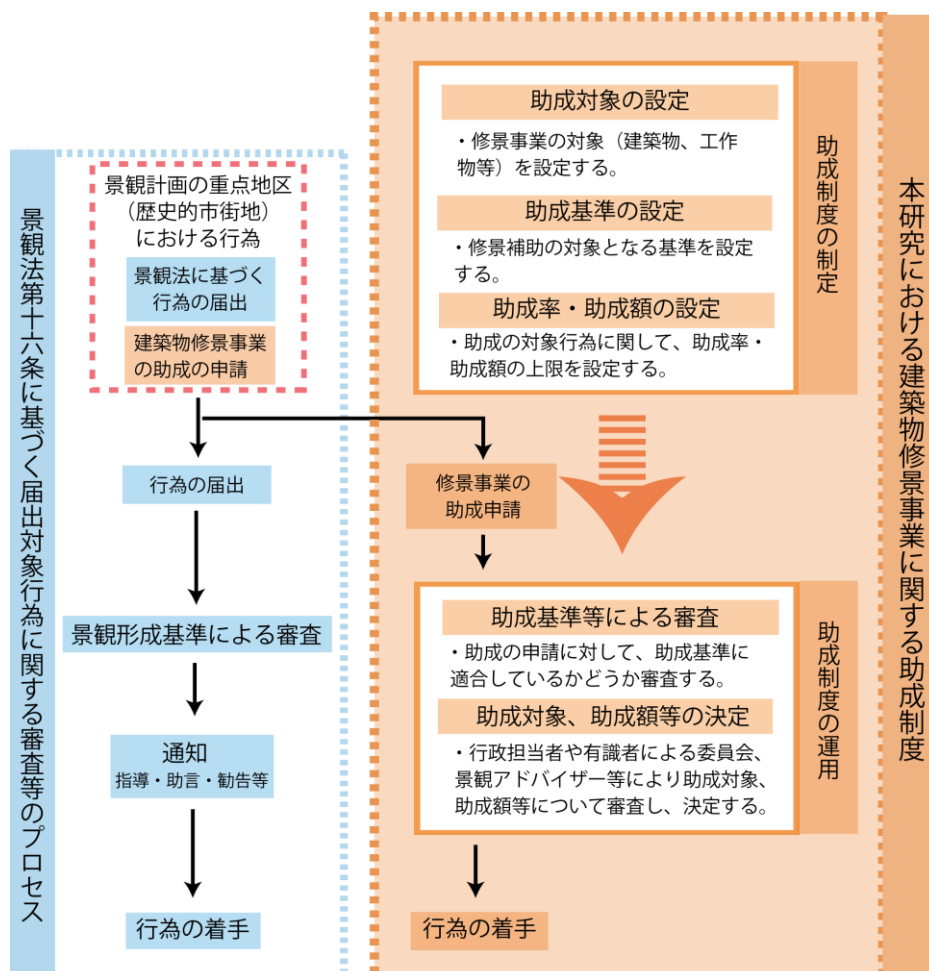


図1-5 本研究における建築物修景事業に対する助成制度の枠組み

(2) 重点地区

本研究における重点地区とは、景観法に基づく景観計画にて定められる区域で、景観計画区域内の特に重点的に景観形成を図る地区として位置づけられている地区で、景観形成重点地区や、景観形成を図る区域、景観形成促進地区等に称されるものの総称をさす。

(3) 景観形成基準及び助成基準

本研究における景観形成基準とは、景観法第8条2項第3号に定める、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項をさす。また、本研究における助成基準とは景観行政団体等が設ける景観条例等による助成制度に基づいて修景補助の対象となる基準をさす。

1-6 景観法の運用状況

1-6-1 景観行政団体の現状

景観法に基づく景観行政団体については、表1-6-1に示す通りである。平成25年1月1日現在、合計568の地方公共団体が景観行政団体となっている。その内訳は都道府県が47、政令指定都市が20、中核市が41、都道府県の同意を得て景観行政団体となった市町村が460である。

なお、都道府県及び政令指定都市、中核市については、平成16年12月に景観法が施行された段階で自動的に景観行政団体となっている。

表 1-6-1 景観法に基づく景観行政団体（平成25年1月1日現在）

都道府県	政令指定都市	中核市	その他の市町村	都道府県	政令指定都市	中核市	その他の市町村	都道府県	政令指定都市	中核市	その他の市町村	都道府県	政令指定都市	中核市	その他の市町村	都道府県	政令指定都市	中核市	その他の市町村	
北海道	札幌市		旭川市 網走市 小樽市 清里町 美瑛町 平取町 東川町 長沼町 当別町 富良野町 上富良野町	千歳県			札幌市 中津川市 美瑛町 富良野市 下呂市 大垣市 高山市 白川村 稚賀市 美瑛町 美瑛町	札幌県				西宮市				伊丹市 三田市 篠山市 豊田市 宝塚市 朝来市				佐野市 越前市 津浦町 美濃町 武蔵町 小城市 多治市
青森県	青森市	八戸市 弘前市		青森県			青森市 八戸市 弘前市 五戸町 新郷町 十和田市 八王子市 荒川町	青森県				和歌山県				和歌山市 高野町 有田町 倉敷町 鳥取市 大村市				長崎市 小値賀町 対馬市 雲仙市 壱岐市 松浦市 津久井町 南鳥取市 小値賀町
岩手県			盛岡市 平泉町 一関市 北上町 遠野市 奥州市 釜石市 一戸町	東京都			東京都 目黒区 品川区 江戸川区 板橋区 練馬区 八王子市 荒川町	東京都				鳥取県				鳥取市 倉敷市 鳥取市 大村市 松浦市 津久井町 東郷町				
宮城県	仙台市		登米市 松島町 多賀城市	東京都			東京都 練馬区 台東区 渋谷区 立川市	東京都				鳥取県				鳥取市 倉敷市 鳥取市 大村市 松浦市 津久井町 東郷町				
秋田県	秋田市		横手市 雄物山町 仙北町 小坂町 酒田市 鶴岡市 大潟町 長井町 米沢市	東京都			東京都 練馬区 台東区 渋谷区 立川市	東京都				鳥取県				鳥取市 倉敷市 鳥取市 大村市 松浦市 津久井町 東郷町				
山形県			鶴岡市 いわき市	神奈川県			川崎市 横浜市中区 相模原市 横浜市中区 横浜区 真鶴町 平塚市 小田原市 秦野市 鎌倉市 逗子市 藤沢市	神奈川県				岡山県				岡山市 倉敷市 早島町 新庄村 瀬戸内市 真庭市				
福島県			南会津町 三春町 白河市 喜多方市 福島市 つばき市 守谷市 水戸市 久米町 桜川市 土浦市 古河市 石岡市 大洗町 つばきみらい市	神奈川県			川崎市 横浜市中区 相模原市 横浜市中区 横浜区 真鶴町 平塚市 小田原市 秦野市 鎌倉市 逗子市 藤沢市	神奈川県				岡山県				岡山市 倉敷市 早島町 新庄村 瀬戸内市 真庭市				
茨城県			宇都宮市	神奈川県			川崎市 横浜市中区 相模原市 横浜市中区 横浜区 真鶴町 平塚市 小田原市 秦野市 鎌倉市 逗子市 藤沢市	神奈川県				岡山県				岡山市 倉敷市 早島町 新庄村 瀬戸内市 真庭市				
栃木県			宇都宮市 日光市 小山市 那須町 足利市 高根沢町 那須塩原市 佐野市 鹿沼市 栃木市	神奈川県			川崎市 横浜市中区 相模原市 横浜市中区 横浜区 真鶴町 平塚市 小田原市 秦野市 鎌倉市 逗子市 藤沢市	神奈川県				岡山県				岡山市 倉敷市 早島町 新庄村 瀬戸内市 真庭市				
群馬県			前橋市 高崎市	神奈川県			川崎市 横浜市中区 相模原市 横浜市中区 横浜区 真鶴町 平塚市 小田原市 秦野市 鎌倉市 逗子市 藤沢市	神奈川県				岡山県				岡山市 倉敷市 早島町 新庄村 瀬戸内市 真庭市				
			さいたま市	神奈川県			川崎市 横浜市中区 相模原市 横浜市中区 横浜区 真鶴町 平塚市 小田原市 秦野市 鎌倉市 逗子市 藤沢市	神奈川県				岡山県				岡山市 倉敷市 早島町 新庄村 瀬戸内市 真庭市				
埼玉県			さいたま市 川越市	神奈川県			川崎市 横浜市中区 相模原市 横浜市中区 横浜区 真鶴町 平塚市 小田原市 秦野市 鎌倉市 逗子市 藤沢市	神奈川県				岡山県				岡山市 倉敷市 早島町 新庄村 瀬戸内市 真庭市				
			千代田市	神奈川県			川崎市 横浜市中区 相模原市 横浜市中区 横浜区 真鶴町 平塚市 小田原市 秦野市 鎌倉市 逗子市 藤沢市	神奈川県				岡山県				岡山市 倉敷市 早島町 新庄村 瀬戸内市 真庭市				
千葉県			千葉市 船橋市 柏市 市川市 流山市 我孫子市 浦安市 船山市 佐倉市 高山市 松戸市	神奈川県			川崎市 横浜市中区 相模原市 横浜市中区 横浜区 真鶴町 平塚市 小田原市 秦野市 鎌倉市 逗子市 藤沢市	神奈川県				岡山県				岡山市 倉敷市 早島町 新庄村 瀬戸内市 真庭市				

(平成25年1月1日現在)

1-6-2 景観計画の現状

景観法に基づく景観計画の現状は、表1-6-2-1、表1-6-2-2に示す通りである。平成25年1月1日現在、370の景観計画が策定されている。その内訳は、都道府県が策定した景観計画が20、市町村が策定した景観計画が350である。

Table with 12 columns: Prefecture, City/Town/Village, Plan Date, Prefecture, City/Town/Village, Plan Date, Prefecture, City/Town/Village, Plan Date, Prefecture, City/Town/Village, Plan Date, Prefecture, City/Town/Village, Plan Date. Lists landscape plans across various Japanese prefectures and municipalities.

景観法の運用状況から、近年、景観行政団体及び景観計画の数は増加傾向であることがわかった。このことから、景観法を活かした景観まちづくりへの関心が高まっているといえる。

第2章 歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の運用状況

- 2-1 歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の内容調査
- 2-2 景観形成基準の策定状況及び内容調査結果
- 2-3 景観形成基準の内容（項目）の構成分析
- 2-4 助成基準の策定状況及び内容調査結果
- 2-5 助成基準の内容（項目）の構成分析
- 2-6 建築物の構成部位に関する基準
- 2-7 景観形成基準及び助成基準の内容（項目）の構成
- 2-8 景観形成基準と助成基準の相互関係の類型
- 2-9 小括

第2章 歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の運用状況

2-1 歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の内容調査

2-1-1 調査の概要

(1) 調査の目的

景観計画の重点地区等に指定されている歴史的市街地において、定められている景観形成基準及び助成基準の内容について調査し、各基準の構成について把握することを目的とする。

(2) 調査の対象

本研究の対象である景観行政団体（歴史的市街地を景観計画における重点地区等に指定し、且つ建築物の修景事業に対する助成制度を設けている14の景観行政団体）が定めている重点地区（27地区）（表2-1-2）の景観形成基準と助成基準を調査の対象とする。

本調査における景観形成基準とは景観法第8条2項第3号に定める、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項である。この基準は、景観計画区域における建築物の届出対象行為に対して、指導・助言等を行うためのものである。助成基準とは景観行政団体等が設ける助成制度に基づいて、修景補助の対象となる基準とする。

表2-1-1 調査対象地区

景観行政団体	地区名
岐阜県	岐阜市 金華地区(川原町地区)
	中津川市 本町中山道地区
	中津川市 落合中山道地区
	中津川市 馬籠中山道地区
	可児市 元久々利景観形成重点地区(祭事主要道路沿道区域)
	可児市 元久々利景観形成重点地区(集落区域)
静岡県	美濃加茂市 元久々利景観形成重点地区(主要施設区域)
	美濃加茂市 中山道太田宿地区(沿道まちなみ景観形成を図る区域)
	静岡市 宇津ノ谷地区
愛知県	湖西市 新居関所周辺地域
	岡崎市 八帖地区景観形成重点地区
	岡崎市 藤川地区景観形成重点地区
	犬山市 犬山城周辺地域内の城下町ゾーンの一部(景観形成促進地区)
	常滑市 Aコース沿道・店舗集積地区
	常滑市 Aコース後背地区
	半田市 半田運河周辺地区
三重県	半田市 亀先地区
	半田市 岩滑地区(A地区)
	瀬戸市 洞地区
	伊賀市 伊賀街道沿線地区・大和街道沿線地区
三重県	伊賀市 寺内町地区
	松阪市 通り本町・魚町一丁目周辺地区
	松阪市 市場庄地区
	伊勢市 内宮おほらい町地区
	伊勢市 二見町茶屋地区(旅館地区)
	伊勢市 二見町茶屋地区(店舗地区)
伊勢市 二見町茶屋地区(住宅地区)	

※名古屋市の白壁・主税・横木都市景観形成地区は、歴史的市街地であり、景観計画における重点地区等に指定された地区であるが、助成制度及び、助成基準等が歴史的市街地のみを対象とした制度設計ではないため、本調査の対象外としている。

(3) 調査の方法

調査は以下の方法で行った。

①資料等の入手方法

景観形成基準については、各景観行政団体の景観計画を HP からダウンロードし、その中から基準を入手した。助成基準については、各景観行政団体が HP 上で公開しているものについてはダウンロードし、入手した。助成基準が HP 上で不明又は公開していない場合は、第3章で行う各景観行政団体に対するアンケート調査の依頼と合わせて助成基準に係わる資料の提供を依頼し、入手した。

②基準の内容調査方法

入手した景観形成基準と助成基準のそれぞれについて、構造、高さ、配置、屋根、軒、庇、外壁、開口部、樋、門・塀等、建築設備、自動販売機等、看板・案内板、色彩、素材、緑化、眺望、用途に関する基準があるかどうかを確認し、各基準の内容及び構成について調査を行う。

(4) 調査の期間

本調査は、平成25年10月までに策定されている、景観形成基準及び助成基準を対象として調査を行った。

2-2 景観形成基準の策定状況及び内容調査結果

(1) 景観形成基準の策定状況

調査対象地区(27地区)においては、28の景観形成基準が策定されている。調査対象地区の数と景観形成基準の数が異なっているのは、1つの地区に対して2つの景観形成基準を設けている地区があるためである。2つの景観形成基準を持つ地区として、建築物の用途で基準を区別している地区(常滑市Aコース沿道店舗集積地区)がある。

(2) 景観形成基準の内容

景観形成基準の内容は表2-2の通りである。半田市半田運河地区、半田市亀先地区、半田市岩滑地区の景観形成基準においては、建築物の一定の規模(高さ、建築面積、立面積、計画戸数等)以上で高さ、素材、緑化に関する基準が上乘せされる。

表2-2 景観形成基準の内容

景観行政団体名	地区名	基準名、要項名等	建築物の形態意匠に関する項目																工作物に関する項目				その他(項目として設けているもの)							
			構造	高さ	配置	屋根			軒			庇			外壁			開口部・建具		種	門、塙等	建築設備	自動販売機等	看板案内板	色彩	素材	緑化	眺望	用途	その他(備考)
						形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材											
岐阜県	岐阜市	金華地区(川原町地区)	景観形成基準(指導助言基準)	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	維持管理、町並みとの調和		
		本町中山道地区	行為の制限	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-		
	中津川市	落合中山道地区	行為の制限	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-		
		馬籠中山道地区	行為の制限	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-		
	可児市	元久々利景観形成重点地区(祭事主要道路沿道区域)	景観形成基準	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	農地の保全		
		元久々利景観形成重点地区(集落区域)	景観形成基準	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	農地の保全		
		元久々利景観形成重点地区(主要施設区域)	景観形成基準	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	形状(高さとの調和)		
	美濃加茂市	中山道太田宿地区沿道まちなみ景観形成を図る	行為の制限	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-		
静岡県	静岡市	宇津ノ谷地区	景観形成基準	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	湖西市	新居間所周辺地域	規制又は措置の基準	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	デザイン(高さとの調和)全体的デザイン		
愛知県	岡崎市	八輪地区景観形成重点地区	景観配慮指針	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	道路空間		
		藤川地区景観形成重点地区	景観配慮指針	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	犬山市	大山城周辺地域内の城下町ゾーンの一部(景観形成促進地区)	景観づくりのルール	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	常滑市	Aコース沿道・店舗集積地区	遵守基準(店舗)	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			遵守基準(作業所、倉庫、共同住宅等)	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		Aコース後背地区	遵守基準(店舗、作業所、倉庫、共同住宅等)	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	半田市	半田運河周辺地区	景観形成基準	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	高さ15m以上、建築面積1000㎡以上等で素材に関する項目を制約に乗せまちなみとの調和		
	半田市	亀先地区	景観形成基準	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	高さ15m以上、建築面積1000㎡以上等で素材に関する項目を制約に乗せまちなみとの調和		
瀬戸市	同地区	すべての人が取り囲む基準	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-			
三重県	伊賀市	伊賀街道沿線地区・大和街道沿線地区	景観形成基準	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		寺内町地区	景観形成基準	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		寺内町・諏訪一丁目周辺地区	基本基準	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	松阪市	市場庄地区	基本基準	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		内宮おほらい町地区	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
	伊勢市	二見町茶屋地区(旅館地区)	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
		二見町茶屋地区(店舗地区)	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	

凡例

○ 景観形成基準に記載あり

- 景観形成基準に記載なし

(注1)建築物が一定規模以上のものにして基準に乗せ

2-3 景観形成基準の内容（項目）の構成分析

2-3-1 調査対象の整理

調査対象地区の中には、同一地区内に景観形成基準を2つ以上定めている地区が1地区（常滑市Aコース沿道・店舗集積地区）あることがわかった。この地区については、景観形成基準を建築物の用途別に定めているため、一概に地区で比較して景観形成基準の構成について分析することができない。よって、本節の景観形成基準の内容（項目）の構成分析からは当該地区の景観形成基準は省くこととする。整理した調査対象を表2-3-1に示す。

表2-3-1 景観形成基準の内容（調査対象の整理後）

景観行政団体名	地区名	基準名・要項名等	建築物の形態意匠に関する項目																		工作物に関する項目				その他の項目												
			構造	高さ	配置	屋根			軒			庇			外壁			開口部・建具						門、塀等	建築設備	自動売機等	看板案内板	色	緑化	眺望	用途						
			形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩	形態意匠	素材	色彩		
岐阜県	岐阜市	金華地区(川原町地区)	景観形成基準(指導助言基準)	-	◇	◇	-	-	-	-	-	◇	-	-	-	-	◇	-	-	◇	-	-	◇	-	-	◇	-	-	◇	-	-	◇	-	-	◇	-	-
		本町中山道地区	行為の制限	-	◇	◇	-	-	-	-	-	◇	-	-	-	◇	-	-	-	◇	-	-	-	-	◇	-	-	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中津川市	落合中山道地区	行為の制限	-	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		馬籠中山道地区	行為の制限	-	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		元久々利景観形成重点地区(祭事主要道路沿道区域)	景観形成基準	-	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		元久々利景観形成重点地区(集落区域)	景観形成基準	-	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	美濃加茂市	中山道太田宿地区沿道まちなみ景観形成を図る区域	行為の制限	-	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	静岡市	宇津/谷地区	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
愛知県	湖西市	新居関所周辺地域	規制又は措置の基準	-	◇	◇	-	-	-	-	-	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	岡崎市	八帖地区景観形成重点地区	景観配慮指針	-	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		藤川地区景観形成重点地区	景観配慮指針	-	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大山市	犬山城周辺地域内の城下町ゾーンの一部(都市景観重点地区)	景観づくりのルール	-	◇	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	常滑市	Aコース後背地区	遵守基準(店舗、作業所、倉庫、共同住宅等)	-	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三重県	半田市	半田運河周辺地区	景観形成基準	-	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		亀先地区	景観形成基準	-	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	岩滑地区(A地区)	景観形成基準	-	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	瀬戸市	洞地区	すべての人が取り組む基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	伊賀市	伊賀街道沿線地区・大和街道沿線地区	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
		寺内町地区	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	松阪市	通り本町・魚町一丁目周辺地区	基本基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
		市場庄地区	基本基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	伊勢市	内宮おほらい町地区	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	二見町茶屋地区(旅館地区)	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
	二見町茶屋地区(店舗地区)	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	二見町茶屋地区(住宅地区)	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇

凡例
 ◇ 景観形成基準に記載あり
 - 景観形成基準に記載なし
 (注1) 建築物が一定規模以上のものに関して基準に上乘せ

2-3-2 景観形成基準における建築物の形態意匠に関する項目

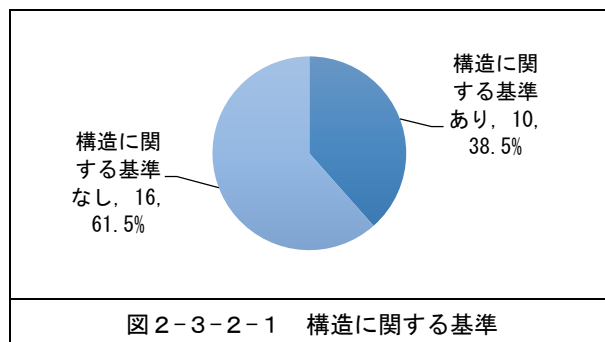
2-3-1で整理した調査対象地区において定められている景観形成基準の建築物の形態意匠に関する項目（構造、高さ、配置、屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）は以下の通りである。

(1) 構造

景観形成基準に構造に関する基準（項目）を設けている地区は26地区中10地区（38.5%）、構造に関する基準を設けていない地区は16地区（61.5%）であった。

表 2-3-2-1 構造に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
構造に関する基準あり	10	38.5
構造に関する基準なし	16	61.5
合計	26	100.0

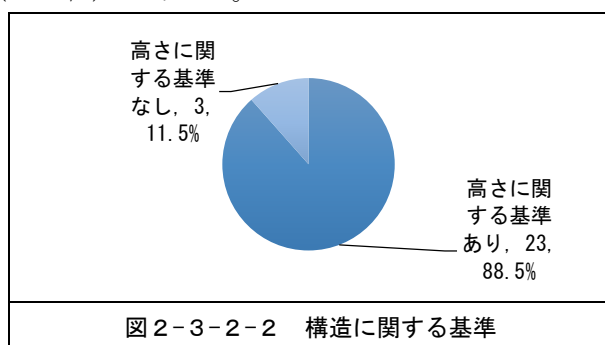


(2) 高さ

景観形成基準に高さに関する基準（項目）を設けている地区は26地区中23地区（88.5%）、高さに関する基準を設けていない地区は3地区（11.5%）であった。

表 2-3-2-2 高さに関する基準

	基準(地区)	割合(%)
高さに関する基準あり	23	88.5
高さに関する基準なし	3	11.5
合計	26	100.0

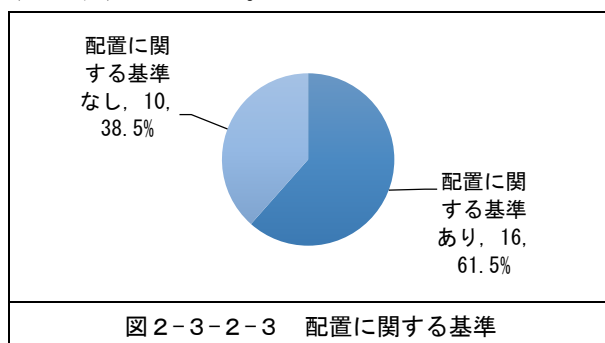


(3) 配置

景観形成基準に配置に関する基準（項目）を設けている地区は26地区中16地区（61.5%）、配置に関する基準を設けていない地区は10地区（38.5%）であった。

表 2-3-2-3 配置に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
配置に関する基準あり	16	61.5
配置に関する基準なし	10	38.5
合計	26	100.0



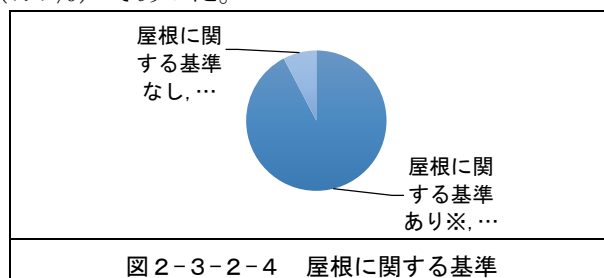
(4) 屋根

景観形成基準に屋根に関する基準（項目）を設けている地区は26地区中24地区（92.3%）、屋根に関する基準を設けていない地区は2地区（7.7%）であった。

表 2-3-2-4 屋根に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
屋根に関する基準あり※	24	92.3
屋根に関する基準なし	2	7.7
合計	26	100.0

※屋根の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。



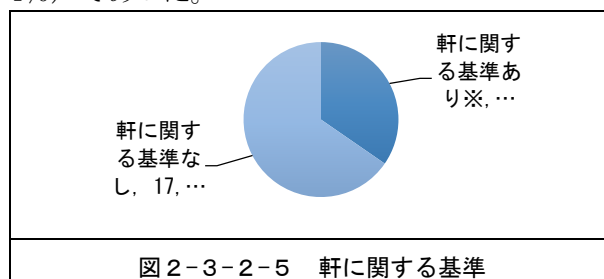
(5) 軒

景観形成基準に軒に関する基準（項目）を設けている地区は26地区中9地区（34.6%）、軒に関する基準を設けていない地区は17地区（65.4%）であった。

表 2-3-2-5 軒に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
軒に関する基準あり※	9	34.6
軒に関する基準なし	17	65.4
合計	26	100.0

※軒の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。



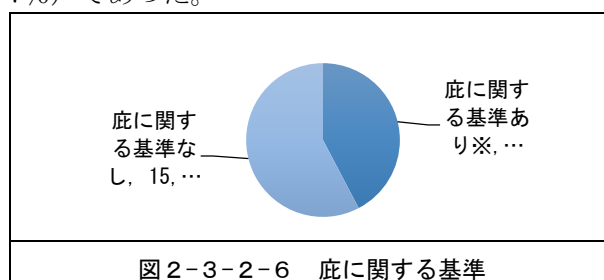
(6) 庇

景観形成基準に庇に関する基準（項目）を設けている地区は26地区中11地区（42.3%）、庇に関する基準を設けていない地区は15地区（57.7%）であった。

表 2-3-2-6 庇に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
庇に関する基準あり※	11	42.3
庇に関する基準なし	15	57.7
合計	26	100.0

※庇の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。



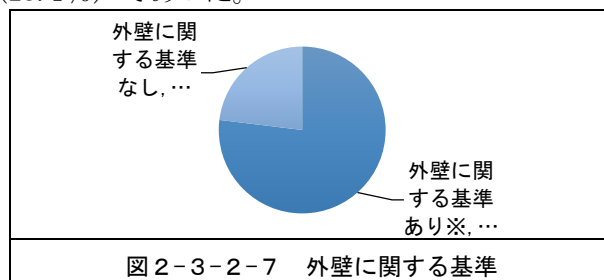
(7) 外壁

景観形成基準に外壁に関する基準（項目）を設けている地区は26地区中20地区（76.9%）、外壁に関する基準を設けていない地区は6地区（23.1%）であった。

表 2-3-2-7 外壁に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
外壁に関する基準あり※	20	76.9
外壁に関する基準なし	6	23.1
合計	26	100.0

※外壁の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。



(8) 開口部・建具

景観形成基準に開口部・建具に関する基準(項目)を設けている地区は26地区中14地区(53.8%)、開口部・建具に関する基準を設けていない地区は12地区(46.2%)であった。

表2-3-2-8 開口部・建具に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
開口部・建具に関する基準あり*	14	53.8
開口部・建具に関する基準なし	12	46.2
合計	26	100.0

※開口部・建具の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。

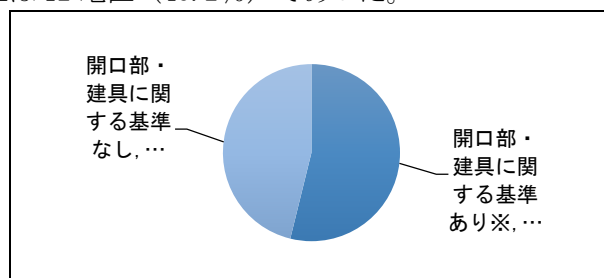


図2-3-2-8 開口部・建具に関する基準

(9) 樋

景観形成基準に樋に関する基準(項目)を設けている地区は26地区中4地区(15.4%)、樋に関する基準を設けていない地区は22地区(84.6%)であった。

表2-3-2-9 樋に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
樋に関する基準あり*	4	15.4
樋に関する基準なし	22	84.6
合計	26	100.0

※外壁の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。

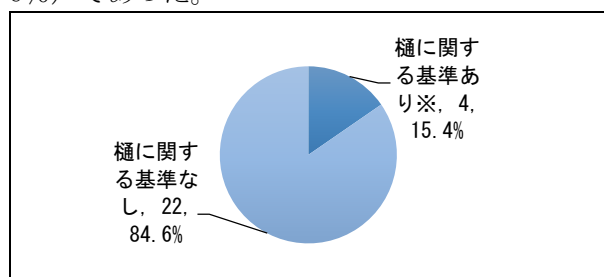


図2-3-2-9 開口部・建具に関する基準

2-3-3 景観形成基準における建築物の形態意匠に関する項目の構成分析

建築物の形態意匠に関する項目の構成は、表2-3-3の通りである。建築物の形態意匠に関する項目(構造、高さ、配置、屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋)に関して、過半以上の地区が景観形成基準に設けている項目については、屋根の項目を設けている地区が一番多く26地区中24地区(92.3%)、次いで高さが23地区(88.5%)、外壁が20地区(76.9%)、配置が16地区(61.5%)、開口部・建具が14地区(53.8%)であった。最も定めている地区が少ない項目については、樋の項目で26地区中4地区(15.4%)であった。

表2-3-3 建築物の形態意匠に関する項目の構成

	建築物の形態意匠の項目																	
	構造		高さ		配置		屋根		軒		庇		外壁		開口部・建具		樋	
	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)
基準あり	10	38.5	23	88.5	16	61.5	24	92.3	9	34.6	11	42.3	20	76.9	14	53.8	4	15.4
基準なし	16	61.5	3	11.5	10	38.5	2	7.7	17	65.4	15	57.7	6	23.1	12	46.2	22	84.6
合計	26	100.0	26	100.0	26	100.0	26	100.0	26	100.0	26	100.0	26	100.0	26	100.0	26	100.0

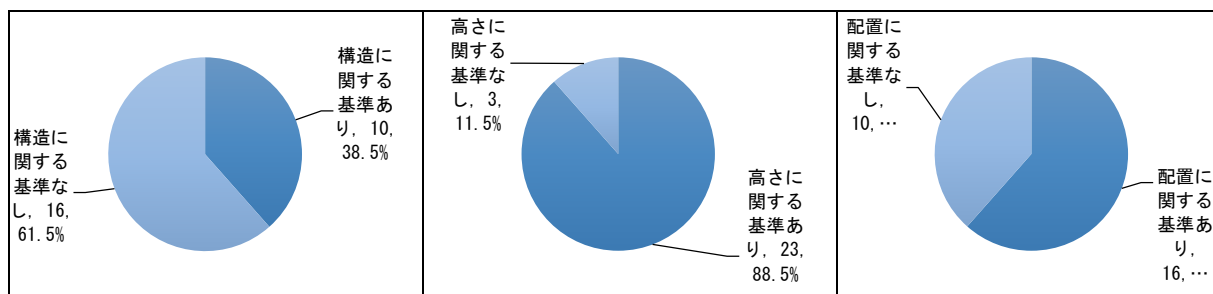


図2-3-3-1 構造

図2-3-3-2 高さ

図2-3-3-3 配置

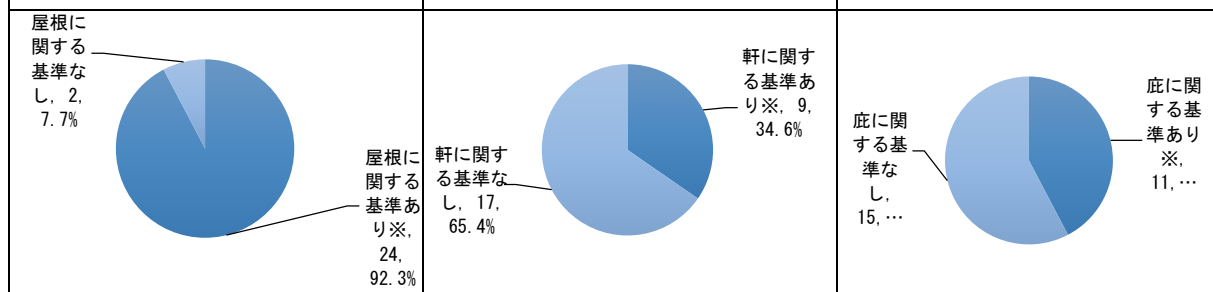


図2-3-3-4 屋根

図2-3-3-5 軒

図2-3-3-6 庇

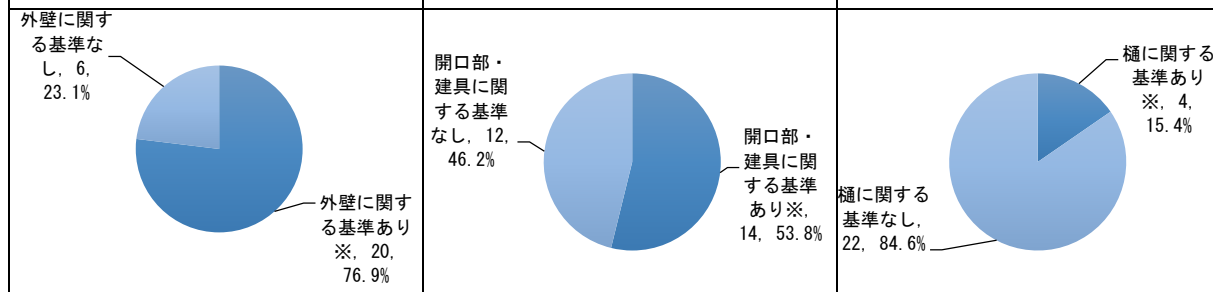
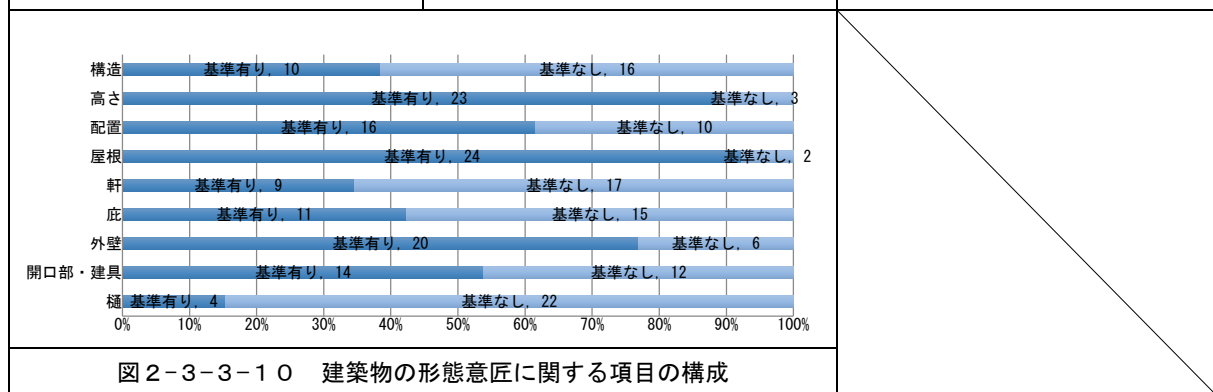


図2-3-3-7 外壁

図2-3-3-8 開口部・建具

図2-3-3-9 樋



2-3-4 景観形成基準における工作物に関する項目

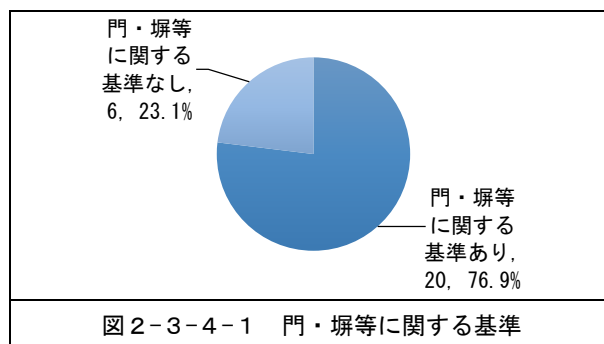
2-3-1 で整理した調査対象地区において定められている景観形成基準の工作物に関する項目（門・塀等、建築設備、自動販売機等、看板、案内板）は以下の通りである。

(1) 門・塀等

景観形成基準に門・塀等に関する基準（項目）を設けている地区は 26 地区中 20 地区（76.9%）、門・塀等に関する基準を設けていない地区は 6 地区（23.1%）であった。

表 2-3-4-1 門・塀等に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
門・塀等に関する基準あり	20	76.9
門・塀等に関する基準なし	6	23.1
合計	26	100.0

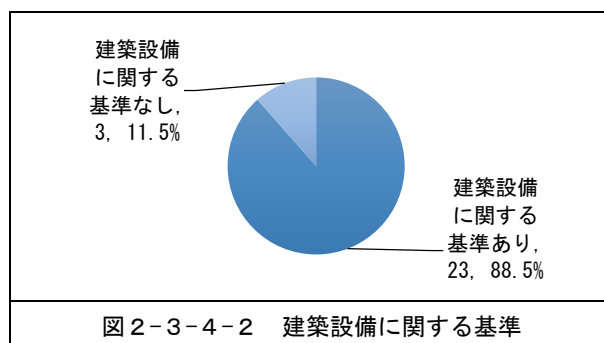


(2) 建築設備

景観形成基準に建築設備に関する基準（項目）を設けている地区は 26 地区中 23 地区（88.5%）、建築設備に関する基準を設けていない地区は 3 地区（11.5%）であった。

表 2-3-4-2 建築設備に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
建築設備に関する基準あり	23	88.5
建築設備に関する基準なし	3	11.5
合計	26	100.0

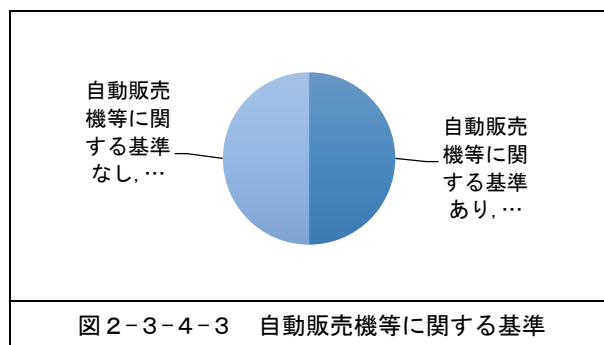


(3) 自動販売機等

景観形成基準に自動販売機等に関する基準（項目）を設けている地区は 26 地区中 13 地区（50.0%）、自動販売機等に関する基準を設けていない地区は 13 地区（50.0%）であった。

表 2-3-4-3 自動販売機等に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
自動販売機等に関する基準あり	13	50.0
自動販売機等に関する基準なし	13	50.0
合計	26	100.0



(4) 看板・案内板

景観形成基準に看板・案内板に関する基準(項目)を設けている地区は26地区中15地区(57.7%)、看板・案内板に関する基準を設けていない地区は11地区(42.3%)であった。

表 2-3-4-4 看板・案内板に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
看板・案内板に関する基準あり	15	57.7
看板・案内板に関する基準なし	11	42.3
合計	26	100.0

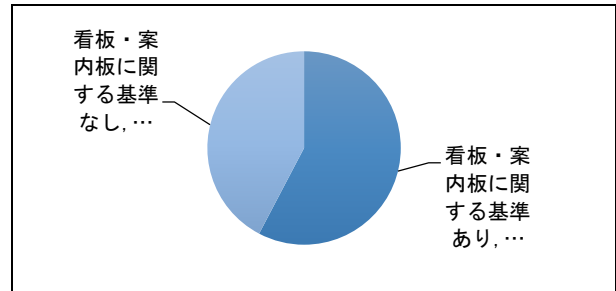


図 2-3-4-4 看板・案内板に関する基準

2-3-5 景観形成基準における工作物に関する項目の構成分析

工作物に関する項目の構成は、表 2-3-3-5 の通りである。工作物に関する項目(門・塀等、建築設備、自動販売機等、看板・案内板)については、建築設備に関する項目を設けている地区が一番多く 26 地区中 23 地区(88.5%)、次いで門・塀等が 20 地区(76.9%)、看板・案内板が 15 地区(57.7%)、自動販売機等が 13 地区(50.0%)であった。

表 2-3-3-5 工作物に関する項目の構成	工作物に関する項目			
	門・塀等 地区(件)/割合(%)	建築設備 地区(件)/割合(%)	自動販売機等 地区(件)/割合(%)	看板・案内板 地区(件)/割合(%)
基準あり	20 76.9	23 88.5	13 50.0	15 57.7
基準なし	6 23.1	3 11.5	13 50.0	11 42.3
合計	26 100.0	26 100.0	26 100.0	26 100.0

<p>図 2-3-5-1 門・塀等に関する基準</p> <p>門・塀等に関する基準あり, 20, 76.9% 門・塀等に関する基準なし, 6, 23.1%</p>
<p>図 2-3-5-2 建築設備に関する基準</p> <p>建築設備に関する基準あり, 23, 88.5% 建築設備に関する基準なし, 3, 11.5%</p>
<p>図 2-3-5-3 自動販売機等に関する基準</p> <p>自動販売機等に関する基準あり, 13, 50.0% 自動販売機等に関する基準なし, 13, 50.0%</p>
<p>図 2-3-5-4 看板・案内板に関する基準</p> <p>看板・案内板に関する基準あり, 15, 57.7% 看板・案内板に関する基準なし, 11, 42.3%</p>
<p>図 2-3-5-5 工作物に関する項目の構成</p> <p>門・塀等: 基準有り, 20 基準なし, 6 建築設備: 基準有り, 23 基準なし, 3 自動販売機等: 基準有り, 13 基準なし, 13 看板・案内板: 基準有り, 15 基準なし, 11</p>

2-5 助成基準の内容(項目)の構成分析

2-5-1 調査対象の整理

調査対象地区の中には、助成基準を2つ以上定めている地区が8地区(岐阜市金華地区(川原町地区)/中津川市本町中山道地区/落合中山道地区/馬籠中山道地区、犬山市都市景観重点地区、常滑市Aコース沿道・店舗集積地区/Aコース後背地区、瀬戸市洞地区)あることがわかった。これらの地区については、助成基準を建築物の年代や用途別に定めているため、一概に地区で比較して助成基準の構成について、分析することができない。(Aコース後背地区については、Aコース沿道・店舗集積地区の店舗の基準および地区の各々の遵守基準を用いる。)よって本節の助成基準の内容(項目)の構成分析からは当該地区の助成基準は省くこととする。整理した調査対象を表2-1-5-1に示す。

表2-5-1 助成基準の内容(調査対象の整理後)

景観行政団体	地区名	基準名・要項名等	建築物の形態基準に関する項目																工作物に関する項目				その他の項目						
			構造	高さ	配置	屋根		軒		庇		外壁		開口部・建具		礎		門、塀等	建築設備	自動販売機等	看板・案内板	色彩	素材	緑化	眺望	用途			
岐阜県	岐阜市	元久々利景観形成重点地区(祭事主要道路沿道区域)	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○
		元久々利景観形成重点地区(集落区域)	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○
		元久々利景観形成重点地区(主要施設区域)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	美濃加茂市	中山道太田宿地区沿道まちなみ景観形成を図る区域	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-
静岡県	静岡市	宇津ノ谷地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湖西市	新居開所周辺地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	伊賀市	伊賀街道沿線地区・大和街道沿線地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		寺内町地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	松阪市	通り本町・魚町一丁目周辺地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		市場庄地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊勢市	内宮おはらい町地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		二見町茶屋地区(旅館地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		二見町茶屋地区(店舗地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		二見町茶屋地区(住宅地区)	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			旅館・店舗地区の景観形成基準	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例	
○	助成基準に記載あり
-	助成基準に記載なし
(注1)景観形成基準に記載	

2-5-2 助成基準における建築物の形態意匠に関する項目

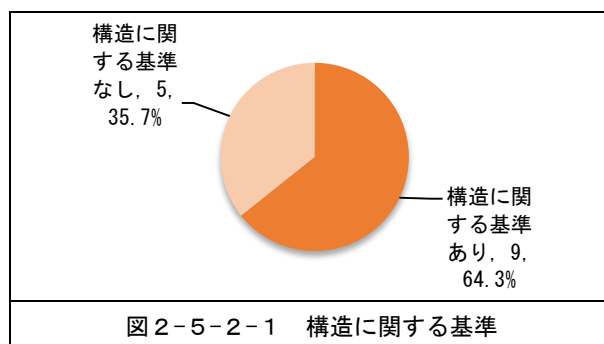
2-5-1にて整理した調査対象地区において定められている助成基準の建築物の形態意匠に関する項目（構造、高さ、配置、屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）は以下の通りである。

(1) 構造

助成基準に構造に関する基準（項目）を設けている地区は14地区中9地区（64.3%）、構造に関する基準を設けていない地区は5地区（35.7%）であった。

表2-5-2-1 構造に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
構造に関する基準あり	9	64.3
構造に関する基準なし	5	35.7
合計	14	100.0

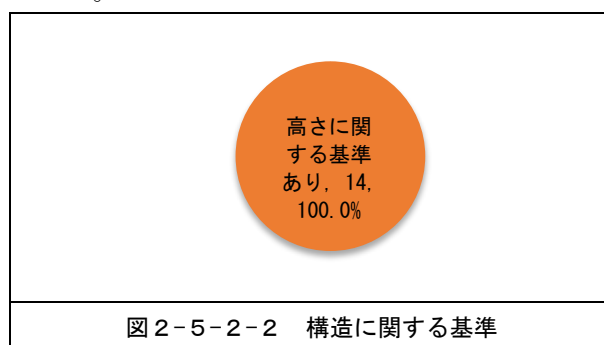


(2) 高さ

助成基準に高さに関する基準（項目）を設けている地区は14地区中14地区（100.0%）であった。高さに関する基準を設けていない地区はなかった。

表2-5-2-2 高さに関する基準

	基準(地区)	割合(%)
高さに関する基準あり	14	100.0
高さに関する基準なし	0	0.0
合計	14	100.0

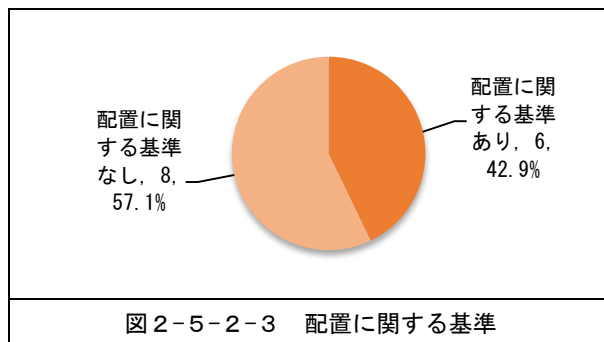


(3) 配置

助成基準に配置に関する基準（項目）を設けている地区は14地区中8地区（57.1%）、配置に関する基準を設けていない地区は6地区（42.9%）であった。

表2-5-2-3 配置に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
配置に関する基準あり	6	42.9
配置に関する基準なし	8	57.1
合計	14	100.0



(4) 屋根

助成基準に屋根に関する基準（項目）を設けている地区は14地区中13地区（92.9%）、屋根に関する基準を設けていない地区は1地区（7.1%）であった。

表2-5-2-4 屋根に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
屋根に関する基準あり※	13	92.9
屋根に関する基準なし	1	7.1
合計	14	100.0

※屋根の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。

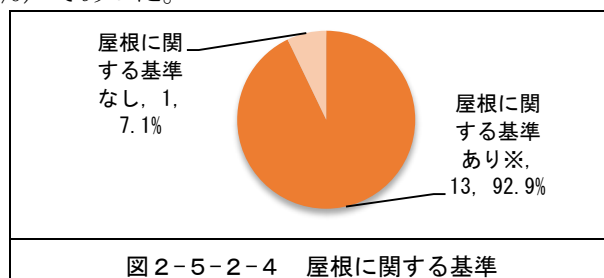


図2-5-2-4 屋根に関する基準

(5) 軒

助成基準に軒に関する基準（項目）を設けている地区は14地区中9地区（64.3%）、軒に関する基準を設けていない地区は5地区（35.7%）であった。

表2-5-2-5 軒に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
軒に関する基準あり※	9	64.3
軒に関する基準なし	5	35.7
合計	14	100.0

※軒の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。

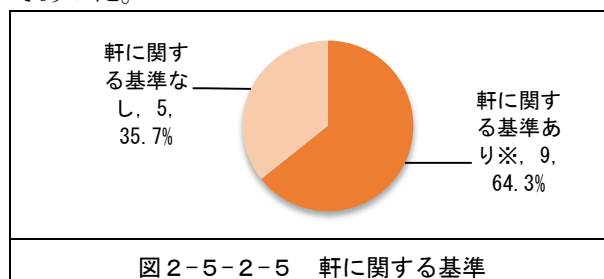


図2-5-2-5 軒に関する基準

(6) 庇

助成基準に庇に関する基準（項目）を設けている地区は14地区中9地区（64.3%）、庇に関する基準を設けていない地区は5地区（35.7%）であった。

表2-5-2-6 庇に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
庇に関する基準あり※	9	64.3
庇に関する基準なし	5	35.7
合計	14	100.0

※庇の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。

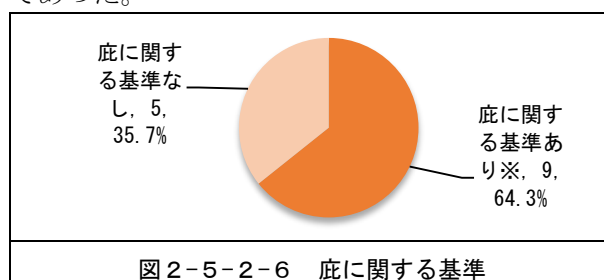


図2-5-2-6 庇に関する基準

(7) 外壁

助成基準に外壁に関する基準（項目）を設けている地区は14地区中12地区（85.7%）、外壁に関する基準を設けていない地区は2地区（14.3%）であった。

表2-5-2-7 外壁に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
外壁に関する基準あり※	12	85.7
外壁に関する基準なし	2	14.3
合計	14	100.0

※外壁の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。

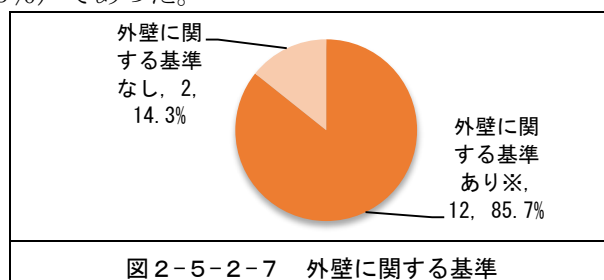


図2-5-2-7 外壁に関する基準

(8) 開口部・建具

助成基準に開口部・建具に関する基準(項目)を設けている地区は14地区中10地区(71.4%)、開口部・建具に関する基準を設けていない地区は4地区(28.6%)であった。

表2-5-2-8 開口部・建具に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
開口部・建具に関する基準あり※	10	71.4
開口部・建具に関する基準なし	4	28.6
合計	14	100.0

※開口部・建具の形態意匠、素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。

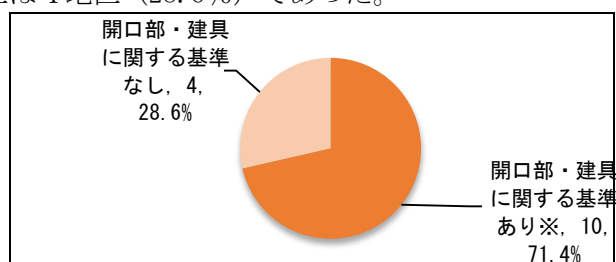


図2-5-2-8 開口部・建具に関する基準

(9) 樋

助成基準に樋に関する基準(項目)を設けている地区は14地区中6地区(42.9%)、樋に関する基準を設けていない地区は8地区(57.1%)であった。

表2-5-2-9 樋に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
樋に関する基準あり※	6	42.9
樋に関する基準なし	8	57.1
合計	14	100.0

※樋の素材、色彩のいずれかの項目について該当があれば、基準ありとする。

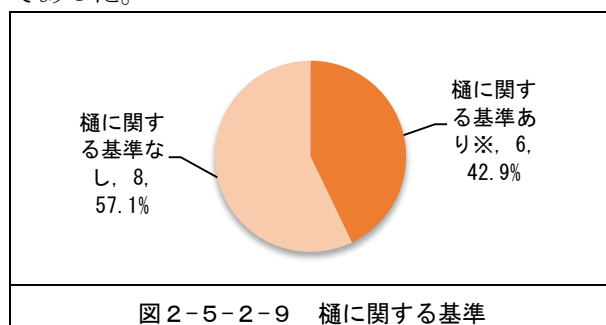


図2-5-2-9 樋に関する基準

2-5-3 助成基準における建築物の形態意匠に関する項目の構成分析

建築物の形態意匠に関する項目の構成は、表2-5-3の通りである。建築物の形態意匠に関する項目(構造、高さ、配置、屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋)に関して、過半以上の地区が助成基準に設けている項目については、高さの項目を設けている地区が一番多く14地区中14地区(100.0%)、次いで屋根が13地区(92.9%)、外壁が12地区(85.7%)、開口部・建具が10地区(71.4%)、構造、軒、庇がそれぞれ9地区(64.3%)、であった。過半未満の地区が助成基準に定めていない項目については、配置及び樋の項目で14地区中6地区(42.9%)であった。

表2-5-3 建築物の形態意匠に関する助成基準の構成

	建築物の形態意匠の項目																	
	構造		高さ		配置		屋根		軒		庇		外壁		開口部・建具		樋	
	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)
基準あり	9	64.3	14	100.0	6	42.9	13	92.9	9	64.3	9	64.3	12	85.7	10	71.4	6	42.9
基準なし	5	35.7	0	0.0	8	57.1	1	7.1	5	35.7	5	35.7	2	14.3	4	28.6	8	57.1
合計	14	100.0	14	100.0	14	100.0	14	100.0	14	100.0	14	100.0	14	100.0	14	100.0	14	100.0

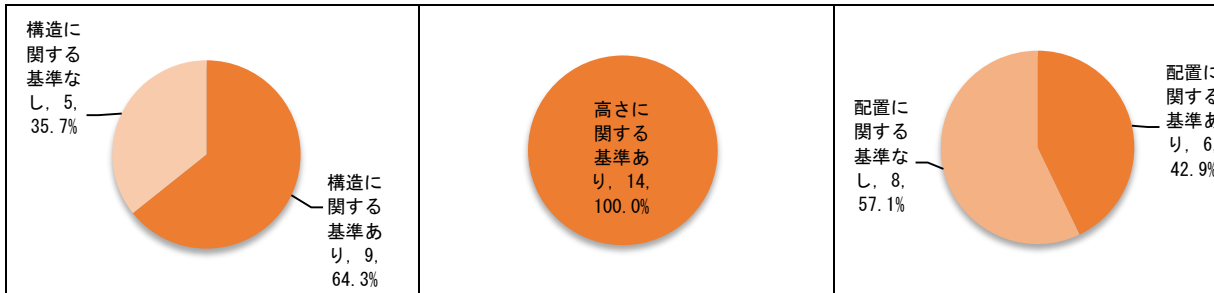


図2-5-3-1 構造

図2-5-3-2 高さ

図2-5-3-3 配置

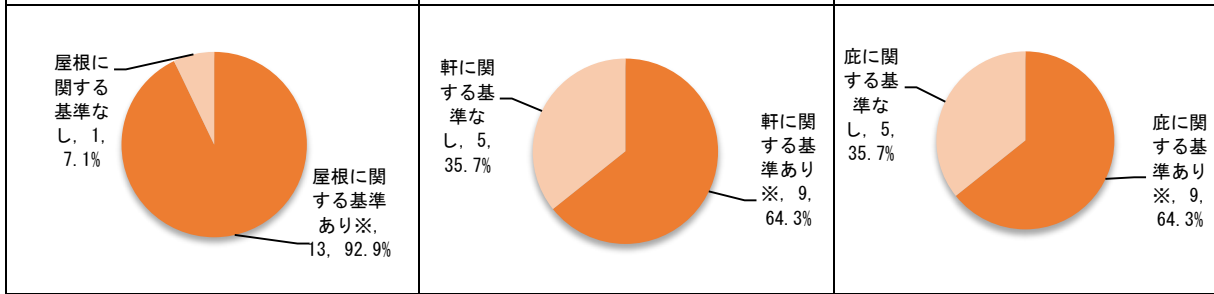


図2-5-2-3-4 屋根

図2-5-3-5 軒

図2-5-3-6 庇

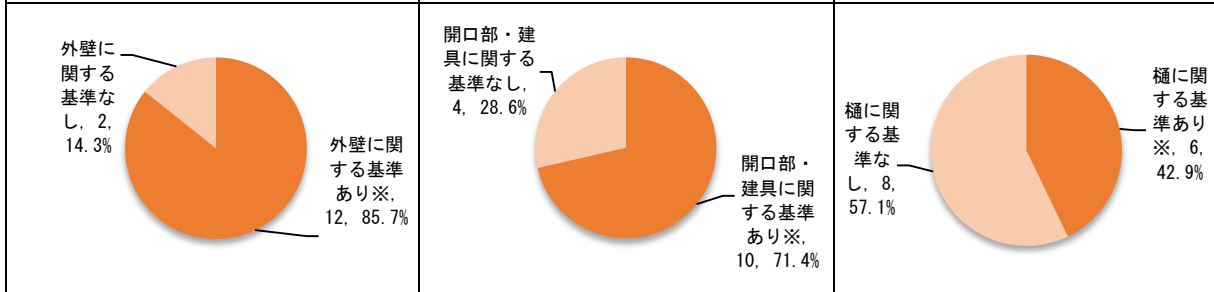


図2-5-3-7 外壁

図2-5-3-8 開口部・建具

図2-5-3-9 樋

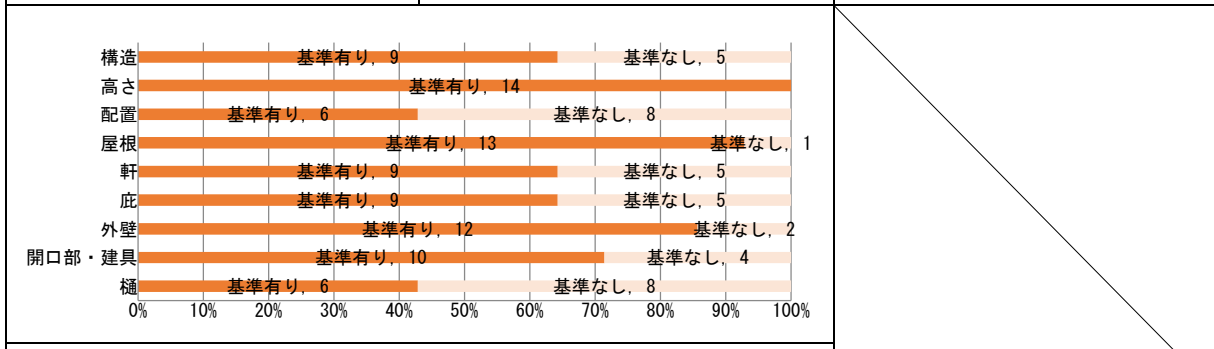


図2-5-3-10 建築物の形態意匠に関する助成基準の構成

2-5-4 助成基準における工作物に関する項目

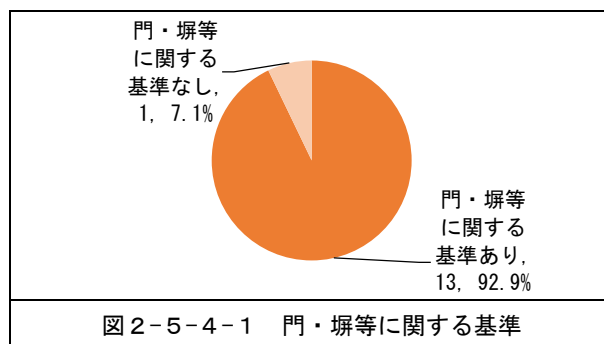
2-5-1で整理した調査対象地区において定められている助成基準の工作物に関する項目（門・塀等、建築設備、自動販売機等、看板、案内板）は以下の通りである。

(1) 門・塀等

助成基準に門・塀等に関する基準（項目）を設けている地区は14地区中13地区（92.9%）、門・塀等に関する基準を設けていない地区は1地区（7.1%）であった。

表 2-5-4-1 門・塀等に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
門・塀等に関する基準あり	13	92.9
門・塀等に関する基準なし	1	7.1
合計	14	100.0

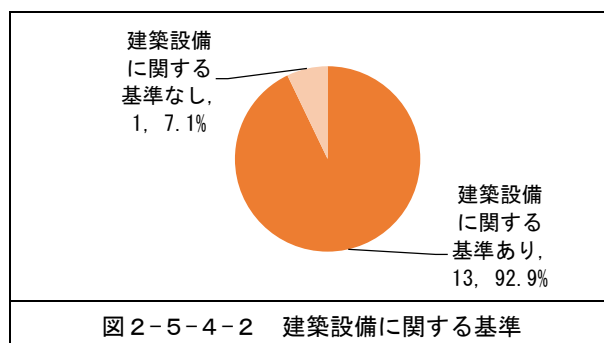


(2) 建築設備

助成基準に建築設備に関する基準（項目）を設けている地区は14地区中13地区（92.9%）、建築設備に関する基準を設けていない地区は1地区（7.1%）であった。

表 2-5-4-2 建築設備に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
建築設備に関する基準あり	13	92.9
建築設備に関する基準なし	1	7.1
合計	14	100.0

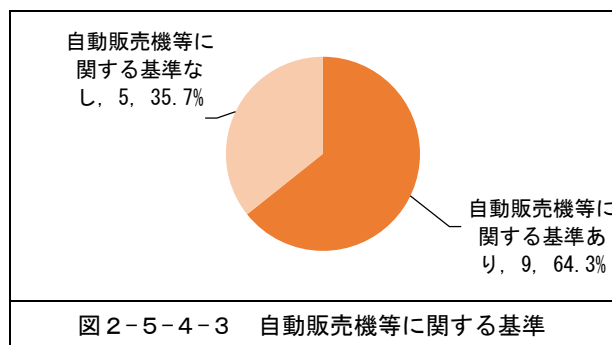


(3) 自動販売機等

助成基準に自動販売機等に関する基準（項目）を設けている地区は14地区中9地区（64.3%）、自動販売機に関する基準を設けていない地区は5地区（35.7%）であった。

表 2-5-4-3 自動販売機等に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
自動販売機等に関する基準あり	9	64.3
自動販売機等に関する基準なし	5	35.7
合計	14	100.0

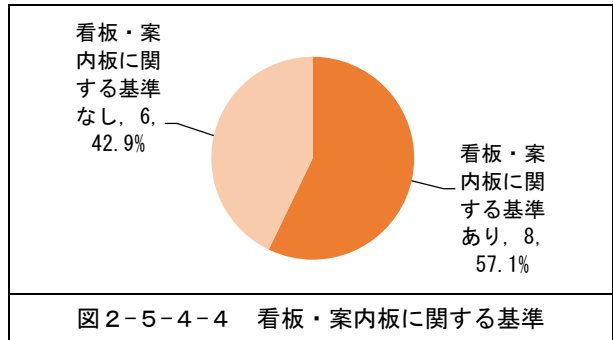


(4) 看板・案内板

助成基準に看板・案内板に関する基準(項目)を設けている地区は14地区中8地区(57.1%)、看板・案内板に関する基準を設けていない地区は6地区(42.9%)であった。

表2-5-4-4 看板・案内板に関する基準

	基準(地区)	割合(%)
看板・案内板に関する基準あり	8	57.1
看板・案内板に関する基準なし	6	42.9
合計	14	100.0

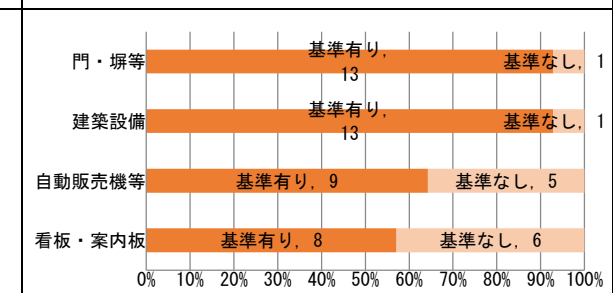
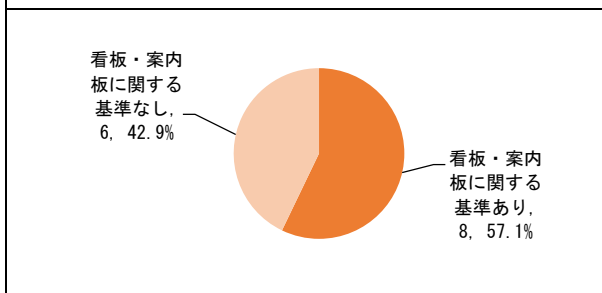
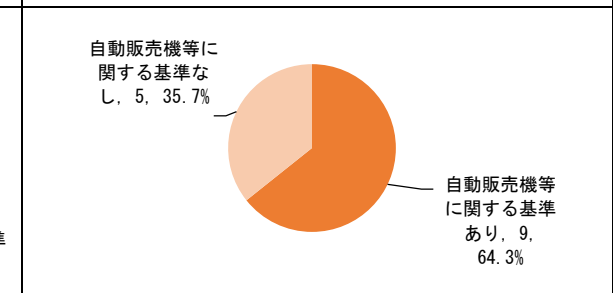
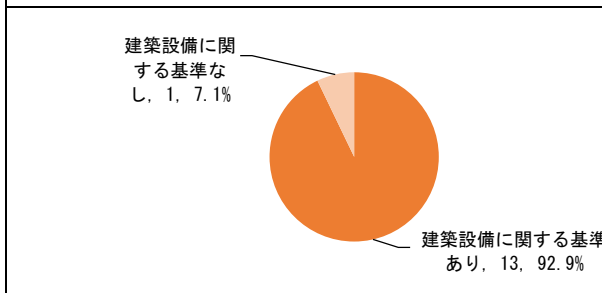
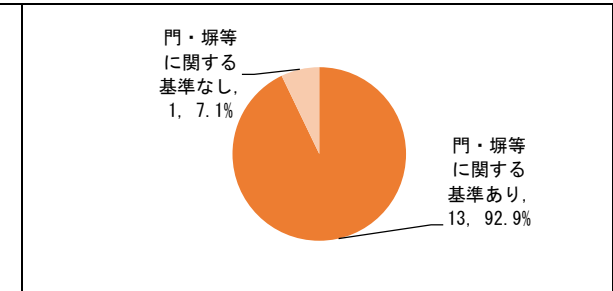


2-5-5 助成基準における工作物に関する項目の構成分析

工作物に関する項目の構成は、表2-5-5の通りである。工作物に関する項目(門・塀等、建築設備、自動販売機等、看板・案内板)については、門・塀等の項目と建築設備に関する項目を設けている地区が一番多く、それぞれ14地区中13地区(92.9%)、次いで自動販売機等が9地区(64.3%)、看板・案内板が8地区(57.1%)であった。

表2-5-5 工作物に関する景観形成基準の構成

	工作物に関する項目							
	門・塀等		建築設備		自動販売機等		看板・案内板	
	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)	地区(件)	割合(%)
基準あり	13	92.9	13	92.9	9	64.3	8	57.1
基準なし	1	7.1	1	7.1	5	35.7	6	42.9
合計	14	100.0	14	100.0	14	100.0	14	100.0



2-6 建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）に関する基準

2-6-1 素材、色彩に関する基準

2-6-1-1 素材、色彩に関する基準の定め方についての類型

景観形成基準及び助成基準の素材、色彩に関する基準の定め方については、両基準に（1）素材、色彩に関する基準を項目として設けていない場合と（2）素材、色彩に関する基準を項目として設けている場合に分けることができる。素材、色彩に関する基準の定め方について、類型を図2-6-1-1に示す。

(1)素材、色彩の項目を設けていない場合		(2)素材、色彩の項目を設けている場合																																				
タイプ①		タイプ②	タイプ③																																			
<table border="1"> <tr><th colspan="2">景観形成基準及び助成基準</th></tr> <tr><td rowspan="7">建築物の構成部位の項目、 工作物に関する項目内に素材、色彩に関する基準あり</td><td>構造</td></tr> <tr><td>高さ</td></tr> <tr><td>配置</td></tr> <tr><td>屋根</td></tr> <tr><td>軒</td></tr> <tr><td>庇</td></tr> <tr><td>外壁</td></tr> <tr><td rowspan="4">るに工 項関作 目す物</td><td>開口部・建具</td></tr> <tr><td>樋</td></tr> <tr><td>門・塀等</td></tr> <tr><td>建築設備</td></tr> <tr><td>自動販売機等</td></tr> <tr><td>看板・案内板</td></tr> </table> <p>※全ての項目内に素材、色彩に関する基準が定められているわけではなく、項目によって素材、色彩の基準の有無は異なる。</p>		景観形成基準及び助成基準		建築物の構成部位の項目、 工作物に関する項目内に素材、色彩に関する基準あり	構造	高さ	配置	屋根	軒	庇	外壁	るに工 項関作 目す物	開口部・建具	樋	門・塀等	建築設備	自動販売機等	看板・案内板	<table border="1"> <tr><th colspan="2">景観形成基準及び助成基準</th></tr> <tr><td rowspan="10">建築物の構成部位の項目、 工作物に関する項目内に素材、色彩に関する基準あり</td><td>構造</td></tr> <tr><td>高さ</td></tr> <tr><td>配置</td></tr> <tr><td>屋根</td></tr> <tr><td>軒</td></tr> <tr><td>庇</td></tr> <tr><td>外壁</td></tr> <tr><td>開口部・建具</td></tr> <tr><td>樋</td></tr> <tr><td>門・塀等</td></tr> <tr><td>建築設備</td></tr> <tr><td rowspan="3">るに工 項関作 目す物</td><td>自動販売機等</td></tr> <tr><td>看板・案内板</td></tr> <tr><td>素材 色彩</td></tr> </table> <p>※素材、色彩の項目の対象は全ての建築物の構成部位、工作物に関して定められているわけではない。</p>		景観形成基準及び助成基準		建築物の構成部位の項目、 工作物に関する項目内に素材、色彩に関する基準あり	構造	高さ	配置	屋根	軒	庇	外壁	開口部・建具	樋	門・塀等	建築設備	るに工 項関作 目す物	自動販売機等	看板・案内板	素材 色彩
景観形成基準及び助成基準																																						
建築物の構成部位の項目、 工作物に関する項目内に素材、色彩に関する基準あり	構造																																					
	高さ																																					
	配置																																					
	屋根																																					
	軒																																					
	庇																																					
	外壁																																					
るに工 項関作 目す物	開口部・建具																																					
	樋																																					
	門・塀等																																					
	建築設備																																					
自動販売機等																																						
看板・案内板																																						
景観形成基準及び助成基準																																						
建築物の構成部位の項目、 工作物に関する項目内に素材、色彩に関する基準あり	構造																																					
	高さ																																					
	配置																																					
	屋根																																					
	軒																																					
	庇																																					
	外壁																																					
	開口部・建具																																					
	樋																																					
	門・塀等																																					
建築設備																																						
るに工 項関作 目す物	自動販売機等																																					
	看板・案内板																																					
	素材 色彩																																					
建築物の構成部位・工作物に関する項目内にのみ素材、色彩の基準あり		素材、色彩の項目内に建築物の構成部位、工作物に関する素材、色彩の基準あり（建築物の構成部位、工作物の項目内にはなし）																																				
		<table border="1"> <tr><th colspan="2">景観形成基準及び助成基準</th></tr> <tr><td rowspan="10">建築物の構成部位の項目、 工作物に関する項目内に素材、色彩の項目内の両方に 素材、色彩の基準あり</td><td>構造</td></tr> <tr><td>高さ</td></tr> <tr><td>配置</td></tr> <tr><td>屋根</td></tr> <tr><td>軒</td></tr> <tr><td>庇</td></tr> <tr><td>外壁</td></tr> <tr><td>開口部・建具</td></tr> <tr><td>樋</td></tr> <tr><td>門・塀等</td></tr> <tr><td>建築設備</td></tr> <tr><td rowspan="3">るに工 項関作 目す物</td><td>自動販売機等</td></tr> <tr><td>看板・案内板</td></tr> <tr><td>素材 色彩</td></tr> </table> <p>※全ての項目内に素材、色彩に関する基準が定められているわけではなく、項目によって素材、色彩の基準の有無は異なる。 ※素材、色彩の項目の対象は全ての建築物の構成部位、工作物に関して定められているわけではない。</p>		景観形成基準及び助成基準		建築物の構成部位の項目、 工作物に関する項目内に素材、色彩の項目内の両方に 素材、色彩の基準あり	構造	高さ	配置	屋根	軒	庇	外壁	開口部・建具	樋	門・塀等	建築設備	るに工 項関作 目す物	自動販売機等	看板・案内板	素材 色彩																	
景観形成基準及び助成基準																																						
建築物の構成部位の項目、 工作物に関する項目内に素材、色彩の項目内の両方に 素材、色彩の基準あり	構造																																					
	高さ																																					
	配置																																					
	屋根																																					
	軒																																					
	庇																																					
	外壁																																					
	開口部・建具																																					
	樋																																					
	門・塀等																																					
建築設備																																						
るに工 項関作 目す物	自動販売機等																																					
	看板・案内板																																					
	素材 色彩																																					
		建築物の構成部位・工作物の項目内と素材、色彩の項目内の両方に素材、色彩の基準あり																																				

図2-6-1-1 素材、色彩に関する基準の定め方の類型

(1) 素材、色彩に関する基準を項目として設けていない場合

素材、色彩の項目を設けていない場合については、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目及び工作物に関する項目内で素材、色彩の基準を定めており、本類型をタイプ①とする。建築物の構成部位の項目及び工作物に関する項目内の全てに素材、色彩に関する基準が定められているわけではなく、項目によって素材、色彩に関する基準の有無は異なる。

(2) 素材、色彩に関する基準を項目として設けている場合

素材、色彩の項目を設けている場合については、さらに2つに類型することができる。まず、素材、色彩の項目内にのみ、建築物の構成部位及び工作物に関する素材、色彩の基準を定めている場合をタイプ②とする。また、建築物の構成部位の項目及び工作物に関する項目内と素材、色彩の項目内の両方に素材、色彩の基準を定めている場合をタイプ③とする。タイプ②及びタイプ③における素材、色彩の項目については、具体的に基準の対象となる建築物の構成部位や工作物を明記している場合や、建築物全般として具体的な基準の対象の指定がない場合がある。タイプ③における建築物の構成部位の項目及び工作物に関する項目内には、全ての項目に素材、色彩に関する基準が定められているわけではなく、タイプ①と同様に項目によって素材、色彩に関する基準の有無は異なる。

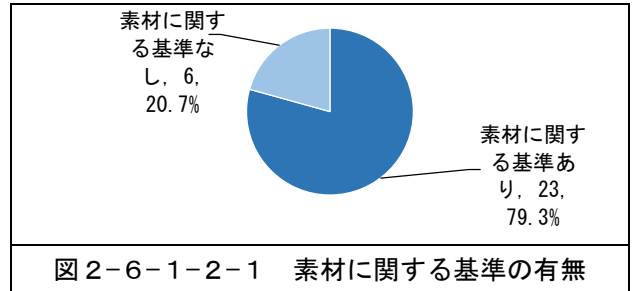
2-6-1-2 景観形成基準における素材に関する基準

(1) 素材に関する基準の有無

景観形成基準に建築物の素材に関する基準を定めているもの（建築物の構成部位の項目内に素材に関する基準があるものと、素材の項目を設けているものの合計）は28件中23件（82.1%）であり、素材に関する基準を定めていないものは5件（17.9%）であった。

図2-6-1-2-1 素材に関する基準の有無

	基準(件)	割合(%)
素材に関する基準あり	23	82.1
素材に関する基準なし	5	17.9
合計	28	100



(2) 素材に関する基準の定め方

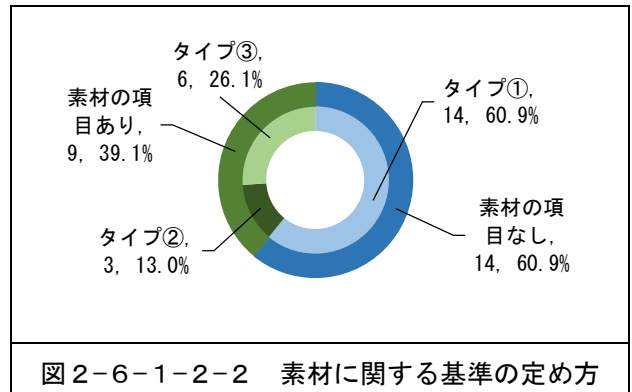
建築物の素材に関する基準を定めている23の景観形成基準のうち、建築物の構成部位の項目でのみ、素材に関する基準を定めているもの（タイプ①）は23件中14件（60.9%）であった。素材に関する基準を項目として設けているものは23件中9件（39.1%）であった。

素材の項目を設けているもので、素材の項目内にのみ建築物の構成部位に関する素材の基準を定めているもの（タイプ②）は3件（13.0%）、建築物の構成部位の項目と素材の項目の両方に素材に関する基準を定めているもの（タイプ③）は6件（26.1%）であった。

表2-6-1-2-2 素材に関する基準の定め方

		基準(件)	割合(%)
素材の項目なし	タイプ①	14	60.9
素材の項目あり	タイプ②	3	13.0
	タイプ③	6	26.1
	小計	9	39.1
合計		23	100.0

【凡例】
 タイプ①: 建築物の構成部位及び工作物に関する項目内で素材についての基準を定めている地区、タイプ②: 素材の項目を設けて、その項目内にのみ建築物の構成部位及び工作物に関する素材の基準を定めている地区、タイプ③: 建築物の構成部位及び工作物に関する項目と素材の項目の両方に素材についての基準を定めている地区



2-6-1-3 素材に関する基準の対象部位

(1) タイプ①における素材に関する基準

タイプ①の基準について、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目内で素材に関する基準の有無を調査する。調査結果を表2-6-1-3-1に示す。

表2-6-1-3-1 タイプ①における素材に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位						建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具	樋		
可児市	元々々利景観形成地区 (祭事主要道路沿道区域)	景観形成基準	◇	-	-	◇	-	-	-	-
	元々々利景観形成地区(集落区域)	景観形成基準	◇	-	-	◇	-	-	-	-
岡崎市	八帖地区景観形成重点地区	景観配慮指針	◇	-	-	◇	-	-	-	-
	藤川地区景観形成重点地区	景観配慮指針	◇	-	-	◇	-	-	-	-
静岡市	宇津ノ谷地区	景観形成基準	◇	-	◇	◇	◇	-	-	-
犬山市	犬山城周辺地域の城下町周辺ゾーン (景観形成促進地区)	景観づくりのルール	◇	-	-	◇	◇	-	-	-
常滑市	Aコース沿道・店舗集積地区	遵守基準(店舗)	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	-
瀬戸市	洞地区	すべての人が取り組む基準	◇	-	-	◇	◇	-	-	-
伊賀市	伊賀街道沿線地区・ 大和街道沿線地区	景観形成基準	◇	-	-	◇	◇	-	-	-
	寺内町地区	景観形成基準	◇	-	-	◇	◇	-	-	-
伊勢市	内宮おはらい町地区	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	-
	二見町茶屋地区(旅館地区)	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	-
	二見町茶屋地区(店舗地区)	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	-
	二見町茶屋地区(住宅地区)	景観形成基準	-	◇	◇	-	-	-	-	-

凡例	
◇	(建築物の構成部位の項目内での)素材の基準
-	該当なし

(2) タイプ②における素材に関する基準

タイプ②の基準について、素材の項目が対象とする部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋、建築物全般（対象の指定なし）、工作物、その他）を調査する。調査結果を表2-6-1-3-2に示す。

表2-6-1-3-2 タイプ②における素材に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位						建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具	樋		
岐阜市	金華地区	景観形成基準(指導助言基準)	◆	-	-	-	◆	-	◆	-
半田市	亀先地区	景観形成基準	-	-	-	-	-	-	◆	-
	岩滑地区(A地区)	景観形成基準	-	-	-	-	-	-	◆	-

凡例	
◆	(素材の項目内で対象とする)素材の基準
-	該当なし

(3) タイプ③における素材に関する基準

タイプ③の基準について、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目内で素材に関する基準の有無と素材の項目が対象とする部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋、建築物全般（対象の指定なし）、工作物、その他）を調査する。調査結果を表2-6-1-3-3に示す。

表2-6-1-3-3 タイプ③における素材に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位						建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具	樋		
中津川市	本町中山道地区	行為の制限	◇◆	-	-	◇◆	◆	-	-	-
	馬籠中山道地区	行為の制限	◇◆	-	-	◇◆	◆	-	-	-
美濃加茂市	中山道太田宿地区 (沿道まちなみ景観形成を図る区域)	行為の制限	◇	-	-	◇◆	◇	-	-	土間
半田市	半田市半田運河周辺地区	景観形成基準	-	-	-	◇	-	-	◆	-
松阪市	通り本町・魚町一丁目周辺地区	基本基準	-	-	-	◇	-	-	◆	-
	市場庄地区	基本基準	-	-	-	◇	-	-	◆	-

凡例	
◇	(建築物の構成部位の項目内での)素材の基準
◆	(素材の項目内で対象とする)素材の基準
-	該当なし

2-6-1-4 景観形成基準における色彩に関する基準

(1) 色彩に関する基準の有無

景観形成基準に建築物の色彩に関する基準を定めているもの（建築物の構成部位の項目内に色彩に関する基準があるものと、色彩の項目を設けているものの合計）は28件中28件（100.0%）であり、色彩に関する基準を定めていないものはなかった。

図2-6-1-4-1 色彩に関する基準の有無

	基準(件)	割合(%)
色彩に関する基準あり	28	100.0
色彩に関する基準なし	0	0.0
合計	28	100

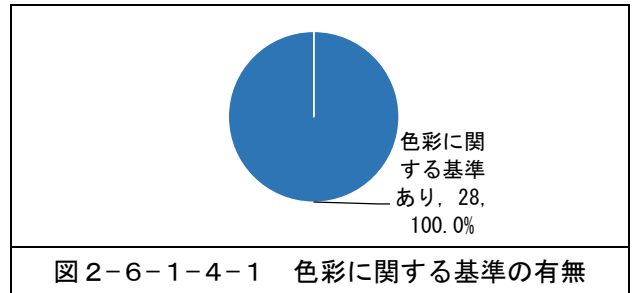


図2-6-1-4-1 色彩に関する基準の有無

(2) 色彩に関する基準の定め方

建築物の色彩に関する基準を定めている29の景観形成基準のうち、建築物の構成部位の項目でのみ、色彩に関する基準を定めているもの（タイプ①）は28件中7件（25.0%）であった。色彩に関する基準を項目として設けているものは21件（75.0%）であった。

色彩の項目を設けているもので、色彩の項目内のみ建築物の構成部位に関する色彩の基準を定めているもの（タイプ②）は12件（42.9%）、建築物の構成部位の項目と色彩の項目の両方に色彩に関する基準を定めているもの（タイプ③）は9件（32.1%）であった。

表2-6-1-4-2 色彩に関する基準の定め方

		基準(件)	割合(%)
色彩の項目なし	タイプ①	7	25.0
色彩の項目あり	タイプ②	12	42.9
	タイプ③	9	32.1
	小計	21	75.0
合計		28	100.0

【凡例】
 タイプ①: 建築物の構成部位及び工作物に関する項目内で色彩についての基準を定めている地区、タイプ②: 色彩の項目を設けて、その項目内のみ建築物の構成部位及び工作物に関する色彩の基準を定めている地区、タイプ③: 建築物の構成部位及び工作物に関する項目と色彩の項目の両方に色彩についての基準を定めている地区

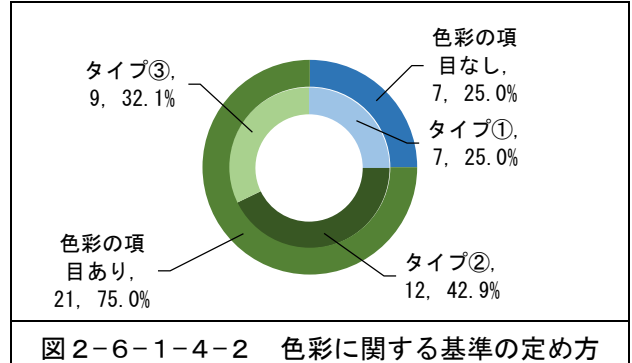


図2-6-1-4-2 色彩に関する基準の定め方

2-6-1-5 色彩に関する基準の対象部位

(1) タイプ①における色彩に関する基準

タイプ①の基準について、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目内で色彩に関する基準の有無を調査する。調査結果を表2-6-1-5-1に示す。

表2-6-1-5-1 タイプ①における色彩に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位						建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具	樋		
静岡市	宇津ノ谷地区	景観形成基準	◇	-	◇	◇	◇	◇	-	-
犬山市	犬山城周辺地域の城下町ゾーンの一部(景観形成促進地区)	景観づくりのルール	◇	-	-	◇	◇	-	-	-
瀬戸市	洞地区	すべての人が取り組む基準	◇	-	-	◇	◇	-	-	-
伊勢市	内宮おはらい町地区	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	-
	二見町茶屋地区(旅館地区)	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	-
	二見町茶屋地区(店舗地区)	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	-
	二見町茶屋地区(住宅地区)	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	-

凡例	
◇	(建築物の構成部位の項目内での)色彩の基準
-	該当なし

(2) タイプ②における色彩に関する基準

タイプ②の基準について、色彩の項目が対象とする部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋、建築物全般（対象の指定なし）、工作物、その他）を調査する。調査結果を表2-6-1-5-2に示す。

表2-6-1-5-2 タイプ②における色彩に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位						建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具	樋		
岐阜市	金華地区	景観形成基準(指導助言基準)	◆	-	-	◆	-	-	◆	-
中津川市	本町中山道地区	行為の制限	◆	-	-	◆	-	-	◆	-
	落合中山道地区	行為の制限	◆	-	-	◆	-	-	◆	-
	馬籠中山道地区	行為の制限	◆	-	-	◆	-	-	◆	-
可児市	元々々利景観形成重点地区(主要施設区域)	景観形成基準	-	-	-	◆	-	-	-	-
湖西市	新居開所周辺地域	規制又は措置の基準	-	-	-	-	-	-	◆	-
岡崎市	八帖地区景観形成重点地区	景観配慮指針	◆	-	-	◆	-	-	-	-
	藤川地区景観形成重点地区	景観配慮指針	◆	-	-	◆	-	-	-	-
常滑市	Aコース後背地区	遵守基準(店舗、作業所、倉庫、共同住宅等)	-	-	-	-	-	-	◆	-
半田市	半田運河周辺地区	景観形成基準	◆	-	-	◆	◆	-	◆	-
	亀先地区	景観形成基準	◆	-	-	◆	◆	-	◆	-
	岩滑地区	景観形成基準	◆	-	-	◆	◆	-	◆	-

凡例	
◆	(色彩の項目内で対象とする)色彩の基準
-	該当なし

(3) タイプ③における色彩に関する基準

タイプ③の基準について、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目内で色彩に関する基準の有無と色彩の項目が対象とする部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋、建築物全般（対象の指定なし）、工作物、その他）を調査する。調査結果を表2-6-1-5-3に示す。

表2-6-1-5-3 タイプ③における色彩に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位						建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具	樋		
可児市	元々々利景観形成重点地区(祭事主要道路沿道区域)	景観形成基準	◇◆	-	-	◇◆	-	-	-	-
	元々々利景観形成重点地区(集落区域)	景観形成基準	◇◆	-	-	◇◆	-	-	-	-
美濃加茂市	中山道太田宿地区(沿道まちなみ景観形成を図る区域)	行為の制限	◆	-	-	-	◇	◆	◆	-
常滑市	Aコース沿道・店舗集積地区	遵守基準(店舗)	-	◇	◇	◇◆	◇	-	◆	-
		遵守基準(作業所、倉庫、共同住宅等)	-	-	-	◆	◇	-	◆	-
伊賀市	伊賀街道沿線地区・大和街道沿線地区	景観形成基準	-	-	-	◆	-	-	◆	-
	寺町地区	景観形成基準	-	-	-	◆	-	-	◆	-
松阪市	通り本町・魚町一丁目周辺地区	基本基準	◆	-	-	◆	-	-	◆	-
	市場庄地区	基本基準	◆	-	-	◆	-	-	◆	-

凡例	
◇	(建築物の構成部位の項目内での)色彩の基準
◆	(色彩の項目内で対象とする)色彩の基準
-	該当なし

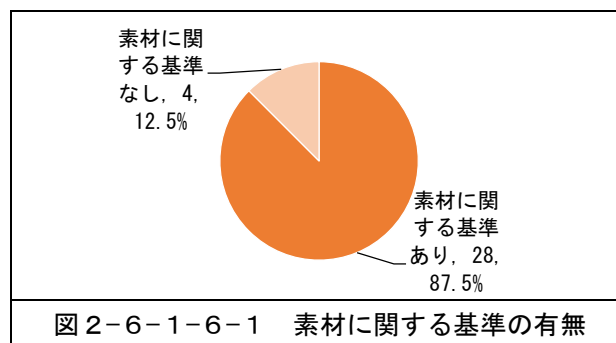
2-6-1-6 助成基準における素材に関する基準

(1) 素材に関する基準の有無

助成基準に建築物の素材に関する基準を定めているもの（建築物の構成部位の項目内に素材に関する基準があるものと、素材の項目を設けているものの合計）は32件中28件（87.5%）であり、素材に関する基準を定めていないものは4件（12.5%）であった。

図2-6-1-6-1 素材に関する基準の有無

	基準(件)	割合(%)
素材に関する基準あり	28	87.5
素材に関する基準なし	4	12.5
合計	32	100



(2) 素材に関する基準の定め方

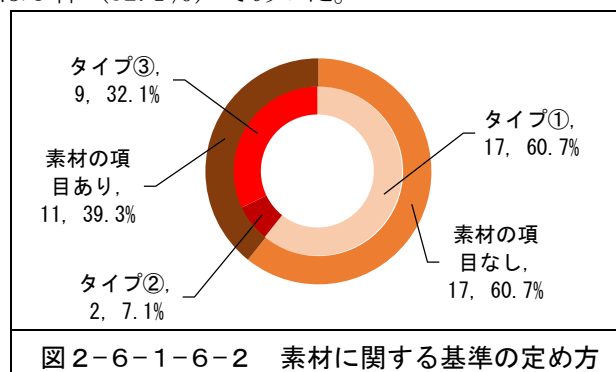
建築物の素材に関する基準を定めている28の助成基準のうち、建築物の構成部位の項目でのみ、素材に関する基準を定めているもの（タイプ①）は28件中17件（60.7%）であった。素材に関する基準を項目として設けているものは11件（39.3%）であった。

素材の項目を設けているもので、素材の項目内にのみ建築物の構成部位に関する素材の基準を定めているもの（タイプ②）は2件（7.1%）、建築物の構成部位の項目と素材の項目の両方に素材に関する基準を定めているもの（タイプ③）は9件（32.1%）であった。

表2-6-1-6-2 素材に関する基準の定め方

		基準(件)	割合(%)
素材の項目なし	タイプ①	17	60.7
	タイプ②	2	7.1
素材の項目あり	タイプ③	9	32.1
	合計	11	39.3
合計		28	100.0

【凡例】
 タイプ①: 建築物の構成部位及び工作物に関する項目内で素材についての基準を定めている地区、タイプ②: 素材の項目を設けて、その項目内にのみ建築物の構成部位及び工作物に関する素材の基準を定めている地区、タイプ③: 建築物の構成部位及び工作物に関する項目と素材の項目の両方に素材についての基準を定めている地区



2-6-1-7 素材に関する基準の対象部位

(1) タイプ①における素材に関する基準

タイプ①の基準について、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目内で素材に関する基準の有無を調査する。調査結果を表2-6-1-7-1に示す。

表2-6-1-7-1 タイプ①における素材に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位						建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具	樋		
岐阜市	金華地区(川原町地区)	修景助成基準(歴史的建造物)	○	○	-	○	○	-	-	-
		修景助成基準(一般建造物)	○	○	-	○	○	-	-	-
可児市	元久々利景観形成地区 (祭事主要道路沿道区域)	景観形成基準	○	-	-	○	-	-	-	-
		元久々利景観形成地区(集落区域)	○	-	-	○	-	-	-	-
美濃加茂市	中山道太田宿地区 (沿道まちなみ景観形成を図る区域)	建築物、工作物等の基準	○	-	○	○	○	-	-	-
静岡市	宇津ノ谷地区	景観形成助成対象行為(別表)	○	-	○	○	○	-	-	-
犬山市	犬山城周辺地域の城下町周辺ゾーン (景観形成促進地区)	都市景観形成基準(保全型)	○	-	-	○	○	-	-	-
		都市景観形成基準(創造型)	○	-	-	○	-	-	-	-
常滑市	Aコース沿道・店舗集積地区	遵守基準(店舗)	○	○	○	○	○	-	-	-
瀬戸市	洞地区	積極的に取り組む際の推奨基準(住宅)	○	-	-	○	○	-	-	-
		積極的に取り組む際の推奨基準(工場、事務所)	○	-	-	○	○	-	-	-
伊賀市	伊賀街道沿線地区・ 大和街道沿線地区	景観形成基準	○	-	-	○	○	-	-	-
		寺内町地区	景観形成基準	○	-	-	○	○	-	-
伊勢市	内宮おほらい町地区	景観形成基準	○	○	○	○	○	-	-	-
		二見町茶屋地区(旅館地区)	景観形成基準	○	○	○	○	○	-	-
		二見町茶屋地区(店舗地区)	景観形成基準	○	○	○	○	○	-	-
		二見町茶屋地区(住宅地区)	旅館、店舗地区の景観形成基準	○	○	○	○	○	-	-

凡例	
○	(建築物の構成部位の項目内での)素材の基準
-	該当なし

(2) タイプ②における素材に関する基準

タイプ②の基準について、素材の項目が対象とする部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋、建築物全般(対象の指定なし)、工作物、その他)を調査する。調査結果を表2-6-1-7-2に示す。

表2-6-1-7-2 タイプ②における素材に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位						建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具	樋		
中津川市	落合中山道地区	修景基準(保全型)	●	-	-	●	-	-	-	-
		修景基準(整備型)	●	-	-	●	-	-	-	-

凡例	
●	(素材の項目内で対象とする)素材の基準
-	該当なし

(3) タイプ③における素材に関する基準

タイプ③の基準について、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目内で素材に関する基準の有無と素材の項目が対象とする部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋、建築物全般(対象の指定なし)、工作物、その他)を調査する。調査結果を表2-6-1-7-3に示す。

表2-6-1-7-3 タイプ②における素材に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位						建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具	樋		
中津川市	本町中山道地区	修景基準(保全型)	○●	-	-	●	○	-	-	-
		修景基準(整備型)	○●	-	-	●	-	-	-	-
		修景基準(形成型)	○●	-	-	○●	-	-	-	-
	落合中山道地区	修景基準(形成型)	●	-	-	○●	-	-	-	-
		修景基準(保全型)	○●	-	-	●	-	-	-	-
		修景基準(整備型)	○●	-	-	●	-	-	-	-
馬籠中山道地区	修景基準(整備型)	○●	-	-	●	-	-	-	-	
	修景基準(形成型)	○●	-	-	○●	-	-	-	-	
	修景基準(形成型)	○●	-	-	○●	-	-	-	-	
松阪市	通り本町・魚町一丁目周辺地区	修景基準	○	-	-	○	○	-	◆	-
	市場庄地区	修景基準	○	-	-	○	○	-	◆	-

凡例	
○	(建築物の構成部位の項目内での)素材の基準
●	(素材の項目内で対象とする)素材の基準
-	該当なし

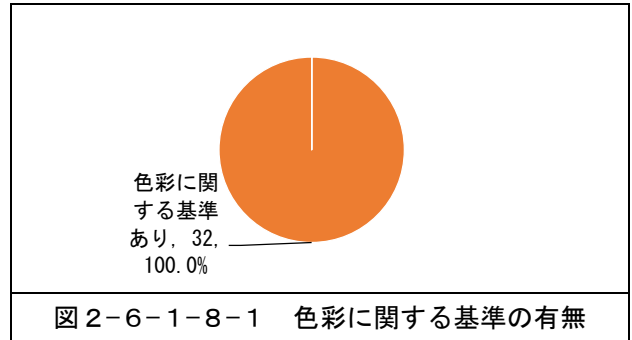
2-6-1-8 助成基準における色彩に関する基準

(1) 色彩に関する基準の有無

助成基準に建築物の色彩に関する基準を定めているもの（建築物の構成部位の項目内に色彩に関する基準があるものと、色彩の項目を設けているものの合計）は32件中32件（100.0%）であり、色彩に関する基準を定めていないものはなかった。

図2-6-1-8-1 色彩に関する基準の有無

	基準(件)	割合(%)
色彩に関する基準あり	32	100.0
色彩に関する基準なし	0	0.0
合計	32	100



(2) 色彩に関する基準の定め方

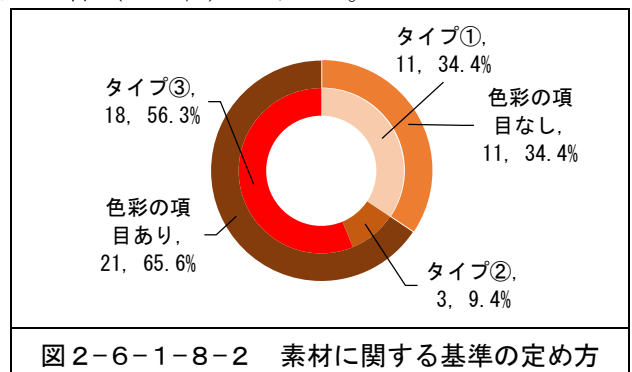
建築物の色彩に関する基準を定めている32の助成基準のうち、建築物の構成部位の項目でのみ、色彩に関する基準を定めているもの（タイプ①）は32件中11件（34.4%）であった。色彩に関する基準を項目として設けているものは21件（65.6%）であった。

色彩の項目を設けているもので、色彩の項目内にのみ建築物の構成部位に関する色彩の基準を定めているもの（タイプ②）は3件（9.4%）、建築物の構成部位の項目と色彩の項目の両方に色彩に関する基準を定めているもの（タイプ③）は18件（56.3%）であった。

表2-6-1-8-2 色彩に関する基準の定め方

		基準(件)	割合(%)
色彩の項目なし	タイプ①	11	34.4
	タイプ②	3	9.4
色彩の項目あり	タイプ③	18	56.3
	合計	21	65.6
合計		32	100.0

【凡例】
 タイプ①: 建築物の構成部位及び工作物に関する項目内で色彩についての基準を定めている地区、タイプ②: 色彩の項目を設けて、その項目内にのみ建築物の構成部位及び工作物に関する色彩の基準を定めている地区、タイプ③: 建築物の構成部位及び工作物に関する項目と色彩の項目の両方に色彩についての基準を定めている地区



2-6-1-9 色彩に関する基準の対象部位

(1) タイプ①における色彩に関する基準

タイプ①の基準について、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目内で色彩に関する基準の有無を調査する。調査結果を表2-6-1-9-1に示す。

表2-6-1-9-1 タイプ①における色彩に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位					建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具		
岐阜市	金華地区(川原町地区)	修景助成基準(歴史的建造物)	○	-	-	○	-	-	-
		修景助成基準(一般建造物)	○	-	-	○	-	-	-
静岡市	宇津ノ谷地区	景観形成助成対象行為(別表)	○	-	○	◇(注1)	◇(注1)	◇(注1)	-
犬山市	犬山城周辺地域の城下町周辺ゾーン (景観形成促進地区)	都市景観形成基準(保全型)	-	-	-	-	○	-	-
		都市景観形成基準(創造型)	○	-	-	-	○	-	-
瀬戸市	洞地区	積極的に取り組む際の推奨基準(住宅)	○	-	-	○	○	-	-
		積極的に取り組む際の推奨基準(工場、事務所)	○	-	-	○	○	-	-
伊勢市	内宮おはらい町地区	景観形成基準	○	○	○	○	-	○	-
	二見町茶屋地区(旅館地区)	景観形成基準	○	○	○	○	-	○	-
	二見町茶屋地区(店舗地区)	景観形成基準	○	○	○	○	-	○	-
	二見町茶屋地区(住宅地区)	旅館、店舗地区の景観形成基準	○	○	○	○	-	○	-

凡例
○ (建築物の構成部位の項目内での) 色彩の基準
- 該当なし
(注1) 景観形成基準に記載

(2) タイプ②における色彩に関する基準

タイプ②の基準について、色彩の項目が対象とする部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋、建築物全般（対象の指定なし）、工作物、その他）を調査する。調査結果を表2-6-1-9-2に示す。

表2-6-1-9-2 タイプ②における色彩に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位					建築物全般 (対象の指定なし)	その他
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具		
可見市	元久々利景観形成重点地区 (主要施設区域)	景観形成基準	-	-	-	●	-	-	-
湖西市	新居関所周辺地域	規制又は措置の基準	-	-	-	-	-	●	-
常滑市	Aコース後背地区	遵守基準(店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等)	-	-	-	-	-	●	-

凡例
● (色彩の項目内で対象とする) 色彩の基準
- 該当なし

(3) タイプ③における色彩に関する基準

タイプ③の基準について、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目内で色彩に関する基準の有無と色彩の項目が対象とする部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋、建築物全般（対象の指定なし）、工作物、その他）を調査する。調査結果を表2-6-1-9-3に示す。

表2-6-1-9-3 タイプ②における色彩に関する基準

景観行政団体	地区	基準名、要項名等	建築物の構成部位					建築物全般 (対象の指定なし)	その他	
			屋根	軒	庇	外壁	開口部 建具			樋
中津川市	本町中山道地区	修景基準(保全型)	-	-	-	-	○	-	●	-
		修景基準(整備型)	-	-	-	-	○	-	●	-
		修景基準(形成型)	-	-	-	-	○	-	●	-
	落合中山道地区	修景基準(保全型)	-	-	-	-	○	-	●	-
		修景基準(整備型)	-	-	-	-	○	-	●	-
		修景基準(形成型)	-	-	-	-	○	-	●	-
	馬籠中山道地区	修景基準(保全型)	-	-	-	-	○	-	●	-
		修景基準(整備型)	-	-	-	-	○	-	●	-
		修景基準(形成型)	-	-	-	-	○	-	●	-
可見市	元久々利景観形成重点地区 (祭事主要道路沿道区域)	景観形成基準	○●	-	-	○●	-	-	-	
	元久々利景観形成重点地区 (集落区域)	景観形成基準	○●	-	-	○●	-	-	-	
美濃加茂市	中山道大田宿地区 (沿道まちなみ景観形成を図る区域)	建築物、工作物等の基準	○	-	○	-	-	○	●	-
常滑市	Aコース沿道・店舗集積地区	遵守基準(店舗)	-	○	○	○●	○	-	●	-
		遵守基準(作業所、倉庫、共同住宅等)	-	-	-	●	○	-	●	-
伊賀市	伊賀街道沿線地区・ 大和街道沿線地区	景観形成基準	○	-	-	●	○	-	●	-
	寺町地区	景観形成基準	○	-	-	●	○	-	●	-
松阪市	通り本町・魚町一丁目周辺地区	修景基準	○●	○	○	○●	○	-	●	-
	市場庄地区	修景基準	○●	○	○	○●	○	-	●	-

凡例
○ (建築物の構成部位の項目内での) 色彩の基準
● (色彩の項目内で対象とする) 色彩の基準
- 該当なし

2-6-2 景観形成基準における建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）に関する基準

2-6-2-1 景観形成基準における建築物の構成部位に関する基準内容の整理

景観形成基準における建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の基準の内容（形態・意匠、素材、色彩）について調査する。「2-6-1 素材、色彩に関する基準について」の内容を踏まえて、素材、色彩の項目が対象とする建築物の構成部位を含めて整理し直し、表2-6-2-1を作成して景観形成基準における建築物の構成部位の基準の内容を把握する。

表2-6-2-1 景観形成基準における建築物の構成部位に関する基準内容の整理

景観行政団体名	地区名	基準名、要項名等	建築物の構成部位の項目															その他の項目					
			屋根			軒			庇			外壁			開口部・建具			樋		素材 (対象部位の指定なし)	色彩 (対象部位の指定なし)		
			形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材			色彩	
岐阜県	岐阜市 金華地区	景観形成基準(指導助言基準)	◇	◆	◆	-	-	-	◇	-	-	◇	-	◆	◇	◆	-	-	-	◆	◆		
	中津川市	本町中山道地区	行為の制限	◇	◇	◆	-	-	-	◇	-	-	◇	◇	◆	◇	◆	-	-	-	-	◆	
		落合中山道地区	行為の制限	◇	-	◆	-	-	-	-	-	-	-	-	◆	-	-	-	-	-	-	◆	
		馬籠中山道地区	行為の制限	◇	◇	◆	-	-	-	-	-	-	◇	◇	◆	◇	◆	-	-	-	-	◆	
	可児市	元久々利景観形成重点地区 (祭事主要道路沿道区域)	景観形成基準	◇	◇	◇	-	-	-	-	-	-	◇	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	
		元久々利景観形成重点地区 (集落区域)	景観形成基準	◇	◇	◇	-	-	-	-	-	-	◇	◇	◇	-	-	-	-	-	-	-	
元久々利景観形成重点地区 (主要施設区域)		景観形成基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◆	-	-	-	-	-	-	-		
美濃加茂市	中山道太田宿地区 沿道まちなみ景観形成を図る区域	行為の制限	◇	◇	◆	◇	-	-	◇	-	-	◇	◇	◆	-	◇	◇	◇	-	◆	◆		
静岡県	静岡市 宇津ノ谷地区	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	-	-	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	-	◇	-	-		
	湖西市 新居関所周辺地域	規制又は措置の基準	◇	-	-	-	-	-	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◆		
愛知県	岡崎市	八帖地区景観形成重点地区	景観配慮指針	◇	◇	◆	-	-	-	-	-	-	◇	◇	◆	-	-	-	-	-	-	-	
		藤川地区景観形成重点地区	景観配慮指針	◇	◇	◆	-	-	-	-	-	-	◇	◇	◆	-	-	-	-	-	-	-	-
	犬山市	犬山城周辺地域内の城下町ゾーン の一部(景観形成促進地区)	景観づくりのルール	◇	◇	◇	-	-	-	-	-	-	◇	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	-	-	
	常滑市	Aコース沿道・店舗集積地区	遵守基準(店舗)	◇	◇	-	◇	◇	◇	◇	◇	◇	-	◇	◇	◆	-	◇	◇	-	◇	-	◆
			遵守基準 (作業所、倉庫、共同住宅等)	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◆	-	-	◇	-	-	-	◆
		Aコース後背地区	遵守基準(店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等)	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◆
	半田市	半田運河周辺地区	景観形成基準	◇	-	◆	-	-	-	-	-	-	◇	◇	◆	-	-	◆	-	-	◆	(注1)	◆
		亀先地区	景観形成基準	-	-	◆	-	-	-	-	-	-	-	-	◆	-	-	◆	-	-	◆	(注1)	◆
	岩手市	岩滑地区(A地区)	景観形成基準	◇	-	◆	-	-	-	-	-	-	-	-	◆	-	-	◆	-	-	◆	(注1)	◆
		洞地区	すべての人が取り組む基準	◇	◇	◇	-	-	-	-	-	-	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	-	-
三重県	伊賀市	伊賀街道沿線地区・大和街道沿線 地区	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	-	-	◇	-	-	◇	◇	◆	◇	◇	◇	-	-	-	◆	
		寺内町地区	景観形成基準	-	◇	◇	-	-	-	-	-	-	◇	◇	◆	◇	◇	◇	-	-	-	-	◆
	松阪市	通り本町・魚町一丁目周辺地区	基本基準	◇	-	◆	-	-	-	◇	-	-	◇	◇	◆	-	-	◇	-	-	-	◆	◆
		市場庄地区	基本基準	◇	-	◆	-	-	-	-	-	-	◇	◇	◆	-	-	◇	-	-	-	-	◆
	伊勢市	内宮おほらい町地区	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	◇	-	-
		二見町茶屋地区(旅館地区)	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	◇	-	-
	二見町茶屋地区(店舗地区)	景観形成基準	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	-	-	◇	-	-	-	
	二見町茶屋地区(住宅地区)	景観形成基準	◇	-	◇	-	◇	◇	-	◇	◇	-	◇	-	◇	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例
 ◇ (建築物の構成部位の項目内での)基準あり
 ◆ (素材、色彩の項目内での)基準あり
 - 該当なし
 (注1)建築物が一定規模以上のものに関して基準に
 上乗せ

2-6-2-2 景観形成基準における建築物の構成部位に関する内容

(1) 屋根の基準の内容について

景観形成基準に屋根の形態意匠について基準を定めているものは28件中25件(89.3%)、屋根の素材について定めているものは17件(60.7%)、屋根の色彩について定めているものは23件(82.1%)であった。

表2-6-2-2-1 屋根の基準内容

屋根	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
形態意匠	25	89.3	3	10.7	28	100.0
素材	17	60.7	11	39.3	28	100.0
色彩	23	82.1	5	17.9	28	100.0

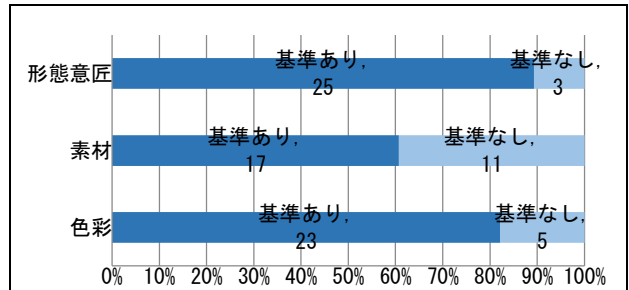


図2-6-2-2-1 屋根の基準内容

(2) 軒の基準の内容について

景観形成基準に軒の形態意匠について基準を定めているものは28件中10件(35.7%)、軒の素材について定めているものは5件(17.9%)、軒の色彩について定めているものは5件(17.9%)であった。

表2-6-2-2-2 軒の基準内容

軒	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
形態意匠	10	35.7	18	64.3	28	100.0
素材	5	17.9	23	82.1	28	100.0
色彩	5	17.9	23	82.1	28	100.0

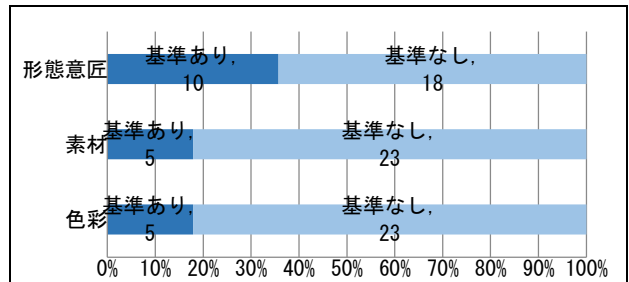


図2-6-2-2-2 軒の基準内容

(3) 庇の基準の内容について

景観形成基準に庇の形態意匠について基準を定めているものは28件中12件(42.9%)、庇の素材について定めているものは6件(21.4%)、庇の色彩について定めているものは6件(21.4%)であった。

表2-6-2-2-3 庇の基準内容

庇	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
形態意匠	12	42.9	16	57.1	28	100.0
素材	6	21.4	22	78.6	28	100.0
色彩	6	21.4	22	78.6	28	100.0

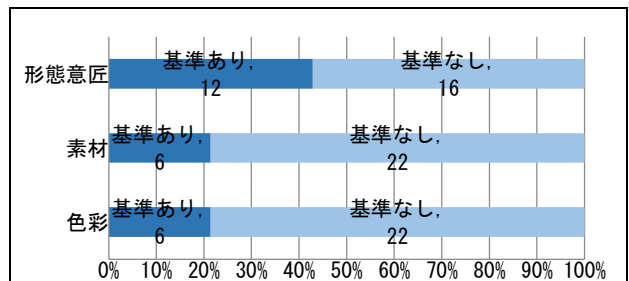


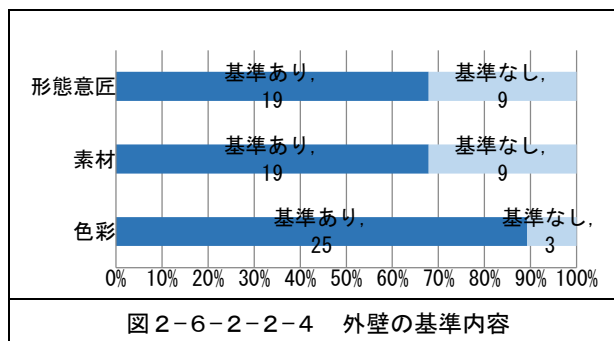
図2-6-2-2-3 庇の基準内容

(4) 外壁の基準の内容について

景観形成基準に外壁の形態意匠について基準を定めているものは29件中19件(67.9%)、外壁の素材について定めているものは19件(67.9%)、外壁の色彩について定めているものは25件(89.3%)であった。

表2-6-2-2-4 外壁の基準内容

外壁	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
形態意匠	19	67.9	9	32.1	28	100.0
素材	19	67.9	9	32.1	28	100.0
色彩	25	89.3	3	10.7	28	100.0

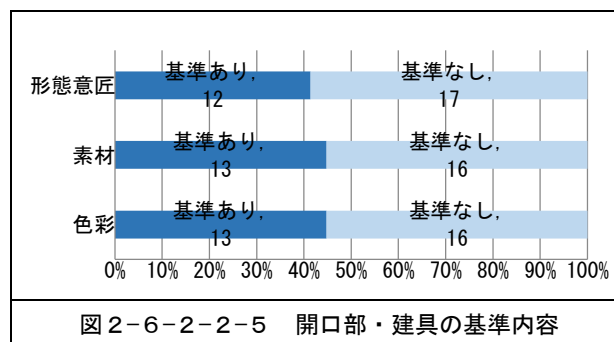


(5) 開口部・建具の基準の内容について

景観形成基準に開口部・建具の形態意匠について基準を定めているものは28件中12件(42.9%)、開口部・建具の素材について定めているもの13件(46.4%)、開口部・建具の色彩について定めているものは13件(46.4%)であった。

表2-6-2-2-5 開口部・建具の基準内容

開口部 建具	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
形態意匠	12	42.9	16	57.1	28	100.0
素材	13	46.4	15	53.6	28	100.0
色彩	13	46.4	15	53.6	28	100.0

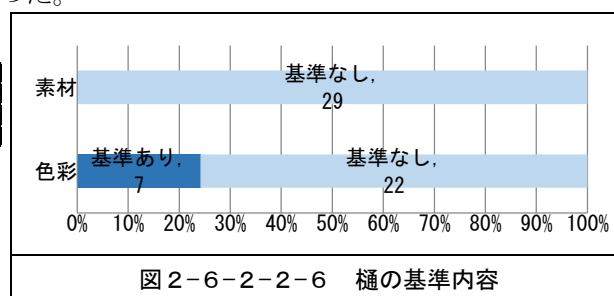


(6) 樋の基準の内容について

景観形成基準に樋の素材について基準を定めているものはなかった。樋の色彩について基準を定めているものは28地区中6地区(21.4%)であった。

表2-6-2-2-6 樋の基準内容

開口部 建具	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
素材	0	0.0	28	100.0	28	100.0
色彩	6	21.4	22	78.6	28	100.0



(7) 建築物の構成部位の項目内の基準内容

形態意匠、素材、色彩に関する基準のそれぞれに着目して、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目内の基準の内容について把握する。過半数以上の景観形成基準が、形態意匠に関する基準を定めている建築物の構成部位は、屋根（89.3%）と外壁（67.9%）であった。景観形成基準の過半数以上が素材に関する基準を定めている部位は、外壁（67.9%）と屋根（60.7%）であった。景観形成基準の過半数以上が色彩に関する基準を定めている部位は外壁（89.3%）と屋根（82.1%）であった。

以上のことから、景観形成基準については、屋根、外壁、に関してはいずれも過半数以上のものが形態意匠、素材、色彩の基準を定めており、他の建築物の構成部位に比べて基準の内容がより詳細であるといえる。

表 2-6-2-2-7 建築物の構成部位の内容（一覧）

景観形成基準	屋根		軒		庇		外壁		開口部・建具		樋	
	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)
形態意匠	25	3	10	18	12	16	19	9	12	16	0	28
素材	17	11	5	23	6	22	19	9	12	16	0	28
色彩	23	5	5	23	6	22	25	3	13	15	6	22

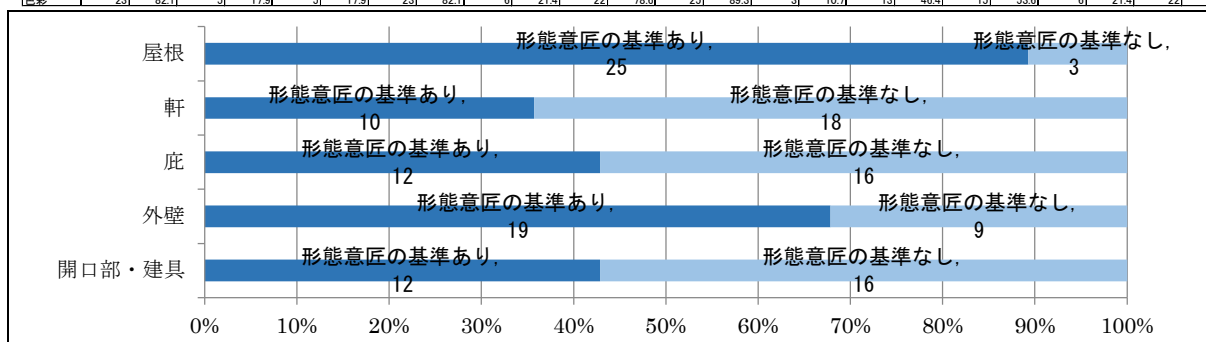


図 2-6-2-2-7 形態意匠

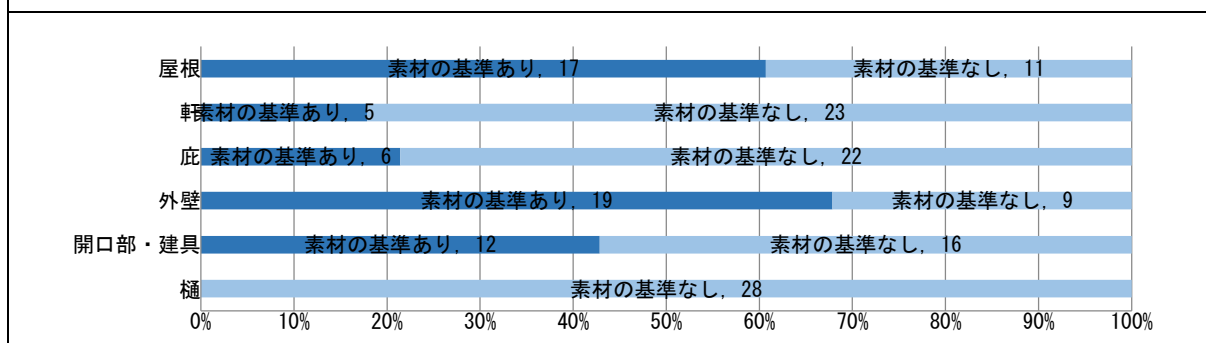


図 2-6-2-2-8 素材

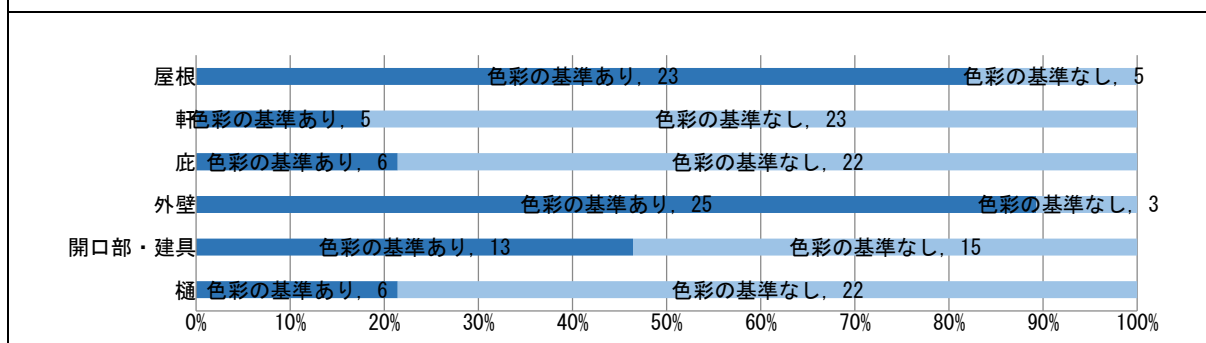


図 2-6-2-2-9 色彩

2-6-3 助成基準における建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）に関する基準

2-6-3-1 助成基準における建築物の構成部位の基準内容の整理

助成基準における建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の基準の内容（形態・意匠、素材、色彩）について調査する。「2-6-1 素材、色彩に関する基準について」の内容を踏まえて、素材、色彩の項目が対象とする建築物の構成部位を含めて整理し直し、表2-6-3-1を作成して景観形成基準における建築物の構成部位の基準の内容を把握する。

表2-6-3-1 建築物の構成部位に関する助成基準の内容の整理

景観行政団体	地区名	基準名・要項名等	屋根			軒			庇			外壁			開口部・建具			樋			その他の項目 素材 (対象部 位の指 定なし)		色彩 (対象部 位の指 定なし)		
			形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材	色彩	形態 意匠	素材	色彩	素材	色彩
岐阜県	岐阜市	金華地区(川原町地区)	修景助成基準(歴史的建築物)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			修景助成基準(一般建築物)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中津川市	本町中山道地区	修景基準(保全型)	○	○	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			修景基準(整備型)	○	○	●	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			修景基準(形成型)	○	○	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		落合中山道地区	修景基準(保全型)	○	○	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			修景基準(整備型)	○	○	●	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			修景基準(形成型)	○	○	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	馬籠中山道地区	修景基準(保全型)	○	○	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		修景基準(整備型)	○	○	●	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		修景基準(形成型)	○	○	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	可児市	元久々利景観形成重点地区 (祭事主要道路沿道区域)	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
景観形成基準			○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
景観形成基準			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
美濃加茂市	中山道太田宿地区 沿道まちなみ景観形成を図る区域	建築物、工作物等の基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	静岡市	宇津ノ谷地区	景観形成助成対象行為(別表)	○	○	○	○ ^(注1)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湖西市	新居開所周辺地域	規制又は措置の基準	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
愛知県	犬山市	犬山城周辺地域内の城下町ゾーンの 一部(都市景観重点地区)	都市景観形成基準(保全型)	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			都市景観形成基準(創造型)	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
	常滑市	Aコース沿道・店舗集積地区	遵守基準(店舗)	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			遵守基準 (作業所、倉庫、共同住宅等)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○
	瀬戸市	洞地区	積極的に取り組む際の推奨基準 (住宅店舗)	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			積極的に取り組む際の推奨基準 (工場、事務所)	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	伊賀市	伊賀街道沿線地区・大和街道沿 線地区	景観形成基準	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			景観形成基準	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	松阪市	通り本町・魚町一丁目周辺地区	修景基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			修景基準	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊勢市	内宮おほらい町地区	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二見町茶屋地区(店舗地区)	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
二見町茶屋地区(住宅地区)	旅館・店舗地区の景観形成基準	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

凡例
○ (建築物の構成部位の項目内での)基準あり
● (素材、色彩の項目内での)基準あり
- 該当なし

(注1)景観形成基準に基準あり

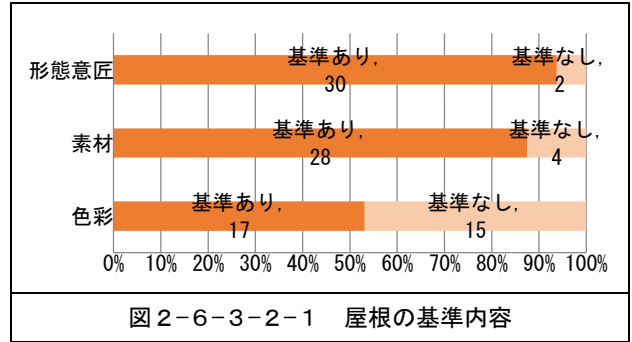
2-6-3-2 助成基準における建築物の構成部位の内容

(1) 屋根の基準の内容について

助成基準に屋根の形態意匠について基準を定めているものは32件中30件(93.8%)、屋根の素材について定めているものは28件(87.5%)、屋根の色彩について定めているものは17件(53.1%)であった。

表2-6-3-2-1 屋根の基準内容

屋根	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
形態意匠	30	93.8	2	6.3	32	100.0
素材	28	87.5	4	12.5	32	100.0
色彩	17	53.1	15	46.9	32	100.0

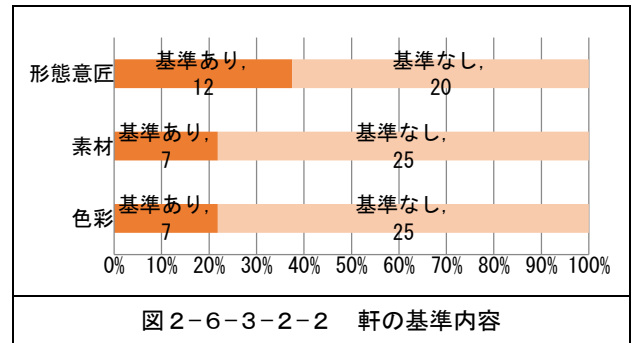


(2) 軒の基準の内容について

助成基準に軒の形態意匠について基準を定めているものは32件中12件(37.5%)、軒の素材及び色彩について定めているものはそれぞれ7件(21.9%)であった。

表2-6-3-2-2 軒の基準内容

軒	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
形態意匠	12	37.5	20	62.5	32	100.0
素材	7	21.9	25	78.1	32	100.0
色彩	7	21.9	25	78.1	32	100.0

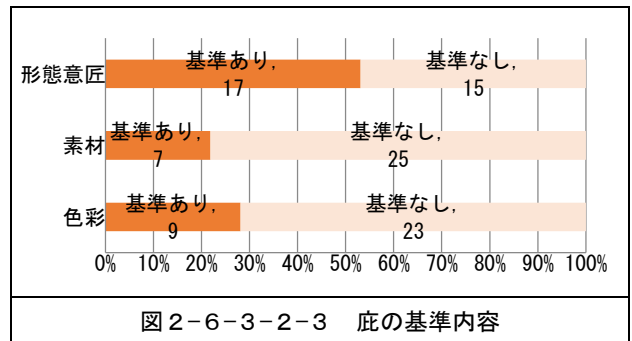


(3) 庇の基準の内容について

助成基準に庇の形態意匠について基準を定めているものは32件中17件(53.1%)、庇の素材について定めているものは7件(21.9%)、庇の色彩について定めているものは9件(28.1%)であった。

表2-6-3-2-3 庇の基準内容

庇	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
形態意匠	17	53.1	15	46.9	32	100.0
素材	7	21.9	25	78.1	32	100.0
色彩	9	28.1	23	71.9	32	100.0

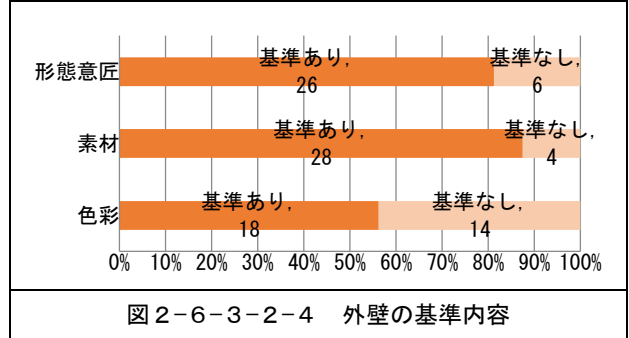


(4) 外壁の基準の内容について

助成基準に外壁の形態意匠について基準を定めているものは32件中26件(81.3%)、外壁の素材について定めているものは28件(87.5%)、外壁の色彩について定めているものは18件(56.3%)であった。

表2-6-3-2-4 外壁の基準内容

外壁	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
形態意匠	26	81.3	6	18.8	32	100.0
素材	28	87.5	4	12.5	32	100.0
色彩	18	56.3	14	43.8	32	100.0

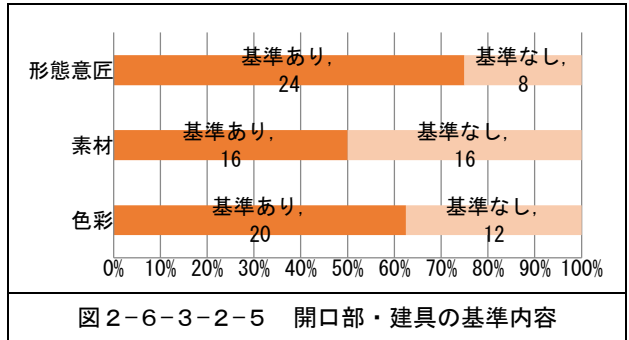


(5) 開口部・建具の基準の内容について

助成基準に開口部・建具の形態意匠について基準を定めているものは32件中24件(75.0%)、開口部・建具の素材について定めているものは16件(50.0%)、開口部・建具の色彩について定めているものは20件(62.5%)であった。

表2-6-3-2-5 開口部・建具の基準内容

開口部 建具	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
形態意匠	24	75.0	8	25.0	32	100.0
素材	16	50.0	16	50.0	32	100.0
色彩	20	62.5	12	37.5	32	100.0

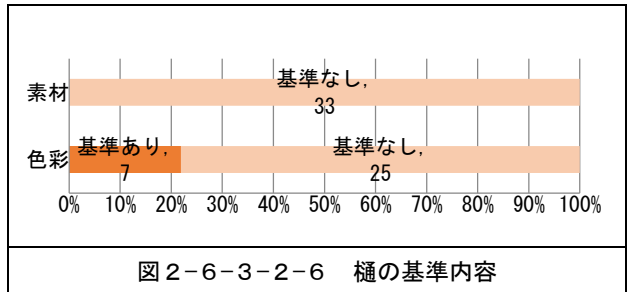


(6) 樋の基準の内容について

助成基準に樋の素材について基準を定めているものはなかった。樋の色彩について基準を定めているものは32件中7件(21.9%)であった。

表2-6-3-2-6 樋の基準内容

樋	基準あり		基準なし		合計	
	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)	基準(件)	割合(%)
素材	0	0.0	32	100.0	32	100.0
色彩	7	21.9	25	78.1	32	100.0



(7) 建築物の構成部位の内容

形態意匠、素材、色彩に関する基準のそれぞれに着目して、建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の項目内の基準の内容について把握する。過半数以上の助成基準が、形態意匠に関する基準を定めている建築物の構成部位は、屋根（93.9%）、外壁（81.8%）、開口部・建具（75.8%）、庇（54.5%）であった。助成基準の過半数以上が素材に関する基準を定めている部位は、屋根（87.9%）、外壁（87.9%）、開口部・建具（51.5%）であった。助成基準の過半数以上が色彩に関する基準を定めている部位は開口部・建具（60.6%）、屋根（54.5%）と外壁（54.5%）であった。

以上のことから、助成基準については、屋根、外壁、開口部・建具に関してはいずれも過半数以上のものが形態意匠、素材、色彩の基準を定めており、他の建築物の構成部位に比べて基準の内容がより詳細であるといえる。

表 2-6-3-2-7 建築物の構成部位の内容（一覧）

助成基準	屋根		軒		庇		外壁		開口部・建具		樋	
	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)	基準あり 基準(件)/割合(%)	基準なし 基準(件)/割合(%)
形態意匠	30	93.8	2	6.3	12	37.5	20	62.5	17	53.1	15	46.9
素材	28	87.5	4	12.5	7	21.9	25	78.1	7	21.9	25	78.1
色彩	17	53.1	15	46.9	7	21.9	25	78.1	9	28.1	23	71.9

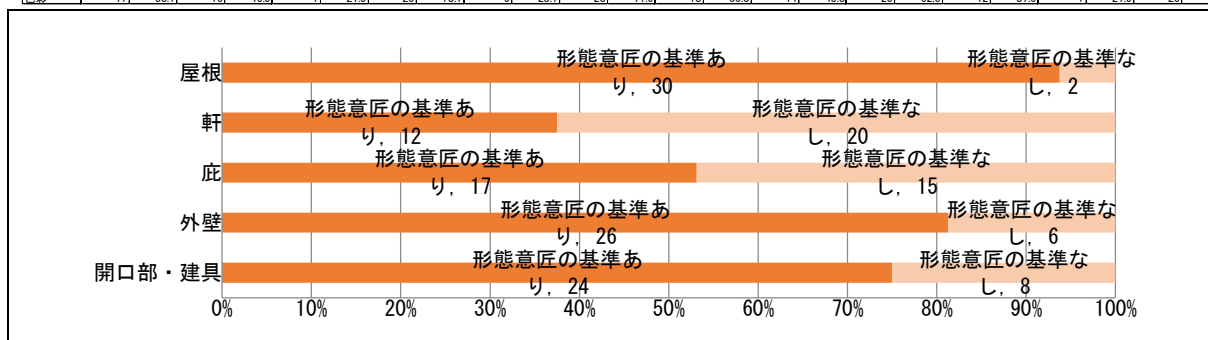


図 2-6-3-2-7 形態意匠

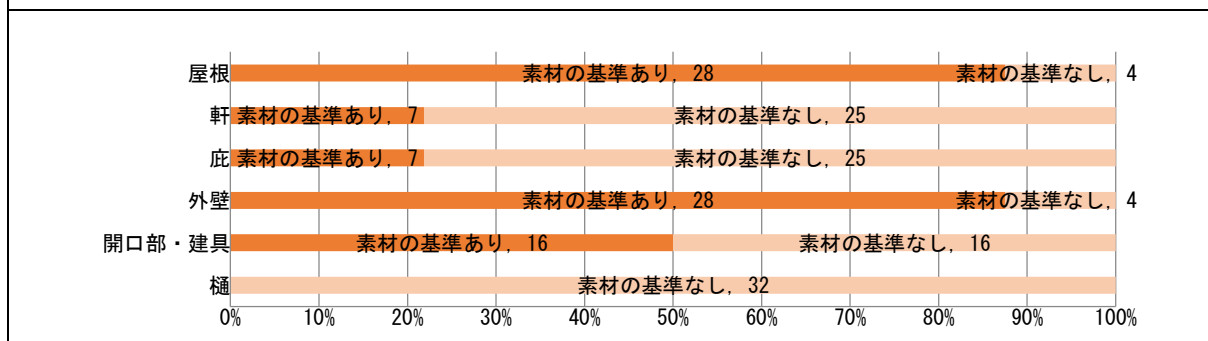


図 2-6-3-2-8 素材

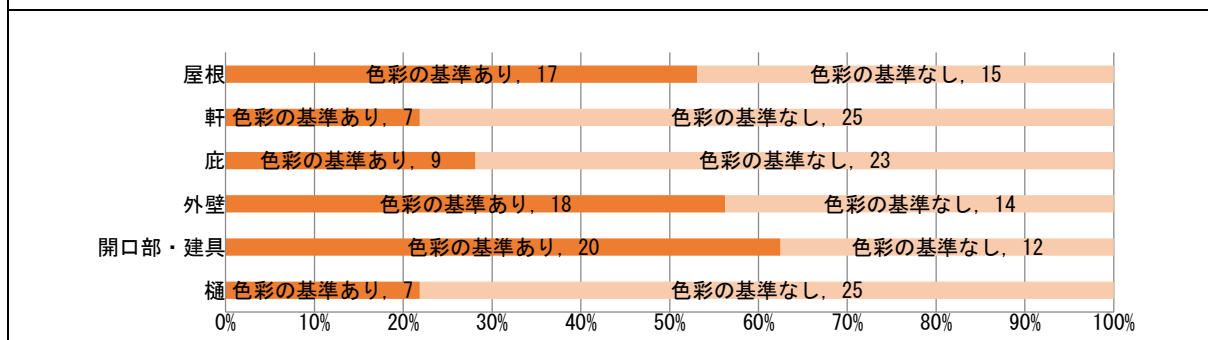


図 2-6-3-2-9 色彩

2-7 景観形成基準及び助成基準の内容（項目）の構成

2-7-1 景観形成基準及び助成基準の内容（項目）の構成の包括型

東海4県内の景観行政団体が定める建築物の景観形成基準及び助成基準の内容（項目）は、基本的には、「2-1 歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の内容調査」における調査項目〔建築物の形態意匠の項目（構造、高さ、配置、屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）〕の何れかに該当していると考えられることができると、前節までの調査分析結果でわかった。つまり、調査項目の全てを定めている景観形成基準及び助成基準を、内容（項目）構成の包括型^{【注1】}（図2-7-2）として位置づけることで、包括型からの一部変形（素材・色彩の項目の付加、建築物の形態意匠の項目の欠如等）で、調査対象である全ての景観形成基準及び助成基準の内容（項目）の構成に当てはめて考えることができると言える。

【注1】包括型に該当する景観形成基準及び助成基準（調査項目すべてについて、項目を設けているもの）はない。

2-7-2 包括型からの欠如項目についての類型

包括型の項目を、建築物の骨格に関わる構造・高さ・配置の項目と建築物の構成部位に関する項目（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）の2つの要素に分けて、包括型からの項目の欠如の方法について類型（図2-7-2）を行う。

(1) タイプ①（構造・高さ・配置-欠如型）

建築物の構造、高さ、配置に関する項目について、いずれかの項目が（一部）欠如している場合をタイプ①（構造・高さ・配置-欠如型）とする。

(2) タイプ②（構成部位-欠如型）

建築物の構成部位（屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）に関する項目について、いずれかの項目が（一部）欠如している場合をタイプ②（構成部位-欠如型）とする。

(3) タイプ③（その他-欠如型）

構造・高さ・配置に関する項目と構成部位の項目の両方からそれぞれ（一部）欠如している場合をタイプ③（その他-欠如型）とする。

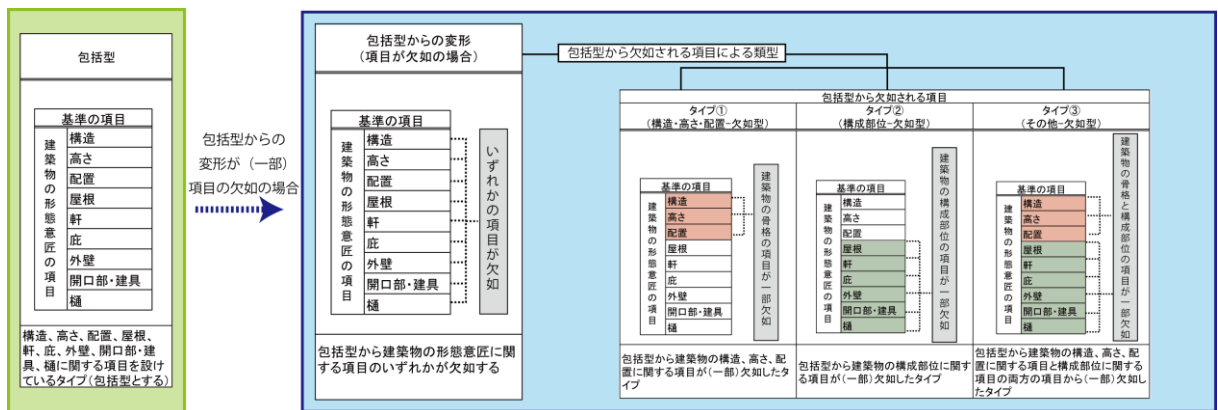


図2-7-2 基本型と欠如されている項目についての類型

2-7-2-2 類型による助成基準の内訳

助成基準における包括型から欠如されている項目の類型については、タイプ①（構造・高さ・配置-欠如型）に該当する助成基準は33件中8件（24.2%）、タイプ②（構成部位-欠如型）に該当する助成基準は4件（12.1%）、タイプ③（その他-欠如型）に該当する助成基準は21件（63.6%）であった。

表2-7-2-2-1 類型による助成基準の内訳

	基準(件)	割合(%)
タイプ①	7	21.9
タイプ②	4	12.5
タイプ③	21	65.6
合計	32	100

【凡例】タイプ①(構造・高さ・配置-欠如型)、タイプ②(構成部位-欠如型)、タイプ③(その他-欠如型)

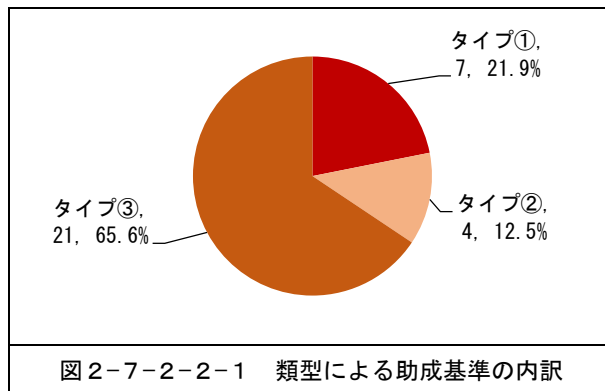


表2-7-2-2-2 助成基準の類型

景観行政団体	地区名	基準名・要項名等	建築物の形態意匠に関する項目												素材・色彩の項目				包括型から欠如されている項目による類型				
			構造	高さ	配置	屋根	軒	庇	外壁	開口部・建具	欄干	色彩	項目有無	全数(注2)	項目有無	全数(注2)	タイプ① (構造・高さ・配置-欠如型)	タイプ② (構成部位-欠如型)	タイプ③ (その他-欠如型)				
岐阜県	岐阜市	金華地区(川原町地区)	修景助成基準(歴史的建造物)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
		修景助成基準(一般建造物)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
	中津川市	本町中山道地区	修景基準(保全型)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
			修景基準(整形型)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
		落合中山道地区	修景基準(保全型)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
			修景基準(整形型)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
		馬籠中山道地区	修景基準(保全型)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
			修景基準(整形型)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
	可児市	元久々利景観形成重点地区(繁華主要道路沿道区域)	景観形成基準	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■	
			景観形成基準	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
		元久々利景観形成重点地区(主要施設区域)	景観形成基準	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
	美濃加茂市	中山道大田宿地区	建築物、工作物等の基準	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
中山道大田宿地区沿道まちなみ景観形成を図る区域		建築物、工作物等の基準	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■	
静岡県	静岡市	宇津ノ谷地区	景観形成助成対象行為(別表)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■	
	湖西市	新原町南周辺地域	規制又は措置の基準	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■	
愛知県	岡崎市	八帖地区景観形成重点地区	景観重要建築物や市指定のふるさと景観資産等に関する助成制度のための調査対象外																				
		藤川地区景観形成重点地区	景観重要建築物や市指定のふるさと景観資産等に関する助成制度のための調査対象外																				
	犬山市	犬山城周辺地域内の城下町ゾーンの一部(都市景観重点地区)	都市景観形成基準(保全型)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
		都市景観形成基準(創造型)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
	常滑市	コース沿道・店舗集積地区	遵守基準(店舗)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
		遵守基準(作業所・倉庫・共同住宅等)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
		コース後背地区	遵守基準(店舗・作業所・倉庫・共同住宅等)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
	半田市	半田運河南周辺地区	景観アドバイザーによる審査のための調査対象外																				
		亀先地区	景観アドバイザーによる審査のための調査対象外																				
	瀬戸市	洞地区	種物的に取り組む際の推奨基準(住宅店舗)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
		種物的に取り組む際の推奨基準(工場・事務所)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
	三重県	伊賀市	伊賀街道沿線地区・大和街道沿線地区	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
寺内町地区			景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
松阪市		通り本町・桑町一丁目周辺地区	修景基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■	
		市場地区	修景基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■	
伊勢市		内宮おほらい町地区	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■
	二見町茶屋地区(旅館地区)	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■	
	二見町茶屋地区(店舗地区)	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■	
二見町茶屋地区(住宅地区)	景観形成基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	■		

凡例
 ○ 各項目内に基準あり
 ● 素材・色彩の項目内に基準あり
 - 該当なし
 ■ 地区の基準
 (注1)調査対象が、本標準以上のものに限り、本標準に上乗せ
 (注2)全数とは項目内に対象の指定がない場合

2-8-2 景観形成基準と助成基準の相互関係の類型化

景観形成基準と助成基準の相互関係については図2-8-2-1のように類型することができる。両基準の関係についてはまず、(1)景観形成基準のみを定めており、景観形成基準が助成基準を兼ねる場合(同一型)と、(2)景観形成基準と助成基準をそれぞれ定めており、景観形成基準の内容をより詳細化したものを助成基準として定めている場合(詳細化型)の2つに分けることができる。

(1) 景観形成基準のみを定めている場合(同一型)

景観形成基準のみを定めており、景観形成基準が助成基準を兼ねている。本類型をタイプ1(同一型)とする。

(2) 景観形成基準と助成基準をそれぞれ定めている場合(詳細化型)

景観形成基準と助成基準をそれぞれ定め、景観形成基準の内容を詳細化したものを助成基準として定めている。詳細化型については更に、以下の3つのタイプに分けることができる。

①タイプ2-1(詳細化-項目同一型)

景観形成基準と助成基準の項目の構成については変わらない場合である。項目内の基準の内容については詳細化している。本類型をタイプ2-1(詳細化-項目同一型)とする。

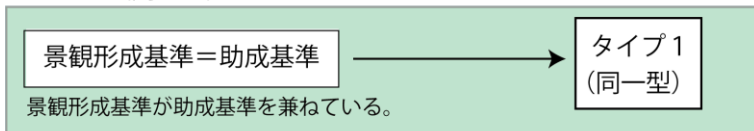
②タイプ2-2(詳細化-項目付加型)

景観形成基準に新たに項目を付加して助成基準としている場合である。項目内の基準の内容については詳細化している。(ただし、項目内の基準の内容が一部共通している場合も含む。)本類型をタイプ2-2(詳細化-項目付加型)とする。

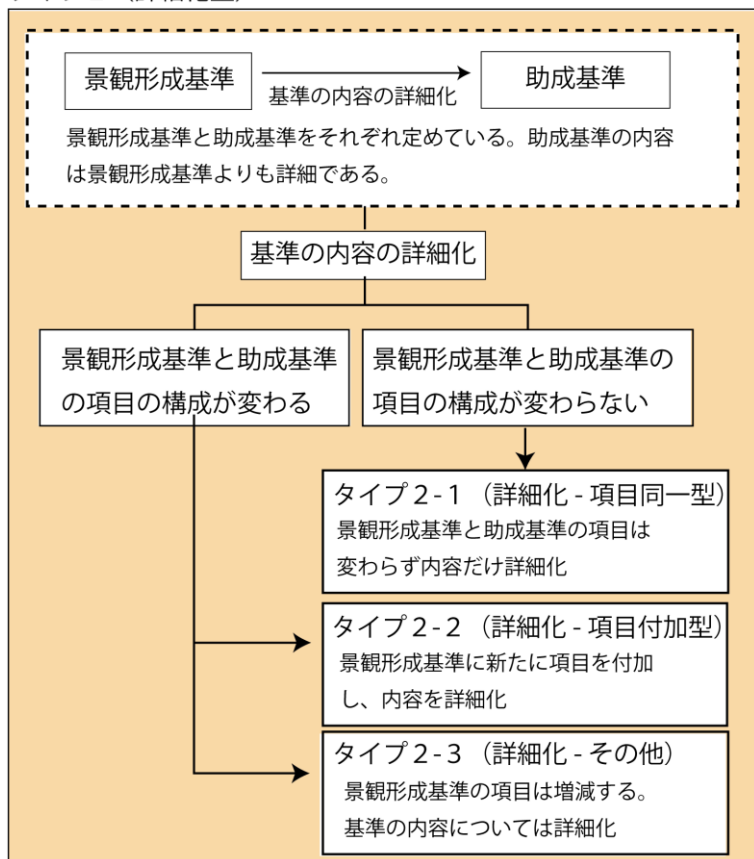
③タイプ2-3(詳細化-その他)

景観形成基準の項目を付加したり除去したりしている場合である。項目内の基準の内容については詳細化している。本類型をタイプ2-3(詳細化-その他)とする。

(1) 景観形成基準のみ定めている場合
タイプ1 (同一型)



(2) 景観形成基準と助成基準をそれぞれ定めている場合
タイプ2 (詳細化型)



類型イメージ		
タイプ1 (同一型)	タイプ1 (同一型)	備考 景観形成基準のみ定め、景観形成基準が助成基準を兼ねる。
	タイプ2-1 (詳細化-項目同一型)	備考 景観形成基準と助成基準の項目は変わらない。助成基準の内容は景観形成基準よりも詳細。
	タイプ2-2 (詳細化-項目付加型)	備考 景観形成基準に新たに項目を付加している。基本的には助成基準の内容の方が詳細。(ただし、一部の項目の基準の内容については共通している場合もある)
タイプ2 (詳細化型)	タイプ2-3 (詳細化-その他)	備考 景観形成基準と助成基準の項目はそれぞれ増減している。助成基準の内容は景観形成基準よりも詳細。

図 2-8-2-1 景観形成基準と助成基準の関係

2-8-3 相互関係の種類による基準の内訳

表2-8-1-3における32の基準のうち、「2-8-2 景観形成基準と助成基準の相互関係の種類」で類型した4つのタイプについて該当する件数を把握する。景観形成基準のみを定めている場合のタイプ1（同一型）については33件中12件（36.4%）の基準が該当する。景観形成基準と助成基準を定めている場合のタイプ2（詳細化型）については33件中21件（63.6%）の基準が該当する。タイプ2（詳細化型）の中では、タイプ2-1（詳細化-項目同一型）は33件中2件（6.1%）、タイプ2-2（詳細化-項目付加型）は33件中5件（15.2%）、タイプ2-3（詳細化-その他）は33件中14件（42.4%）の基準が該当する。

表2-8-3-1 類型による基準の内訳

		基準(件)	割合(%)
景観形成基準のみ定めている場合 タイプ1(同一型)	タイプ1(同一型)	12	37.5
	タイプ2(詳細化型)	20	62.5
景観形成基準と助成基準をそれぞれ定めている場合 タイプ2(詳細化型)	タイプ2-1(詳細化-項目同一型)	2	6.3
	タイプ2-2(詳細化-項目付加型)	4	12.5
	タイプ2-3(詳細化-その他)	14	43.8
	小計	20	62.5
合計		32	100

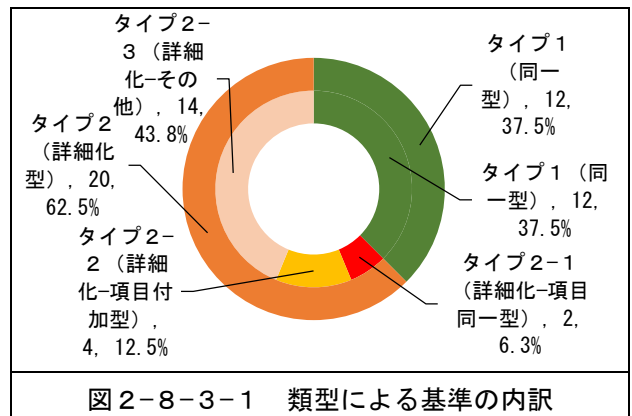


表2-8-3-2 類型による基準の内訳

景観行政団体	地区名	景観形成基準名、助成基準名、助成要項名等	建築物の形態意匠に関する項目												工作物に関する項目				その他(項目として設けているもの)						類型													
			構造	高さ	配置	屋根		軒		庇		外壁		開口部・建具		礎	門・扉等	建築設備	看板	自動販売機等	色彩		素材		緑化	眺望	用途	タイプ1	タイプ2									
			形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	形態意匠 :素材、色彩	項目有無 (注1)	全般 (注1)	項目有無 (注1)	全般 (注1)	緑化	眺望	用途	タイプ2-1	タイプ2-2	タイプ2-3													
岐阜県	岐阜市	金華地区(川原町地区)	景観形成基準	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●						
		修景助成基準(歴史的建造物)	修景助成基準(一般建造物)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●					
	中津川市	本町中山道地区	行為の制限	修景基準(保全型)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●					
			修景基準(整備型)	修景基準(形成型)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●				
		落合中山道地区	行為の制限	修景基準(保全型)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●				
			修景基準(整備型)	修景基準(形成型)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●			
	馬籠中山道地区	行為の制限	修景基準(保全型)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●				
		修景基準(整備型)	修景基準(形成型)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●				
可児市	元久々利景観形成重点地区(祭事主要道路沿道区域)	景観形成基準	景観形成基準	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	--	--	●					
		景観形成基準	景観形成基準	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	--	--	●				
	元久々利景観形成重点地区(集落区域)	景観形成基準	景観形成基準	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	--	--	●					
美濃加茂市	中山道太田宿地区沿道まちなみ景観形成を図る区域	行為の制限	建築物、工作物等の基準	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●					
静岡県	静岡市	宇津ノ谷地区	景観形成基準	景観形成助成対象行為(別表)	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●					
	湖西市	新居間所周辺地域	規制又は措置の基準	規制又は措置の基準	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	--	●				
愛知県	岡崎市	八帖地区景観形成重点地区	景観重要建造物や市指定のふるさと景観資産等に関する助成制度のため調査対象外																																			
		藤川地区景観形成重点地区	景観重要建造物や市指定のふるさと景観資産等に関する助成制度のため調査対象外																																			
	大山市	大山城南辺地域内の城下町ゾーンの一部(都市景観重点地区)	景観づくりのルール	都市景観形成基準(保全型)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●				
			都市景観形成基準(創造型)	都市景観形成基準(創造型)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	--	●		
	常滑市	Aコース沿道・店舗集積地区	遵守基準(店舗)	遵守基準(店舗)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	--	●			
			遵守基準(作業所、倉庫、共同住宅等)	遵守基準(作業所、倉庫、共同住宅等)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	--	●		
		Aコース後背地区	遵守基準(店舗、作業所、倉庫、共同住宅等)	遵守基準(店舗、作業所、倉庫、共同住宅等)	--	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	--	●		
半田市	半田運河周辺地区	助成の審査基準は景観アドバイザーによる審査であるため調査対象外																																				
瀬戸市	洞地区	すべての人が取り組む基準	積極的に取り組む際の推奨基準(住宅店舗)	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	●			
		積極的に取り組む際の推奨基準(工場、事務所)	積極的に取り組む際の推奨基準(工場、事務所)	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	●	
三重県	伊賀市	伊賀街道沿線地区・大和街道沿線地区	景観形成基準	景観形成基準	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	●		
		寺内町地区	景観形成基準	景観形成基準	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	●	
	松阪市	通里本町・魚町一丁目周辺地区	基本基準	修景基準	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	●
		市場庄地区	基本基準	修景基準	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	--	--	●
	伊勢市	内宮おほらい町地区	景観形成基準	景観形成基準	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--
二見町茶屋地区(旅館地区)			景観形成基準	二見町茶屋地区(旅館地区)	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--
二見町茶屋地区(店舗地区)		景観形成基準	二見町茶屋地区(店舗地区)	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--
二見町茶屋地区(住宅地区)	景観形成基準	店舗・住宅地区の景観形成基準	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	●	--	●

凡例	
□	景観形成基準
◎	助成基準
—	該当なし
一方にのみ基準あり	□ 景観形成基準にのみ基準あり ◎ 助成基準にのみ基準あり
両方に基準あり ^(注2)	□◎ 景観形成基準と助成基準の内容は同じ
	□◎ 景観形成基準と助成基準の内容は異なる
—	景観形成基準と助成基準の両方に該当なし
●	類型の該当
(注1)全般とは項目内に対象の指定がない場合(注2)景観形成基準=助成基準の場合も含む(◎※)景観形成基準の内容が助成基準	

第2章 歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の運用状況

2-9 小括

本章においては、歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の内容（項目）の構成、建築物の構成部位に関する基準の内容について調査、分析することができた。調査、分析結果から、景観形成基準及び助成基準の内容（項目）の構成の包括型を導き、包括型から項目の欠如の方法による類型も行うことができた。また、景観形成基準と助成基準の相互関係についての類型を行い、両者の関係について把握することができた。

第3章 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の運用状況調査

- 3-1 修景事業に関する助成制度のアンケート調査
- 3-2 景観行政団体へのアンケート調査結果
- 3-3 景観行政団体に対するヒアリング調査
- 3-4 小括

第3章 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の運用状況調査

3-1 歴史的市街地における修景事業に対する助成制度のアンケート調査

3-1-1 調査の概要

(1) 調査の目的

景観行政団体の町並み調査の実施状況及び、建築物修景事業に関する助成制度の運用状況について把握することを目的とする。

(2) 調査の対象となる景観行政団体

本研究の調査対象である歴史的市街地を景観計画の重点地区等として指定し、且つ修景事業に関する助成制度を有する14の景観行政団体を調査の対象とする。調査対象となる景観行政団体を表3-1-1に示す。

表3-1-1 調査の対象

岐阜県	岐阜市
	中津川市
	可児市
	美濃加茂市
静岡県	静岡市
	湖西市
愛知県	岡崎市
	犬山市
	常滑市
	半田市
	瀬戸市
三重県	伊賀市
	松阪市
	伊勢市

(3) 調査の方法

調査対象となる景観行政団体に対し、アンケート調査を行った。調査は、助成制度の運用に関わる行政担当者へアンケート内容を記載したExcelファイルを送信し、回答をExcelファイルに直接記入後、返信して頂いた。

(4) アンケート調査の内容

アンケート調査の内容をまとめると以下の通りである。送信したアンケートを図3-1-2、図3-1-3、図3-1-4に示す。

- ①景観形成基準の策定に関して
 - i) 景観形成基準の策定時の町並み調査の実施状況等について
 - ii) 景観形成基準の素案の基本となる意見について
- ②助成基準の策定に関して
 - i) 助成基準の有無について
 - ii) 助成基準の策定時の町並み調査の実施状況等について
 - iii) 助成基準の素案の基本となる意見について
- ③助成制度の内容に関して
 - i) 助成制度の対象範囲について
 - ii) 助成制度の対象物について
 - iii) 建築物の定義について
- ④助成制度の運用に関して
 - i) 助成制度の金額と助成率の設定について
 - ii) 修景事業の優先順位等について
 - iii) 助成基準の適合の判断方法について

(5) 調査の期間

調査は平成25年11月13日から1月27日までに行った。なお、アンケートの回収率は100%である。

歴史的市街地における修景事業に対する助成制度の運用に関するアンケート調査		
■ご担当者様の連絡先等(不明な点をお尋ねしたい時のために)		
貴自治体名		
ご担当者様の所属・氏名	所属	氏名
ご連絡先(電話、Emailアドレス)	電話	Emailアドレス
質問Ⅰ 景観形成基準の策定に関して		
1. 景観計画における重点地区等に指定された歴史的市街地において、景観形成基準を定める際に、町並み調査を行っていますか？		
<input type="checkbox"/> 町並み調査を行っている →2へ進んで下さい。 <input type="checkbox"/> 町並み調査を行っていない →4へ進んで下さい。		
2. 町並み調査を行っている場合、調査の対象となるものを選んでください。(複数回答あり)		
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
→3へ進んでください。		
3. (建築物に対する)町並み調査を行っている場合、どのような調査を行っていますか？(複数回答あり)		
<input type="checkbox"/> 全棟調査 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物を全棟調査 <input type="checkbox"/> 現代的建築物を全棟調査 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物と現代的建築物の両方を全棟調査	<input type="checkbox"/> サンプル調査 ^(注1) <input type="checkbox"/> 歴史的建築物をサンプル調査 サンプル数()件 <input type="checkbox"/> 現代的建築物をサンプル調査 サンプル数()件 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物と現代的建築物の両方をサンプル調査 サンプル数()件	<input type="checkbox"/> その他 具体的な調査内容等
<small>(注1) サンプル調査とは、その典型となる建築物を抽出して基準を導き出すために行う調査のこと。</small>		
4. 町並み調査を行っていない場合、何を根拠として景観形成基準を定めていますか？		
5. 景観形成基準の素案の作成は、どのような人々の意見を基に行われていますか？		
<input type="checkbox"/> 行政の担当者等の意見を基本として <input type="checkbox"/> 委員会等の有識者等の意見を基本として <input type="checkbox"/> 地域の住民等の意見を基本として <input type="checkbox"/> その他 ()		
質問Ⅱ 助成基準の策定に関して		
1. 修景事業に関する助成制度の中で、助成基準等を設けていますか？(複数回答あり)		
<input type="checkbox"/> 助成基準あり <input type="checkbox"/> 歴史的建築物の助成基準あり <input type="checkbox"/> 現代的建築物の助成基準あり <input type="checkbox"/> 附属工作物の助成基準あり <input type="checkbox"/> 歴史的建築物と現代的建築物の両方を兼ねた助成基準あり	<input type="checkbox"/> 助成基準なし	<input type="checkbox"/> その他 ()
2. 助成基準を導き出すため、どのような調査を行っていますか？(複数回答あり)		
<input type="checkbox"/> 全棟調査 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物を全棟調査 <input type="checkbox"/> 現代的建築物を全棟調査 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物と現代的建築物の両方を全棟調査	<input type="checkbox"/> サンプル調査 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物をサンプル調査 サンプル数()件 <input type="checkbox"/> 現代的建築物をサンプル調査 サンプル数()件 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物と現代的建築物の両方をサンプル調査 サンプル数()件	<input type="checkbox"/> その他 具体的な調査内容等
3. 助成基準の素案の作成は、どのような人々の意見を基に行われていますか？		
<input type="checkbox"/> 行政の担当者等の意見を基本として <input type="checkbox"/> 委員会等の有識者等の意見を基本として <input type="checkbox"/> 地域の住民等の意見を基本として <input type="checkbox"/> その他 ()		

表3-1-2 送信したアンケート①

質問Ⅲ 助成制度の内容に関して

1. 景観計画にて重点地区等に指定された歴史的市街地における修景事業に対して、助成制度の対象地区の設定範囲を教えてください。(複数回答あり)

- 重点地区内 重点地区内外 その他 ()

2. 助成制度の対象となるものを以下の選択肢から選んで下さい。(複数回答あり)

<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物を助成対象 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物と現代的建築物を区分して両方を助成対象 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物と現代的建築物を区分せず助成対象	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> その他 ()
---	------------------------------	---

3. 景観計画や助成要綱等に、歴史的建築物や現代的建築物のそれぞれの定義について記載されていますか？(複数回答あり)

- 歴史的建築物についての定義を記載 現代的建築物について定義を記載
 それぞれの定義について記載なし

4. 定義について記載されている場合、その定義を簡潔に教えてください。

質問Ⅳ 助成制度の運用に関して

1. 助成制度の金額と助成率の設定については、何を根拠としてその額を定めていますか？

2. 助成の対象となる地区の整備方針等を踏まえて、修景する際に優先順位等をつけて建築物の助成を行っていますか？

- 修景する優先順位等をつけて助成を行っている。
 修景する優先順位等はなく、修景費用の助成申請があったものに対し助成を行っている。
 その他 ()

3. 修景事業が助成基準に適合しているかどうかの判断は、誰が行っていますか？

- 担当者による判断 (担当者による判断等を経て)有識者らによる審査会等での判断
 その他 ()

4. 助成基準に適合するかどうかを判断する際に、その判断の手順や方法等を示すガイドライン・内規等(注2)はありますか？

- 助成基準に適合するかどうかを判断するガイドライン・内規等がある
 助成基準に適合するかどうかを判断するようなガイドライン・内規等はない

(注2)ガイドライン・内規等とは、修景事業が助成基準に適合するかどうかの判断について説明する解説書のこと(判断のためのマニュアルや前任者からの審査に関する引き継ぎ書等も含む)

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

表3-1-3 送信したアンケート②

■本調査の主旨について

平成16年に「景観法」が制定され、現在では多くの地方公共団体が景観行政団体となり、同制度を用いて景観形成に向けた取り組みを展開しています。

景観法では伝統的建造物群保存地区の選定にあたって行われる伝統的建造物群保存対策調査などと状況が異なり、景観計画の中に景観形成基準を定める際に、同基準を抽出するための町並み調査（全棟調査）などが制度化されておらず、助成制度の運用や修景事業の実施において以下のような課題が生じていると考えられるため、本調査により、運用状況等を把握したいと考えています。

（質問Ⅰ、Ⅲ） 景観法にて町並み調査（全棟調査）が制度化されていないことにより、景観形成基準等を導き出す際に、町並み調査自体が全く実施されていない場合や、町並み調査は行われているがその調査は全棟を対象とした調査ではなく、地区の典型となる建築物等を抽出したサンプル調査を実施している場合等があると考えられます。これらの場合、町並みの景観特性、建築様式を適切に把握した上で景観形成基準が定められている（歴史的建築物、現代的建築物などの区分を含め）とは必ずしも言えないため、建築物の現状に適合していない基準や内容で助成制度を運用している場合が考えられます。

（質問Ⅱ、Ⅲ） 修景事業に対する助成基準^{（注1）}についても、町並み調査が実施されていないことにより、景観形成基準と同様に、建築物の現状に適合していない基準や内容で助成制度を運用している場合が考えられます。

（注1） 修景補助の対象となる基準のこと。

（質問Ⅳ） 町並み調査が実施されていないと、歴史的建築物や現代的建築物の件数、その分布状況、基準への適合化状況など、客観的なデータが十分に把握できていない場合が存在するので、助成金や助成率の設定に関する客観的根拠だけでなく、助成の優先順位の決定や助成対象の判断なども難しくさせていることが考えられます。

■入手希望資料について

アンケート内でお聞きする「歴史的市街地における修景事業に対する助成制度」に関連する以下の資料（入手希望資料）について、該当するものがございましたら、電子メール等にてご提供して頂ければ幸いです。（HP等で講評されている場合は結構です。）

1. 「助成制度に関する要綱」（質問Ⅲ、Ⅳに関連）
2. 「助成基準」（質問Ⅱに関連）
3. 「助成額と助成率を設定する際の根拠となった資料（修景事業に掛かる金額等について参考とした資料）」（質問Ⅴ-1に関連）
4. 「修景すべき建築物の優先順位等を示した資料」（質問Ⅳ-3に関連）
5. 「助成基準に適合しているかどうかを判断する際のガイドライン・内規等」（質問Ⅳ-5に関連）

■アンケート及び資料等の送信先（連絡先）

三重大学大学院工学研究科建築学専攻 浅野研究室 修士2年 森河 奨

（携帯）080-6081-4867 / （E-mail）412M419@m.mie-u.ac.jp

（住所）〒514-0102 三重県津市栗真町屋町 1577 三重大学大学院工学研究科建築学専攻浅野研究室

表3-1-4 送信したアンケート③

3-2 景観行政団体へのアンケート調査結果

3-2-1 景観形成基準の策定に関して

(1) 景観形成基準を定める際の調査について

景観形成基準を定める際に、町並み調査を行っている景観行政団体は14団体中12団体(85.7%)であった。町並み調査を行っていない2団体については、審査会等による有識者の意見や地域住民の意見等に基づいて景観形成基準を定めているものが1団体、地域住民を中心に学識経験者、都市計画・文化財等の関係各機関の助言を得ながら景観形成基準を定めているものが1団体である。

町並み調査を行っている景観行政団体のうち、全棟調査を行っている景観行政団体は12団体中8団体(66.7%)、サンプル調査を行っている景観行政団体は12団体中3団体(20.0%)であった。その他の1団体については、住民との町歩きワークショップ等の結果を基に景観形成基準を定めている。

表3-2-1-1 町並み調査の実施状況

	件数(団体)	割合(%)
町並み調査を行っている	12	85.7
町並み調査を行っていない	2	14.3
合計	14	100.0

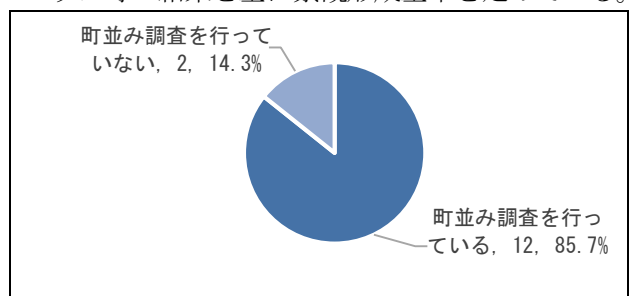


図3-2-1-1 町並み調査の実施状況

表3-2-1-2 調査の内容

調査の内容		件数(団体)	割合(%)
全棟調査	歴史的建築物を全棟調査	0	0.0
	現代的建築物を全棟調査	0	0.0
	歴史的建築物と現代的建築物の両方を全棟調査	8	66.7
	合計	8	66.7
サンプル調査	歴史的建築物をサンプル調査	0	0.0
	現代的建築物をサンプル調査	0	0.0
	歴史的建築物と現代的建築物の両方をサンプル調査	3	25.0
	合計	3	25.0
その他		1	8.3
合計		12	100.0

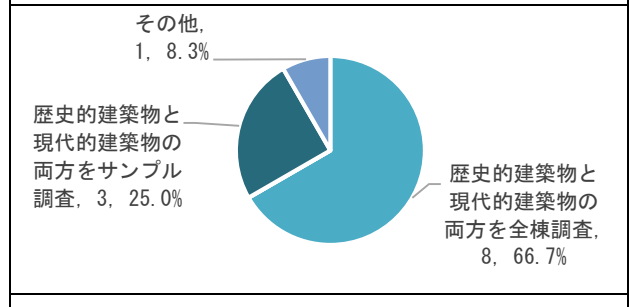


図3-2-1-2 調査の内容

(2) 景観形成基準の素案の作成について

景観形成基準の素案を作成する際に基本とする意見については、地域住民等の意見を基本として作成する場合は10件、委員会等の有識者の意見を基本として作成する場合は6件、行政担当者の意見を基本として作成する場合は1件であった。その他の1件については、住民代表や行政担当者を含めた委員会の意見を基本として素案を作成している。

表3-2-1-3 素案の作成時に基本とする意見

(複数回答あり)

基本とする意見	件数(件)
行政担当者の意見	1
委員会等の有識者の意見	6
地域の住民等の意見	10
その他	1

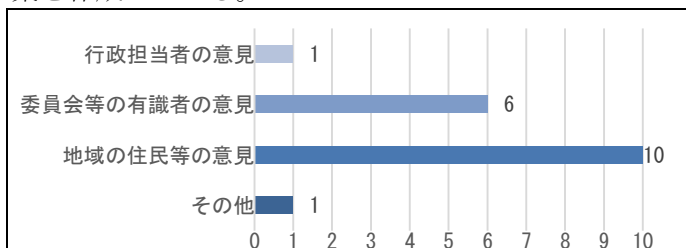


図3-2-1-3 素案の作成時に基本とする意見 (複数回答あり)

3-2-2 助成基準の策定に関して

(1) 助成基準の有無について

修景事業に関する助成制度の中で、助成基準を定めている景観行政団体は 14 団体中 13 団体 (92.9%) であった。その他の 1 団体については、景観アドバイザーによる審査を助成の判断基準としている。

助成基準を定めている景観行政団体のうち、景観形成基準が助成基準を兼ねている景観行政団体は 13 団体中 8 団体 (61.5%) 景観形成基準と助成基準をそれぞれ定めている景観行政団体は 13 団体中 5 団体 (38.5%) であった。

表 3-2-2-1 助成基準の有無

	件数(団体)	割合(%)
助成基準あり	13	92.9
助成基準なし	0	0.0
その他	1	7.1
合計	14	100.0

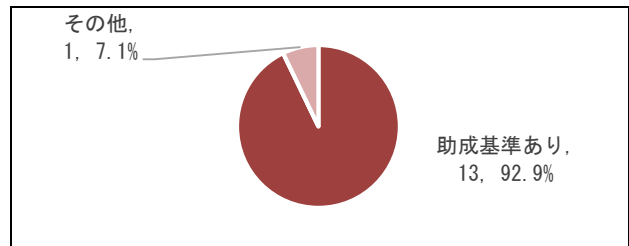


図 3-2-2-1 助成基準の有無

表 3-2-2-2 景観形成基準と助成基準の関係

	件数(団体)	割合(%)
景観形成基準と助成基準がそれぞれあり	8	61.5
景観形成基準が助成基準を兼ねている	5	38.5
合計	13	100.0

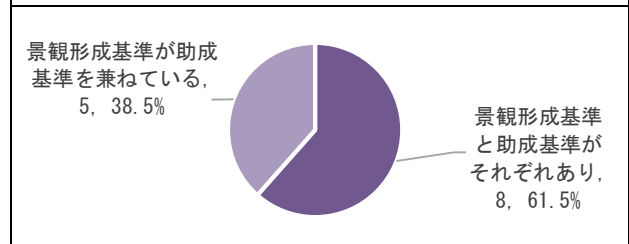


図 3-2-2-2 景観形成基準と助成基準の関係

(2) 建築物に対する助成基準について

助成基準を定めている景観行政団体のうち、歴史的建築物を対象とした助成基準のみを定めている景観行政団体は 13 団体中 4 団体 (30.8%)、歴史的建築物と現代的建築物の両方を対象とした助成基準のみを定めている景観行政団体は 13 団体中 5 団体 (38.5%)、歴史的建築物を対象とした助成基準と現代的建築物を対象とした助成基準を定めている景観行政団体は 13 団体中 3 団体 (23.1%)、歴史的建築物を対象とした助成基準と現代的建築物を対象とした助成基準と歴史的建築物と現代的建築物の両方を対象とした助成基準を定めている景観行政団体は 1 団体 (7.7%) であった。

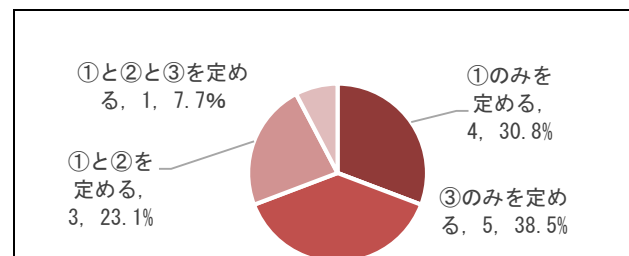
表 3-2-2-2 建築物に対する助成基準

	件数(団体)	割合(%)
①のみを定める	4	30.8
②のみを定める	0	0.0
③のみを定める	5	38.5
①と②を定める	3	23.1
①と②と③を定める ^[注1]	1	7.7
合計	13	100

【凡例】

①歴史的建築物を対象とした助成基準、②現代的建築物を対象とした助成基準、③歴史的建築物と現代的建築物の両方を対象とした助成基準

【注1】歴史的建築物を対象とした助成基準(保全型の基準)、現代的建築物を対象とした助成基準(整備型の基準)、歴史的建築物と現代的建築物の両方を対象とした助成基準(形成型の基準)の3つの基準がある。



【凡例】

①歴史的建築物を対象とした助成基準、②現代的建築物を対象とした助成基準、③歴史的建築物と現代的建築物の両方を対象とした助成基準

図 3-2-2-2 建築物に対する助成基準

(3) 工作物に対する助成基準の有無について

助成基準を定めている景観行政団体のうち、工作物に対する助成基準を定めている景観行政団体は13団体中10団体(76.9%)であった。

表3-2-2-3 工作物に対する助成基準の有無

		件数(団体)	割合(%)
工作物	助成基準あり	10	76.9
	助成基準なし	3	23.1
	合計	13	100

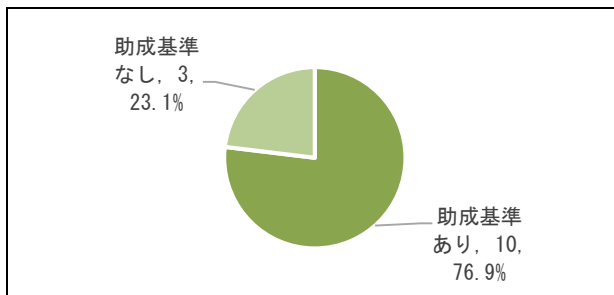


表3-2-2-3 工作物に対する助成基準の有無

(4) 助成基準を定める際の調査について

助成基準を定める際に全棟調査を行っている景観行政団体は13団体中7団体(53.8%)、サンプル調査を行っている景観行政団体は13団体中4団体(30.8%)であった。サンプル調査を行っている景観行政団体のうち、歴史的建築物と現代的建築物の両方をサンプル調査している景観行政団体が3団体、歴史的建築物をサンプル調査している景観行政団体が1団体であった。その他の2団体については、景観重要建造物を調査対象として抽出し、その調査結果を参考に助成基準を定めている景観行政団体が1団体、調査の内容が不明である景観行政団体が1団体であった。

表3-2-2-4 調査の内容

調査の内容		件数(団体)	割合(%)
全棟調査	歴史的建築物を全棟調査	0	0.0
	現代的建築物を全棟調査	0	0.0
	歴史的建築物と現代的建築物の両方を全棟調査	7	53.8
	合計	7	53.8
サンプル調査	歴史的建築物をサンプル調査	1	7.7
	現代的建築物をサンプル調査	0	0.0
	歴史的建築物と現代的建築物の両方をサンプル調査	3	23.1
	合計	4	30.8
その他		2	15.4
合計		13	100.0

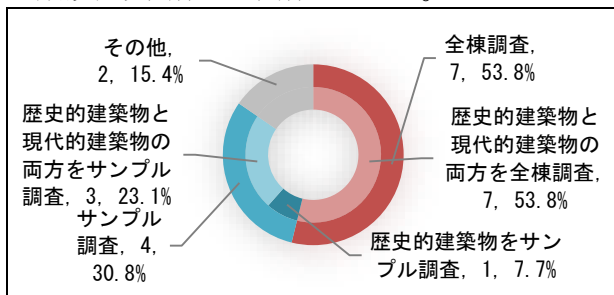


図3-2-2-4 調査の内容

(5) 助成基準の素案の作成について

助成基準の素案を作成する際に基本とする意見については、委員会等の有識者の意見を基本として作成する場合は5件、地域住民等の意見を基本として作成する場合は3件、行政担当者の意見を基本として作成する場合は2件であった。その他の1件については、住民代表や行政担当者を含めた委員会の意見を基本として素案を作成している場合である。

表3-2-2-4 素案の作成時に基本とする意見

(複数回答あり)

基本とする意見	件数(件)
行政担当者の意見	2
委員会等の有識者の意見	5
地域の住民等の意見	3
その他	1

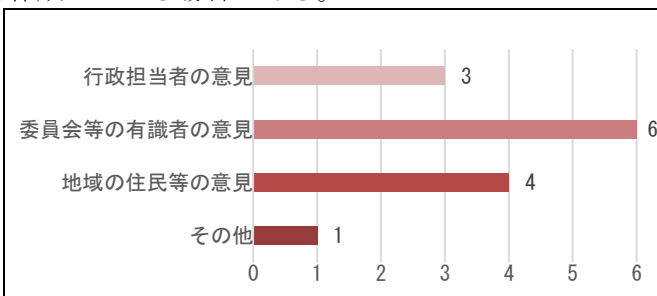


図3-2-2-4 素案の作成時に基本とする意見 (複数回答あり)

3-2-3 助成制度の内容に関して

(1) 助成制度の対象について

建築物に対して助成制度を設けている景観行政団体は14団体中13団体であった。工作物に対する助成制度を設けている景観行政団体は7団体であった。その他に関しては、生け垣等を助成対象としている景観行政団体が2団体、(工作物とは別に広告物等に対して助成制度を設けている景観行政団体が1団体、市指定の景観資産等を助成対象としている景観行政団体が1団体であった。

表3-2-3-1 助成制度の対象

(複数回答あり)

建築物に対して助成	13
工作物に対して助成	7
その他	4

(注)岡崎市においては、助成対象が市指定の景観資産や景観重要建造物であるため、その他に該当するものとし、(2)、(3)の回答からは省くこととする。

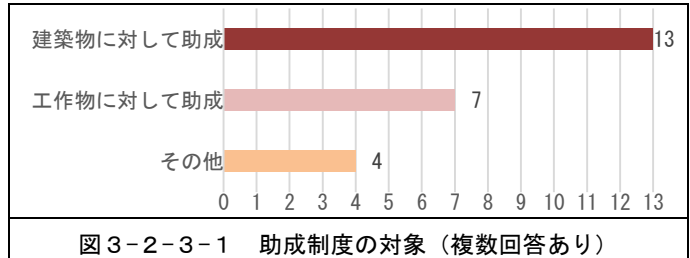


図3-2-3-1 助成制度の対象 (複数回答あり)

(2) 建築物の助成の区分について

建築物に対する助成制度を設けている景観行政団体のうち、歴史的建築物と現代的建築物を区別せずに助成対象としている景観行政団体は13団体中8件(61.5%)、歴史的建築物と現代的建築物を区分して両方を助成対象としている景観行政団体は13団体中5団体(38.5%)、歴史的建築物のみを助成対象としている景観行政団体は13団体中1団体(7.7%)であった。

表3-2-3-2 建築物の助成の区分

		件数(団体)	割合(%)
歴史的建築物と現代的建築物の区分あり	歴史的建築物のみを助成対象	1	7.7
	現代的建築物のみを助成対象	0	0.0
	歴史的建築物と現代的建築物の両方を助成対象	4	30.8
	合計	5	38.5
歴史的建築物と現代的建築物の区分なし	歴史的建築物と現代的建築物の両方を区別せずに助成対象	8	61.5
	合計	13	100.0

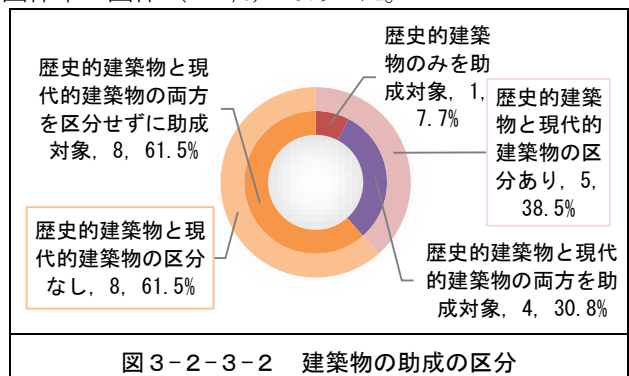


図3-2-3-2 建築物の助成の区分

(3) 歴史的建築物及び現代的建築物の定義について

景観計画や助成要項等に歴史的建築物についての定義を記載している景観行政団体は13団体中2団体(15.4%)、現代的建築物についての定義を記載している景観行政団体は13団体中1団体(7.7%)、歴史的建築物と現代的建築物の両方についての定義を記載している景観行政団体は13団体中1団体であった。歴史的建築物と現代的建築物のそれぞれの定義について記載していない景観行政団体は13団体中9団体(69.2%)であった。

表3-2-3-3 建築物の定義

		件数(団体)	割合(%)
歴史的建築物と現代的建築物の区分あり	歴史的建築物について定義あり	2	15.4
	現代的建築物についての定義あり	0	0.0
	歴史的建築物と現代的建築物の両方の定義あり	1	7.7
	歴史的建築物及び現代的建築物の定義なし	2	15.4
合計	5	38.5	
歴史的建築物と現代的建築物の区分なし	歴史的建築物について定義あり	0	0.0
	現代的建築物についての定義あり	1	7.7
	歴史的建築物及び現代的建築物の定義なし	7	53.8
	合計	8	61.5
合計	13	100.0	

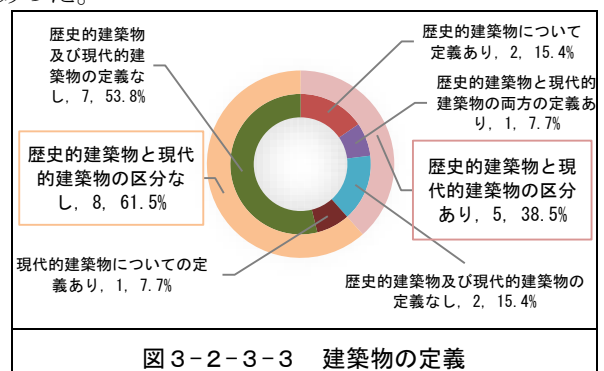


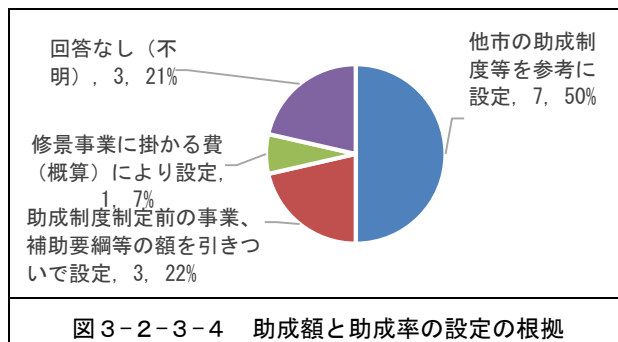
図3-2-3-3 建築物の定義

(4) 助成額と助成率の設定の根拠について

助成制度の金額（助成額）と助成率の設定の根拠については、他市の助成制度等を参考に設定している景観行政団体が7団体（50.0%）、景観法以前に行われた町並み環境整備事業等等を利用して策定された補助要綱の額を引き継いで（旧助成制度を引きつぐ形）設定している景観行政団体が3団体（21.4%）、修景事業に掛かる費用（概算）から設定している景観行政団体がそれぞれ1団体（7.1%）であった。

図3-2-3-4 助成額と助成率の設定の根拠

	件数(団体)	割合(%)
他市の助成制度等を参考に設定	7	50.0
助成制度制定前の事業、補助要綱等の額を引きついで設定	3	21.4
修景事業に掛かる費(概算)により設定	1	7.1
回答なし(不明)	3	21.4
合計	14	100.0



3-2-4 助成制度の運用に関して

(1) 修景に関する助成の優先順位等について

地区の整備方針等を踏まえて、修景する際に優先順位等を設けて助成を行っているかどうかについては、優先順位等を設けずに修景費用の助成申請があったものに対して助成を行っている景観行政団体が14団体中14団体(100.0%)であった。修景する際に優先順位等を設けて助成を行っている景観行政団体はなかった。

表3-2-4-1 修景に関する助成の優先順位等

	件数(団体)	割合(%)
修景する優先順位等はない	14	100.0
修景する優先順位等がある	0	0.0
合計	14	100.0

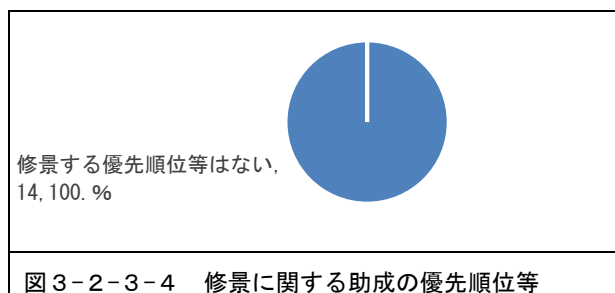


図3-2-3-4 修景に関する助成の優先順位等

(2) 助成基準への適合の判断について

修景事業が助成基準に適合しているかどうかの判断については、(担当者らによる判断等を経て)有識者らによる審査会等で判断している景観行政団体が14団体中9団体(64.3%)、担当者により判断している景観行政団体が14団体中3団体(20.0%)であった。その他の2団体については、地元委員会を経て担当者による判断をしている景観行政団体が1団体、担当課内で判断している景観行政団体が1団体であった。なお、担当者による判断と回答した景観行政団体のうち、1団体で景観アドバイザーによる助言を判断の参考として取り入れている。

表3-2-4-2 助成基準への適合の判断

	件数(団体)	割合(%)
担当者による判断	3	21.4
(担当者による判断等を経て)有識者らによる審査会等での判断	9	64.3
その他	2	14.3
合計	14	100.0

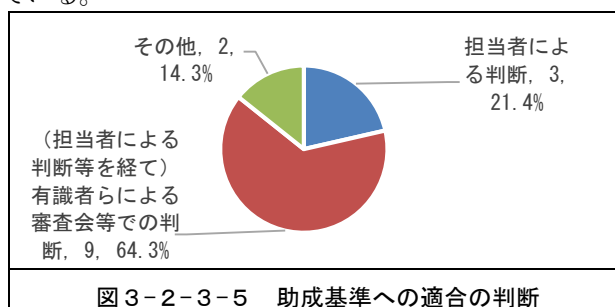


図3-2-3-5 助成基準への適合の判断

(3) 助成基準への適合を判断するためのガイドライン・内規等について

修景事業が助成基準に適合するかを判断するガイドライン・内規等(修景事業が助成基準に適合しているかどうかの判断について説明する解説書のこと)がない景観行政団体は14団体中8団体(57.1%)であり、ガイドライン・内規等がある景観行政団体は14団体中6団体(42.9%)であった。

表3-2-4-3 ガイドライン・内規等の有無

	件数(団体)	割合(%)
ガイドライン・内規等がある	6	42.9
ガイドライン・内規等はない	8	57.1
合計	14	100.0

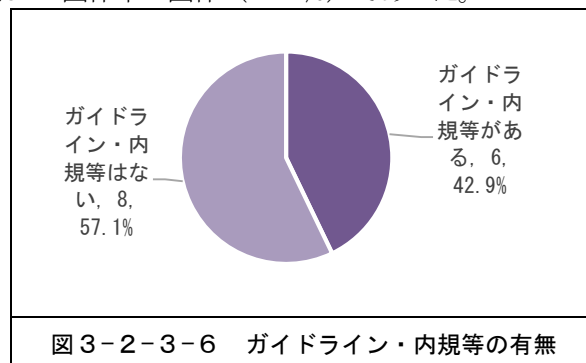


図3-2-3-6 ガイドライン・内規等の有無

3-3 景観行政団体に対するヒアリング調査

3-3-1 ヒアリング調査の概要

(1) ヒアリング調査の対象

「3-1 歴史的市街地における修景事業に対する助成制度のアンケート調査」における調査対象の景観行政団体のうち、アンケート調査における「建築物の助成の区分について」の回答で①歴史的建築物と現代的建築物を区分せずに、両方を助成していると回答した景観行政団体と②歴史的建築物と現代的建築物を区分して、両方を助成していると回答した景観行政団体からそれぞれ抽出して追加ヒアリング調査を行う。①からは美濃加茂市を、②からは湖西市を調査対象として抽出した。

さらに、美濃加茂市と湖西市は「2-8 景観形成基準と助成基準の相互関係の類型」における類型についてもそれぞれ異なるタイプの類型（美濃加茂市はタイプ2-詳細化型、湖西市はタイプ1-同一型）であることから調査対象として抽出した。

(2) ヒアリング調査の方法

修景事業に対する助成制度の運用に携わる行政担当者に対して、アンケート調査の回答と併せて更に詳細な助成制度の内容（アンケートの補足内容、助成の運用上の課題等）について直接ヒアリングを行った。

(3) ヒアリング調査の内容

I. 共通ヒアリング（美濃加茂市・湖西市）

- ①景観計画と助成制度について
 - i) 景観計画と助成制度について
 - ii) 歴史的建築物及び現代的建築物に対する助成について
 - iii) 建築物の除却に対する助成について
- ②町並み調査について
 - i) 町並み調査の内容及びデータベース化について
- ③助成制度における助成額について
 - i) 助成額の根拠について
 - ii) 助成の実績について
 - iii) 助成のリストについて

II. 個別ヒアリング（湖西市）

湖西市では、景観法第16条第1項の届け出に対する事務処理マニュアル（行政内部資料）を作成している。事務処理マニュアルには届出の対応方針や、規制又は措置の基準の解釈、建築物の建築等の審査基準等がまとめられている。その中の建築物の建築等の審査基準では、規制又は措置の基準の項目ごと重要度を定めて、重要度と基準の適合状況（点数で表している）を掛け合わせて総合評価点をつけている。これらの審査基準の詳しい内容について、ヒアリングを行うため、湖西市については以下の内容を追加する。

- ①建築物の建築等の審査基準
 - i) 重要度について
 - ii) 総合評価点について

(4) 調査の期間

調査は平成25年1月6日に行った。

3-3-2 美濃加茂市に対するヒアリング調査

(1) ヒアリング概要

- ・ヒアリング日時 : 2014年1月16日(木) 10:00~10:45
- ・ヒアリング場所 : 美濃加茂市役所
- ・ヒアリングメンバー : 林直孝、森河奨、石川綾
- ・ヒアリング相手 : 産業建設部都市計画課 桜田純治氏



(2) ヒアリング内容

景観計画と助成制度について

①景観計画及び景観条例と助成制度の関係について

補助金交付要綱が平成2年に定められ、当時は補助金交付要綱のみで運用していた。その後、景観行政団体になり、補助金交付要綱に合わせて、助成対象地区を景観重点区域とし、景観計画及び景観条例を定めた。

②歴史的建築物及び現代的建築物に対する助成について

歴史的建築物及び現代的建築物について特に区分していない。助成基準は歴史的建築物の仕様に合わせたものとなっているが、歴史的建築物と現代的建築物の助成に関しては、両者の優劣をつけていない。

③建築物の除却に対する助成について

建築物の除却に対して助成は行っていない。

町並み調査(サンプル調査)について

④町並み調査の内容及びデータベース化について

町並み調査を行った当時の資料が残っておらず、町並み調査の内容については不明である。また、歴史的建築物及び現代的建築物の現存状況を示したデータベースの作成は行っていない。

助成制度における助成額について

⑤助成額の根拠について

現在の補助金交付要綱は平成2年に策定されたものであり、その当時の根拠はわからないが、瓦の吹き替え等を行うと1000万円程度はかかると想定し、その半額の500万円としたのではないかと予想している。

⑥助成の実績について

年間の助成件数は0～1件程度である。助成交付要綱が策定された平成2年から数えると、現在までに助成を行ってきた件数は16件であり、そのうち建替えに対する助成が4件、修景に対する助成が12件であった。今年度はすでに1件申請があった。

1件当たりの助成額は約300万円～400万円程度である。申請内容が基準に適合していれば、助成額の上限まで助成を行うこととしているが、ほとんどが限度額である500万円にまでいくことはない。

助成の優先順位等は設けておらず、申請順である。また、修景部位による助成額の差は設けておらず、道路から見える外観部分に助成を行っており、構造部分に係わる部位に対しては助成を行っていない。

⑦助成のリストについて

過去に助成を行った建築物等に関してのリストは作成していない。

その他

(i)国費について

補助金については、以前はまちづくり交付金を使っており、現在は市の単独費で行っている。

(ii)マニュアルや内規等について

担当者が判断する方針や内規等の細かい取り決めがなく、担当者個人の判断に委ねている部分がある。判断の仕方のマニュアル等を作れば実務が行いやすくなると感じている。

(iii)課題について

- ・建替え等の場合、現在の素材の仕様に合わない、壁面位置を揃えることが難しい（車庫、門などを設ける場合も住民の負担が増えることになり難しい）、等の要求があり、これらに対し、どのように対応していくかが課題である。
- ・現代的建築物の基準を作る等、基準の見直しも考える必要性を感じている。
- ・歴史的建築物の修景と現代的建築物の新築等の場合では、条件が変わってくるため、同等の助成では厳しくなり、助成の申請を受けていくうちに区分をするべきかと考えるようになった。
- ・助成の判断を行うマニュアルや内規等がなく、判断の基準の解釈が担当者により異なるのが現在の課題である。担当者は2、3年で変わるということもあり、助成の判断を行うマニュアルや内規等があれば良いと考えている。

3-3-3 湖西市に対するヒアリング調査

(1) ヒアリング概要

- ・ヒアリング日時 : 2014年1月16日(木) 14:00~15:00
- ・ヒアリング場所 : 湖西市役所
- ・ヒアリングメンバー : 林直孝、森河奨、石川綾
- ・ヒアリング相手 : 都市計画課都市計画係 野口修平氏
- ・収集資料 : 助成の件数と助成額(年間の総額)のリスト



(2) ヒアリング内容

景観計画と助成制度について

①景観計画及び景観条例と助成制度の関係について

補助金交付要綱が平成8年に定められ、当時は補助金交付要綱のみで運用していた。その後、景観行政団体になり、補助金交付要綱に合わせて助成対象地区を重点区域とし、景観計画及び景観条例を定めた。

②歴史的建築物及び現代的建築物に対する助成について

昭和初期の歴史的建築物の修理を進めることが景観形成を図る上で重要であると考えており、現代的建築物に対しては助成を行っていない。

修理事業に対する助成は昭和初期のものと限定しているため、助成額は高くなっているが、優先度については特に定めていない。

③建築物の除却に対する助成について

建築物の除却に対して助成は行っていない。

町並み調査(全棟調査)について

④町並み調査の内容及びデータベース化について

補助金交付要綱策定時に全棟調査を行っており、その後、景観計画策定時に再度全棟調査を行った。「歴史を活かしたまちづくり整備計画」歴史的環境整備街路事業調査義務委託(平成17年3月)しかし、歴史的建築物及び現代的建築物の現存状況を示したデータベースの作成は行っていない。

助成制度における助成額について

⑤助成額の根拠について

現在の補助金交付要綱は、合併以前の旧制度のものをそのまま引き継いで平成8年に策定され、その後一部変更されたものであるが、旧制度の策定時、また、変更時における助成額の根拠については不明である。

⑥助成の実績について

平成22年までは、年間1～7件程度、平成22年以降は0件である。(平成22年までは301号線の拡幅事業に伴う建替えにおいて、基準に適合する建築物に対して助成を行っており、助成件数が多くなっている。)また、修景事業及び修理事業の両者に対して助成を行うこととしており、それぞれ異なる上限額を設定しているが、修理事業に対する助成の実績はない。

申請内容が基準に適合していれば、助成額の上限まで助成を行うこととしており、実際に1件当たりの助成額は、修景であれば上限の200万円に近い額となっている。

助成の優先順位は設けておらず、申請順である。また、修景部位による助成額の差はなく、外観に係わる部分で助成を行っており、構造躯体については助成の適用外としている。

⑦助成のリストについて

過去に助成を行った建築物等に関する交付実績リストがある。

建築物の建築等の審査基準（事務処理マニュアル）について

⑧重要度について

平成13年度の都市景観形成策定委員会の委員が、引き続き景観計画の策定や景観審議会に関わっており、重要度はその委員会の話し合いにより定められたと思われる。

⑨総合評価点について

総合評価点が助成額や助成対象の優先順位に影響することはなく、届出行為の際の報告案件、審議案件に影響するのみである。(総合評価点20点以上だと審議会報告案件、19点以下だと審議案件)

調和点までで40点以上(満点)でないと助成対象にならない。全ての基準に対して○(基準に適合している)でないと助成対象とならず、例えば屋根の素材だけが△(内容により適合しているとまではいかないが、許容の範囲内)である場合は助成対象とならない。

その他

(i)国費について

補助金については、平成17年以降は単独費、平成17年～26年はまちづくり交付金で行っており、平成27年以降は街並み環境整備事業での対応を考えている。

(ii)課題について

・以下の行為において助成の要望があり、今後の検討課題である。

- ①部分的に格子をする等の一部修景
- ②補助した部分の老朽化のための2度目の修景(改築)
- ③避難のために陸屋根を作る等の津波対策

・景観形成に配慮することで余分にかかった額に対して助成を行っているが、審査実務において、この助成額の算定に時間がかかるため、助成額を工事金額の一定割合にする等、実務の簡素化を図りたいと考えている。

3-4 小括

本章では、景観行政団体に対するアンケート調査及びヒアリング調査から町並み調査の実施状況、助成対象の設定状況、助成額の設定の根拠、助成の審査方法、助成の運用に関する課題等が明らかとなった。サンプル調査を実施している景観行政団体については、地区の現状や景観特性を反映した基準を必ずしも設定できているとはいきれない可能性があると考えられる。また、アンケート調査結果から、町並み調査（全棟調査）を実施している景観行政団体についても、その調査内容に温度差がみられる。また、全棟調査の調査結果から得られる地区の現状を表す客観的なデータを助成に活用しているところはみられなかった。

本章での調査結果を踏まえて、第5章で景観行政団体が抱える助成の運用に関する課題について考察する。

第4章 建築物修景事業に対する助成額の基礎的調査

- 4-1 建築物の修景に関わる費用の基礎的調査
- 4-2 景観行政団体における建築物修景事業に対する助成額の調査
- 4-3 景観行政団体における建築物修景事業に対する助成額の調査結果
- 4-4 小括

第4章 建築物修景事業に対する助成額の基礎的調査

4-1 建築物修景事業に対する費用の基礎的調査

4-1-1 建築実務者へのヒアリング調査

(1) ヒアリング調査の概要

- ・ヒアリング日時：2013年8月3日 16:00～17:00
- ・ヒアリング場所：伊勢河崎商人館 河崎文庫
- ・ヒアリングメンバー：林直孝、森河奨、浅野聡
- ・ヒアリング相手：高橋徹都市建築設計工房代表／NPO法人「伊勢河崎まちづくり衆」理事長
高橋徹氏

(2) 調査の目的

歴史的建築物の修景に携わる建築実務者へヒアリング調査を行い、建築物の修景に掛かる費用（概算）、修景の構法、建て替えと修景の判断方法等について、把握することを目的とする。

4-1-2 歴史的建築物の部材に関わる修景費用の概算

①建て替え、修景に関する費用について

建築物の修景の費用は、基本的に修景を行う部分の面積の材料費に比例する。足場等の仮設の組み立て費用についてはその構法により費用は異なる。

i) 仮設に関する費用

- ・仮設 約1,000円/㎡程度

ii) 土間に関する費用

- ・土間コンクリート 約15,000円/㎡程度

iii) 屋根に関する費用

- ・撤去 約10,000円～/㎡程度
- ・瓦 約8,000～10,000円/㎡程度
- ・野地板 約2,000～3,000円/㎡程度

iv) 外壁に関する費用

- ・きざみ囲い 約10,000円/㎡
- ・サイディング 約6,000円/㎡
- ・トタン（プリント鉄板）1,000～2,000円/㎡

v) 壁に関する費用

耐震を考慮して構造用合板を用いる場合は、下地材を修景する費用とほぼ変わらない。

vi) 土台・基礎に関する費用

修景に土台・基礎が絡んでくる場合、新しく建て替える費用とほぼ変わらない。ただし、建築物に基礎（ベタ基礎）を造り、階高を高くするため建物をジャッキアップするなど行くと、建替えの方が、費用が安くなる場合もある。束石をそのまま、土間コンクリートと束石を一体に打設し、FLを変えずに修景を行えば、それほど修景の工事費はかからない。

vii) 躯体（構造体）に関する費用

躯体（構造体）の現存状況に問題がなければ、通常建て替えるよりは修景の費用の方が安い。

viii) その他

内装や設備をやり替えなければ、工事費は数百万円以下で出来る場合が多い。

②修景に関する構法について

i) 屋根の修景に関する構法

- ・屋根の全面葺き替え（瓦、野地板、母屋も含む）
- ・下地のやり替え（野地板の重ね張り）
- ・下地のやり替え（野地板の葺き替え）
- ・下地のやり替え（雑木板から野地板への葺き替え）
- ・瓦の葺き替え（瓦の釘留めや鉄線固定など）
- ・瓦の部分葺き替え（割れた瓦の交換や釘留めなど）

ii) 壁の修景に関する構法

- ・きざみ囲い（下見板）と間柱のやり替え
- ・きざみ囲い（下見板）のやり替え
- ・腐食部分のやり替え

③建て替えと修景の判断について

建て替えか修景かどちらを行うかの判断については、所有者の意思に委ねられる。修景の依頼をされたものに関しては、躯体の持っている風合いや歴史性を重視し、それを生かせるようにできるだけ残す立場で修景をしている。そのため、間取りについてもできる限り残るように修景を行うことを心がけている。建築物の配置の変更などにより、建築物の構造体をばらして組み立てる修景については、建て替えよりも費用が掛かるため普通は行わない。

④修景事業のあり方について

i) 修景を複数回に分けて行うことについて

修景は部分的に複数回分けて行うのではなく、基本的に1度で一気に行うことが多い。複数回に分けて行うと、工事中に住居に住めなくなることや、引っ越しなどの手間、足場の設置などを考えると負担が増すからである。ただし以前、家主が住んでいない住宅で、屋根が落ちてくるため危険だということで屋根の部分だけ修理・修景を行ったことはあるが、緊急に修理しなくてはならない状況であったため特殊な事例と言える。

ii) 助成金を複数回分けて交付することについて

事業者は複数回に分けて助成金を得ることよりも、一度に得られる助成額が高い方がありがたいと考えられる。これは、工事が複数回行われることによる手間や工事費の増額の方が、負担が大きくなると考えられるからである。ただし、行政が屋根のみ、外壁のみに助成額を出すというように、概観からみる景観に特化した助成制度を考えるのであれば、助成金の分割の交付についても考えられるかもしれない。

4-2 景観行政団体における建築物修景事業に対する助成額の調査

4-2-1 調査の概要

(1) 調査の目的

景観行政団体が設定している建築物修景事業に対する助成額について調査し、その額の設定に関する傾向を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の対象

本研究の調査対象である、歴史的市街地を景観計画の重点地区等として指定し、且つ修景事業に関する助成制度を有する14の景観行政団体が制定している助成制度（19施策、景観条例も含む）を調査の対象とする。調査対象を表4-2-1に示す。

表4-2-1 調査の対象

景観行政団体	施策名	
岐阜県	岐阜市	歴史的建造物群景観形成助成制度 景観重要建造物保存助成事業 ぎふ景観まちづくりファンド事業
	中津川市	中津川市景観条例
	可児市	可児市景観条例
	大垣市	大垣市都市景観形成建築物等修景モデル事業
	美濃加茂市	美濃加茂市景観条例
静岡県	静岡市	静岡市景観条例
	湖西市	湖西市新居閑所周辺地区景観条例
	岡崎市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例
愛知県	犬山市	犬山市景観条例 景観重要建造物助成事業
	常滑市	常滑市やきもの散歩道地区景観条例
	半田市	半田市ふるさと景観条例
	瀬戸市	瀬戸市景観条例 町並み環境整備事業
	伊賀市	伊賀市ふるさと風景づくり条例
三重県	松阪市	松阪市景観条例
	伊勢市	伊勢市景観条例

(3) 調査の方法

景観行政団体が制定する助成制度に関する資料を、各景観行政団体のHPから入手し、調査を行う。HP上で不明又は公開されていない資料については、第3章で行った景観行政団体のアンケート調査の依頼と合わせて資料の提供を依頼し、入手した。

(4) 調査の期間

本調査は、平成25年10月までに制定されている建築物修景事業に対する助成制度を対象として調査を行った。

4-3 景観行政団体における建築物修景事業に対する助成額の調査結果

4-3-1 建築物に対する助成額

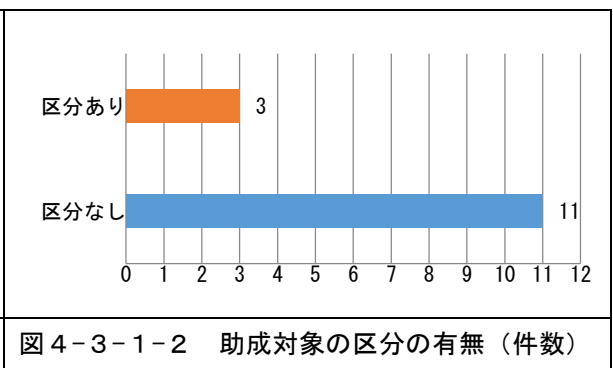
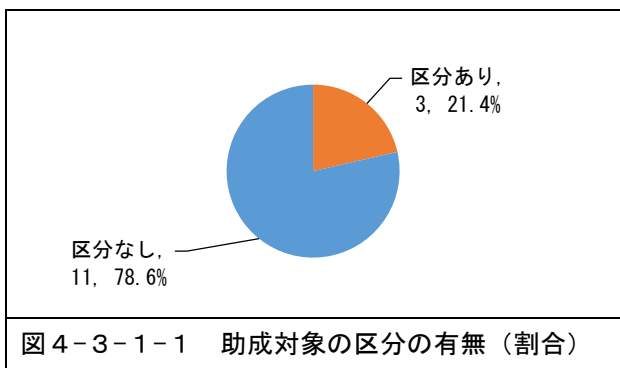
4-3-1-1 歴史的建築物と現代的建築物の助成対象の区分の有無

歴史的建築物と現代的建築物の助成対象の区分の有無を表4-3-1-1に示す。歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成対象としている景観行政団体は14団体中3団体(21.0%)、歴史的建築物と現代的建築物を区別していない景観行政団体は14団体中11団体(79.0%)であった。(景観重要建造物に関する助成制度に関しては後述する。)

表4-3-1-1 助成制度における歴史的建築物と現代的建築物の区分の有無

景観行政団体名		施策名	歴史的建築物と現代的建築物の助成対象の区分	
			区分あり	区分なし
岐阜県	岐阜市	歴史的建造物群景観形成助成制度	○	-
		景観重要建造物保存助成事業	/	
		ぎふ景観まちづくりファンド事業	○	-
	中津川市	中津川市景観条例	-	○
	可児市	可児市景観条例	-	○
静岡県	大垣市	大垣市都市景観形成建築物等修景モデル事業	-	○
	美濃加茂市	美濃加茂市景観条例	-	○
	静岡市	静岡市景観条例	-	○
愛知県	湖西市	湖西市新居関所周辺地区景観条例	○	-
	岡崎市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例	/	
	犬山市	犬山市景観条例	-	○
	常滑市	景観重要建造物助成事業	/	
		常滑市やきもの散歩道地区景観条例	-	○
	半田市	半田市ふるさと景観条例	-	○
	瀬戸市	瀬戸市景観条例	-	○
町並み環境整備事業		-	○	
三重県	伊賀市	伊賀市ふるさと風景づくり条例	-	○
	松阪市	松阪市景観条例	○	-
	伊勢市	伊勢市景観条例	-	○

凡例	
○	該当あり
-	該当なし
/	景観重要建造物に関する助成制度



4-3-1-2 歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成対象としている助成制度の助成額

歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成を行っている景観行政団体の助成対象行為（新築・増築・改築、修景、除却）及びそれに対する助成額について調査する。調査結果を表4-3-1-2に示す。助成対象行為の定義は以下の通りである。

(1) 助成対象行為の定義

- ①新築・増築・改築：建築物の新築、増築、改築行為
- ②修景：外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等の行為
- ③除却：建築物の除却行為

(2) 助成額の分析の対象

同じ助成対象行為に対して複数の助成額を設定している施策については、複数の内の一つを選択して分析の対象とする。選択は以下の方法で行った。

- ①事業の対象を「建物の全体」及び「建物の一部」で助成金額を分けている場合、「建物の全体」を対象とした助成額を選択することとする。
- ②修景事業と修理事業で額を分けている場合（湖西市）は修景事業を選択することとする。
- ③建物の価値について市長の許可が必要である場合（岐阜市）の400万円は特殊例であるとして、許可が必要でない場合の300万円を選択することとする。

分析の対象から除外した助成金額については、表4-3-1-2において括弧内に記す。

表 4-3-1-2 歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成している景観行政団体の助成額

景観行政団体名	施策名	歴史的建築物				現代的建築物			
		新築,増築,改築	修景	除却	その他	新築,増築,改築	修景	除却	その他
岐阜県 岐阜市	歴史的建造物群景観形成助成制度	-	500万円	-	-	-	300万円*1 (400万円*2)	-	-
	景観重要建造物保存助成事業 ぎふ景観まちづくりファンド事業	-	200万円*3 (100万円*4)	-	150万円*5	150万円	150万円	-	50万円*6
静岡県 湖西市	湖西市新居関所周辺地区景観条例	-	200万円*7 (500万円*8)	-	-	-	-	-	-
三重県 松阪市	松阪市景観条例	-	300万円*9 (75万円*11)	-	-	-	150万円*10 (75万円*11)	-	-
最大額		-	500万円	-	150万円	150万円	300万円	-	50万円
最小額		-	200万円	-	150万円	150万円	150万円	-	50万円
平均額		-	300万円	-	150万円	150万円	200万円	-	50万円

*1 一般建築物等の修景を行う場合 / *2 一般建築物等の修景を行い、歴史的建築物並の歴史的価値があると市長が認める場合 / *3 歴史的建築物の維持・復元を行う場合 / *4 歴史的建築物の一部復元を行う場合 / *5 歴史的建築物と一体となった自動車車庫等の開口部に木材及び木製調格子を新設 / *6 一般建築物と一体となった自動車車庫等の開口部に木材及び木製調格子の引き戸を新設、修繕する場合、及び、一般建築物に木製格子を新設、修繕する場合 / *7 修景事業（昭和初期までに建てられた建築物及び歴史的景観保存に必要な建築物で、新築、増築、改築等について、外観を伝統的建築物に模したも又はこれに調和した和風建築物とするもので、その外観の工事に要する経費） / *8 修理事業（昭和初期までに建てられた建築物及び歴史的景観保存に必要な建築物で、その外観の修理に要する経費） / *9 歴史的建造物において、外観を景観形成基準（修景基準）により全体修景した部分に係る経費 / *10 一般建造物において、外観を景観形成基準（修景基準）により全体修景した部分に係る経費 / *11 歴史的建造物及び一般建造物において、外観を景観形成基準（修景基準）により部分修景した部分に係る経費

凡例	
-	該当なし
—	景観重要建造物に対する助成制度

4-3-1-3 歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成対象としている助成制度の助成額の分析

(1) 現代的建築物の新築・増築・改築に対する助成額

歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成対象としている助成制度で、現代的建築物の新築・増築・改築に対して助成を行っているものは、ぎふ景観まちづくりファンド事業（岐阜市）のみであり、助成額については150万円であった。

表 4-3-1-3 助成額の件数と割合

助成額	件数(件)	割合(%)
100万円未満	0	0.0
100万円以上200万円未満	1	100.0
200万円以上300万円未満	0	0.0
300万円以上400万円未満	0	0.0
400万円以上500万円未満	0	0.0
500万円以上	0	0.0
合計	1	100.0

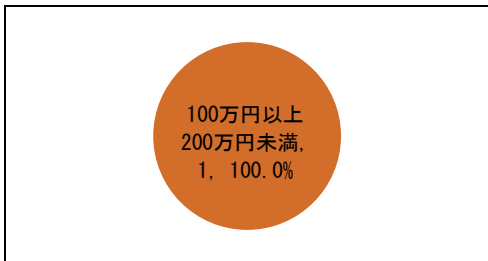


図 4-3-1-3-1 助成額の割合

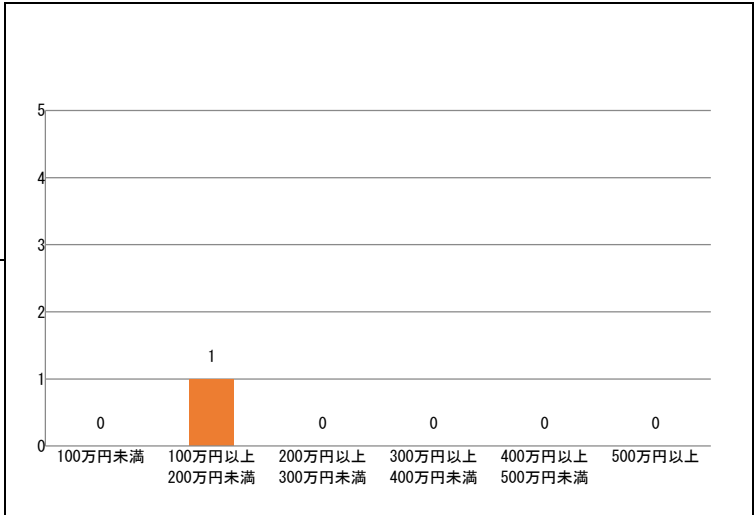


図 4-3-1-3-2 助成額の件数

(2) 歴史的建築物の修景に対する助成額

歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成対象としている助成制度で、歴史的建築物の修景事業に対して助成を行っているものの助成額については、200万円以上300万円未満のものが2件(50.0%)、300万円以上400万円未満のものが1件(25.0%)、500万円以上のものが1件(25.0%)であった。助成額が100万円未満、100万円以上200万円未満、400万円以上500万円未満のものはなかった。また、助成額の最大は岐阜市の500万円、最小は岐阜市及び湖西市の200万円であった。助成額の平均値は300万円であった。

表 4-3-1-3-3 助成額の件数と割合

助成額	件数(件)	割合(%)
100万円未満	0	0.0
100万円以上200万円未満	0	0.0
200万円以上300万円未満	2	50.0
300万円以上400万円未満	1	25.0
400万円以上500万円未満	0	0.0
500万円以上	1	25.0
合計	4	100.0

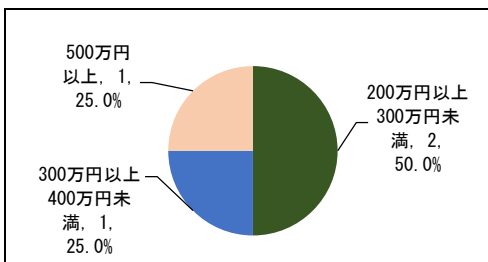


図 4-3-1-3-3 助成額の割合

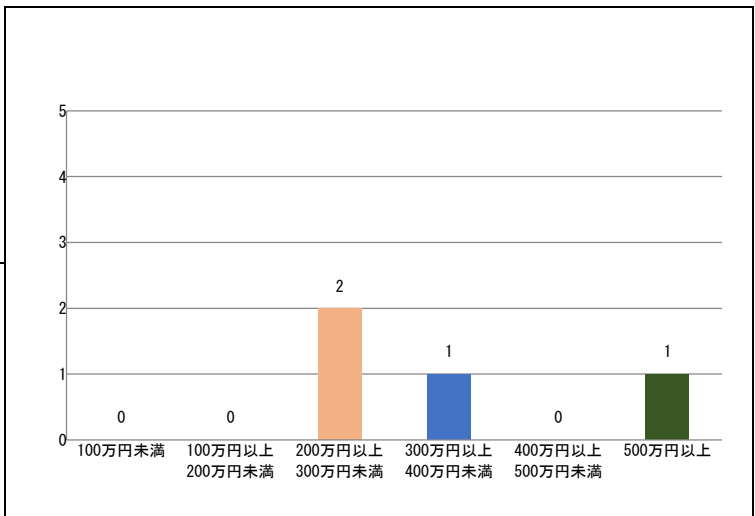


図 4-3-1-3-4 助成額の件数

(3) 現代的建築物の修景事業に対する助成金額

歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成対象としている助成制度で、現代的建築物の修景事業に対して助成を行っているものの助成金額については、100 以上 200 万円未満のものが 2 件 (66.7%)、300 万円以上のものが 1 件 (33.0%) であった。助成額が 100 万円未満、200 万円以上 300 万円未満のものはなかった。また、助成額の最大は岐阜市の 300 万円、最小は岐阜市及び松阪市の 150 万円であった。助成金額の平均値は 200 万円であった。

表 4-3-1-3-5 助成額の件数と割合

助成額	件数(件)	割合(%)
100万円未満	0	0.0
100万円以上200万円未満	2	67.0
200万円以上300万円未満	0	0.0
300万円以上400万円未満	1	33.0
400万円以上500万円未満	0	0.0
500万円以上	0	0.0
合計	3	100.0

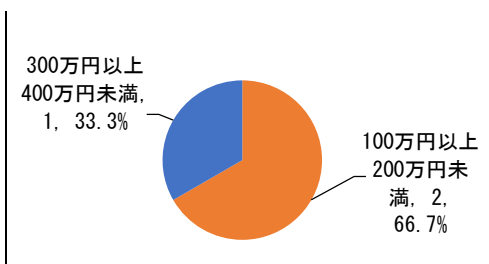


図 4-3-1-3-5 助成額の割合

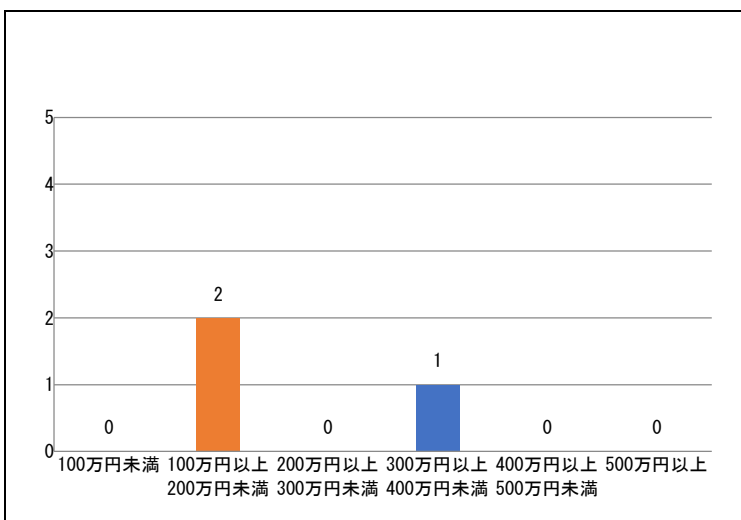


図 4-3-1-3-6 助成額の件数

4-3-1-4 歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成対象としている助成制度の助成対象行為の分析

(1) (歴史的建築物と現代的建築物の区分あり) 歴史的建築物の助成対象行為

歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成対象としている助成制度において、歴史的建築物の助成対象行為は、すべて修景であった。

表 4-3-1-4-1 助成の対象行為の件数と割合

助成の対象行為	件数(件)	割合(%)
新築・増築・改築のみを助成	0	0.0
修景のみを助成	4	100.0
両方を助成	0	0.0
合計	4	100.0

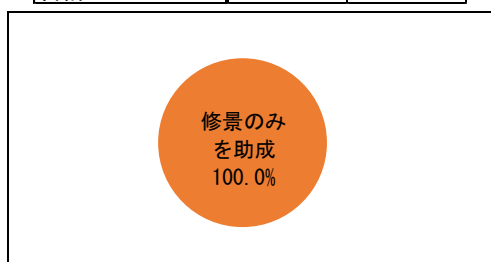


表 4-3-1-4-2 助成の対象行為 (割合)

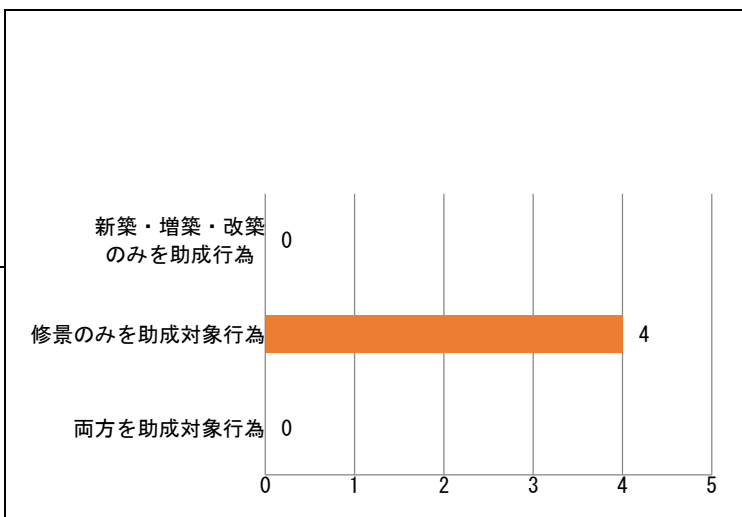


図 4-3-1-4-3 助成額の対象行為 (件数)

(2) (歴史的建築物と現代的建築物の区分あり) 現代的建築物の助成対象行為

歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成対象としている助成制度において、現代的建築物の助成対象行為については、修景のみを助成の対象行為としているものが3件中2件(67.0%)、両方(新築・増築・改築及び修景)を助成の対象行為としているものは1件(33.0%)であった。新築・増築・改築のみを助成対象行為としているものはなかった。

表 4-3-1-4-1 助成の対象行為の件数と割合

助成の対象行為	件数(件)	割合(%)
新築・増築・改築のみを助成	0	0.0
修景のみを助成	2	67.0
両方を助成	1	33.0
合計	3	100.0

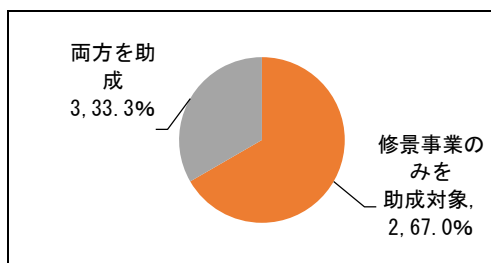


表 4-3-1-4-2 助成の対象行為 (割合)

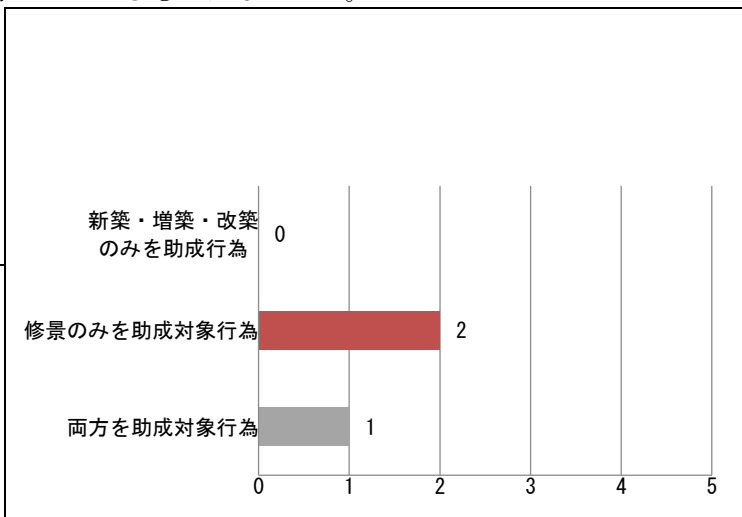


図 4-3-1-4-3 助成額の対象行為 (件数)

4-3-1-5 歴史的建築物と現代的建築物を区分せずに助成対象としている助成制度の助成額

歴史的建築物と現代的建築物を区分せずに助成を行っている景観行政団体の助成対象行為（新築・増築・改築、修景、除却）及びそれに対する助成額について調査する。調査結果を表4-3-1-5に示す。助成対象行為の定義は以下の通りである。

(1) 助成対象行為の定義

- ①新築・増築・改築：建築物の新築、増築、改築行為
- ②修景：外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等の行為
- ③除却：建築物の除却行為

(2) 助成額の分析の対象

同じ助成対象行為に対して複数の助成額を設定している施策については、複数の内の一つを選択して分析の対象とする。犬山市景観条例の*4及び*5の助成額は、「道路から見える部分の修景」とあるため、対象部分が限定的であることから*3の助成額を分析の対象とする。

分析の対象から除外した助成金額については、表4-3-1-5において括弧内に記す。

表 4-3-1-5 歴史的建築物と現代的建築物を区分せずに助成している景観行政団体の助成額

景観行政団体名		施策名	建築物			
			新築,増築, 改築	修景	除却	その他
岐阜市	中津川市	中津川市景観条例	-	150万円	-	-
	可児市	可児市景観条例	50万円	-	-	-
	美濃加茂市	美濃加茂市景観条例	500万円*2	500万円*1	-	-
静岡県	静岡市	静岡市景観条例	-	300万円	-	-
愛知県	岡崎市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例				
	犬山市	犬山市景観条例	100万円	300万円*2 (300万円*3) (150万円*4)	-	-
		景観重要建造物助成事業				
	常滑市	常滑市やきもの散歩道地区景観条例	-	-	-	40万円*5
	半田市	半田市ふるさと景観条例	180万円	90万円	180万円	
	瀬戸市	瀬戸市景観条例	100万円	100万円	-	
町並み環境整備事業		-	100万円	-	-	
三重県	伊賀市	伊賀市ふるさと風景づくり条例	200万円	200万円	-	
	伊勢市	伊勢市景観条例	100万円	100万円	-	-
最大値			500万円	500万円	200万円	40万円
最小値			50万円	90万円	180万円	10万円
平均額			166万円	195万円	190万円	25万円

*1 家屋における新築、増築、改築、移転、修理又は色彩の変更であって、外観を指定の基準で修景する場合に要する経費 / *2 特に良好な景観を形成するうえで重要な建築物の保全のための行為において、主要構造部の整備に係る費用 / *3 特に良好な景観を形成するうえで重要な建築物の保全のための行為において、道路から見える部分の修景に係る費用 / *4 特に良好な景観を形成するうえで重要な建築物以外の建築物において、外観を変更することとなる修繕又は模様替えで、道路から見える部分の修景に係る費用 / *5 改修後が戸建自己用住宅の推奨基準に適合する建築物の耐震補強

凡例	
-	該当なし
—	景観重要建造物に対する助成制度

4-3-1-6 歴史的建築物と現代的建築物を区分せずに助成対象としている助成制度の助成額の分析

(1) 建築物の新築・増築・改築に対する助成額

歴史的建築物と現代的建築物を区分せずに助成対象としている助成制度で、建築物の新築・増築・改築に対しての助成額については、助成額が100万円以上200万円未満のものが7件中4件(57.0%)、100万円未満、200万円以上300万円未満、500万円以上のものがそれぞれ1件(14.0%)であった。助成額が300万円以上400万円未満、400万円以上500万円未満のものはなかった。また、助成額の最大は美濃加茂市の500万円、最小は可児市の50万円であり、助成額の平均値は166万円であった。

表4-3-1-6-1 助成額の件数と割合

助成額	件数(件)	割合(%)
100万円未満	1	15.0
100万円以上200万円未満	4	57.0
200万円以上300万円未満	1	14.0
300万円以上400万円未満	0	0.0
400万円以上500万円未満	0	0.0
500万円以上	1	14.0
合計	7	100.0

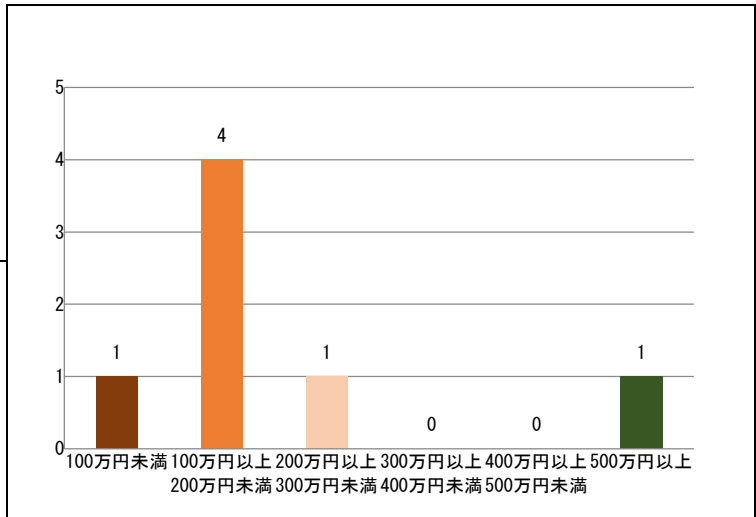
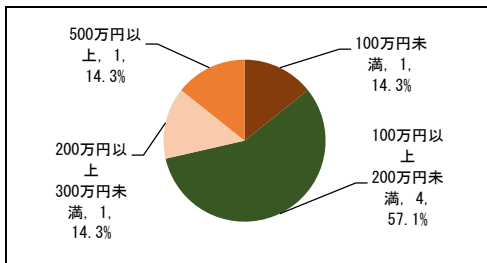


図4-3-1-6-1 助成額の割合

図4-3-1-6-2 助成額の件数

(2) 建築物の修景に対する助成額

歴史的建築物と現代的建築物を区分せずに助成対象としている助成制度で、建築物の修景に対しての助成額については、助成額が100万円以上200万円未満のものが9件中4件(45.0%)、300万円以上400万円未満のものが2件(22.0%)、100万円未満、200万円以上300万円未満、500万円以上のものがそれぞれ1件(11.0%)であった。助成額が00万円以上500万円未満のものはなかった。また、助成額の最大は美濃加茂市の500万円、最小額は半田市の90万円であり、助成額の平均値は195万円であった。

表4-3-1-6-3 助成額の件数と割合

助成額	件数(件)	割合(%)
100万円未満	1	11.0
100万円以上200万円未満	4	45.0
200万円以上300万円未満	1	11.0
300万円以上400万円未満	2	22.0
400万円以上500万円未満	0	0.0
500万円以上	1	11.0
合計	9	100.0

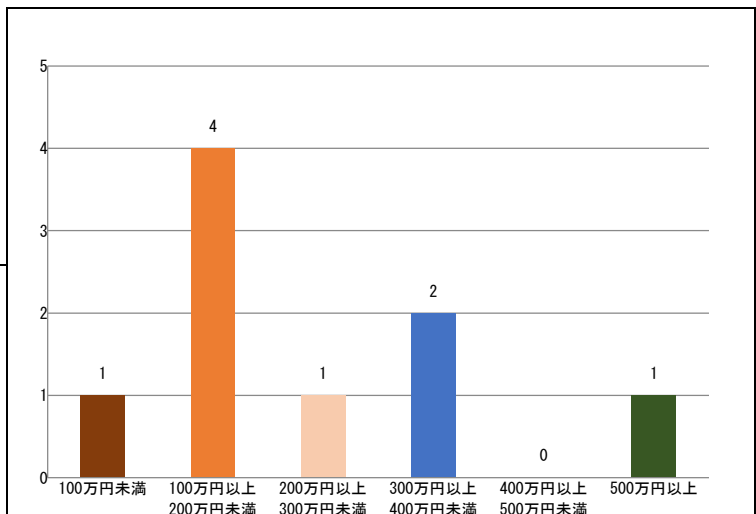
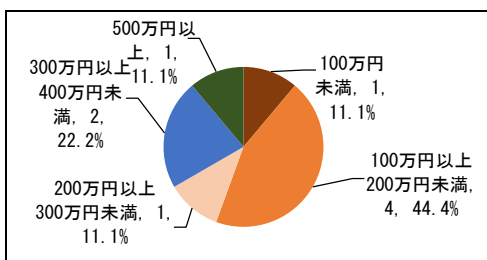


図4-3-1-6-3 助成額の割合

図4-3-1-6-4 助成額の件数

4-3-1-7 歴史的建築物と現代的建築物を区分せず助成対象としている助成制度の助成対象行為の分析

(1) (歴史的建築物と現代的建築物の区分なし) 建築物の助成対象行為

歴史的建築物と現代的建築物を区分せずに助成対象としている助成制度において、建築物の助成対象行為については、両方（新築・増築・改築及び修景）を助成の対象行為としているものが10件中6件（60.0%）修景のみを助成の対象行為としているものが3件（30.0%）、新築・増築・改築のみを助成の対象行為としているものが1件（10.0%）であった。

表 4-3-1-4-1 助成の対象行為の件数と割合

助成の対象行為	件数(件)	割合(%)
新築・増築・改築のみを助成	1	10.0
修景のみを助成	3	30.0
両方を助成	6	60.0
合計	10	100.0

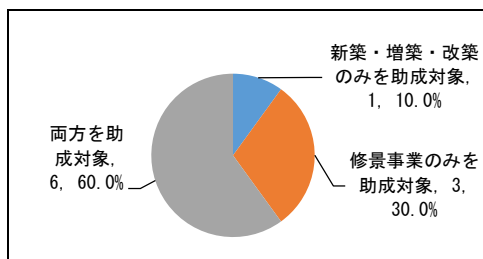


表 4-3-1-4-2 助成の対象行為 (割合)

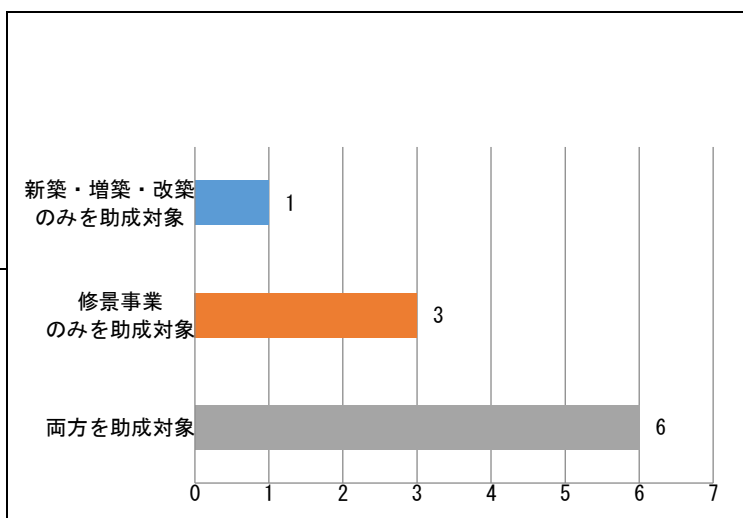


図 4-3-1-4-3 助成額の対象行為 (件数)

4-3-1-8 歴史的建築物と現代的建築物の助成の区分の有無による助成額の比較

歴史的建築物と現代的建築物の助成の区分の有無により助成額を比較(表4-3-1-8)すると以下の傾向(図4-3-1-8)が見られる。

(1) 歴史的建築物と現代的建築物の区分あり-歴史的建築物に対する助成(区分あり-歴史的建築物)

- ①助成額が200万円~500万円の間であり、区分なしに比べてばらつきが小さい。
- ②助成額の平均が300万円であり、現代的建築物の助成額と区分なしの平均に比べて額が大きい。
- ③助成の対象行為に関しては、修景に対してのみ助成しているところが多い。

(2) 歴史的建築物と現代的建築物の区分あり-現代的建築物に対する助成(区分あり-現代的建築物)

- ①助成額が150万円~200万円の間であり、区分なしに比べてばらつきが小さい。
- ②助成額の平均が200万円であり、歴史的建築物に比べて額が小さい。
- ③助成の対象行為に関しては、修景に対してのみ助成しているところが多い。

(3) 歴史的建築物と現代的建築物の区分なし-建築物に対する助成(区分なし-建築物)

- ①助成額が90万円~500万円の間であり、区分ありに比べてばらつきが大きい。
- ②助成額の平均が195万円であり、区分あり-歴史的建築物に比べて額が小さい。
- ③助成の対象行為に関しては、新築・増築・改築及び修景の両方を助成しているところが多い。

表4-3-1-8 歴史的建築物と現代的建築物の区分の有無による助成額の比較

助成の区分の有無	景観行政団体名	施策名	建築物							
			新築・増築・改築		修景		除却		その他	
			歴史的建築物	現代的建築物	歴史的建築物	現代的建築物	歴史的建築物	現代的建築物	歴史的建築物	現代的建築物
建築物を区分している景観行政団体	岐阜県 岐阜市	歴史的建築物群景観形成助成制度	-	-	500万円	300万円(400万円)	-	-	-	-
		景観重要建築物保存助成事業	-	-	-	-	-	-	-	-
	静岡県 湖西市	ぎふ景観まちづくりファンド事業	-	150万円	200万円(100万円)	150万円	-	-	150万円	50万円
		湖西市新居開所周辺地区景観条例	-	-	200万円(500万円)	-	-	-	-	-
三重県 松阪市	松阪市景観条例	-	-	300万円(75万円)	150万円(75万円)	-	-	-	-	
	中津川市 可児市	中津川市景観条例	-	-	150万円	-	-	-	-	
建築物を区分していない景観行政団体	岐阜県 美濃加茂市	可児市景観条例	50万円	-	-	-	-	-	-	
		美濃加茂市景観条例	500万円	-	500万円	-	-	-	-	
		静岡県 静岡市	静岡市景観条例	-	-	300万円	-	-	-	-
	静岡県 岡崎市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例	-	-	-	-	-	-	-	
		犬山市 犬山市景観条例	100万円	-	300万円(300万円)(150万円)	-	-	-	-	
	愛知県 常滑市	景観重要建築物助成事業	-	-	-	-	-	-	40万円	
		常滑市やさきもの散歩道地区景観条例	-	-	-	-	-	-	-	
		半田市 半田市ふるさと景観条例	180万円	-	90万円	-	180万円	-	-	
	瀬戸市 瀬戸市景観条例	瀬戸市景観条例	100万円	-	100万円	-	-	-	-	
		町並み環境整備事業	-	-	100万円	-	-	-	-	
三重県 伊賀市	伊賀市ふるさと風景づくり条例	200万円	-	200万円	-	-	-	-		
	伊勢市 伊勢市景観条例	100万円	-	100万円	-	-	-	-		

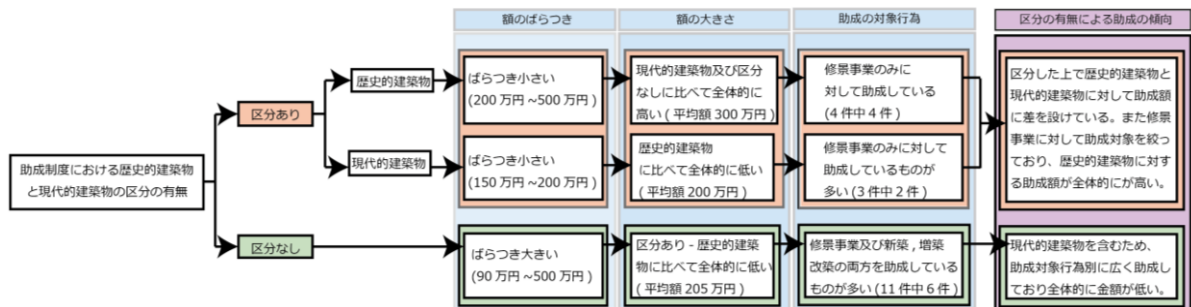


図4-3-1-8-1 歴史的建築物と現代的建築物の区分の有無による助成額の傾向

I. 建築物の新築・増築・改築に対する助成額

表 4-3-1-8-2 助成額の比較

助成額	件数(件)		
	区分あり		区分なし
	歴史的建築物	現代的建築物	
100万円未満	0	0	1
100万円以上 200万円未満	0	1	4
200万円以上 300万円未満	0	0	1
300万円以上 400万円未満	0	0	0
400万円以上 500万円未満	0	0	0
500万円以上	0	0	1
合計	0	1	7

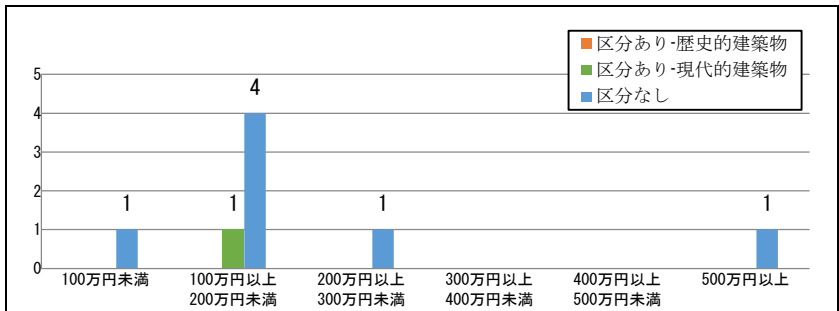


図 4-3-1-8-3 区分の有無による新築・増築・改築に対する助成額の比較

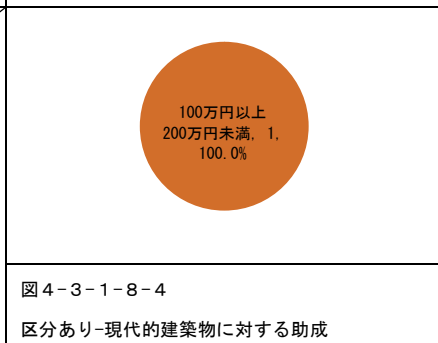
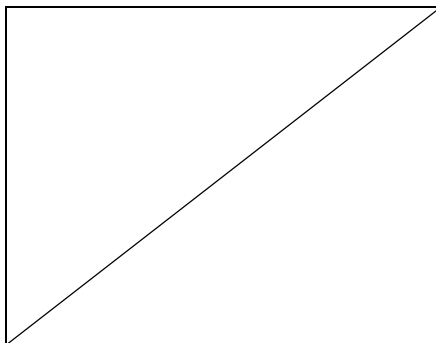


図 4-3-1-8-4

区分あり-現代的建築物に対する助成

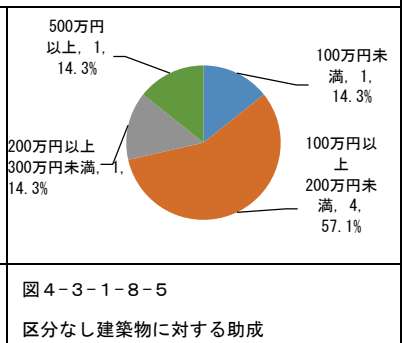


図 4-3-1-8-5

区分なし建築物に対する助成

II. 建築物の修景に対する助成額

表 4-3-1-8-6 助成額の比較

助成額	件数(件)		
	区分あり		区分なし
	歴史的建築物	現代的建築物	
100万円未満	0	0	1
100万円以上 200万円未満	0	2	4
200万円以上 300万円未満	2	0	1
300万円以上 400万円未満	1	1	2
400万円以上 500万円未満	0	0	0
500万円以上	1	0	1
合計	4	3	9

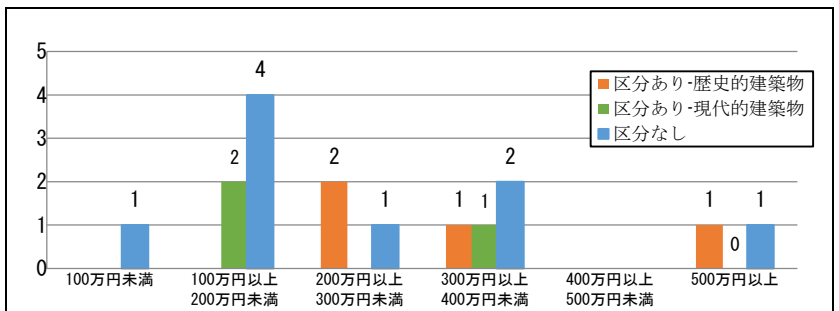


図 4-3-1-8-7 区分の有無による修景に対する助成額の比較

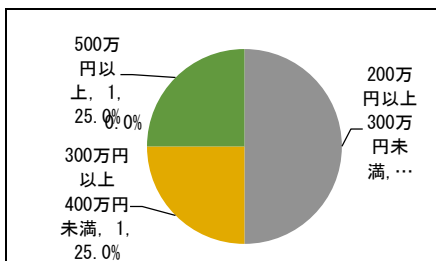


図 4-3-1-24 区分あり-歴史的建築物に対する助成

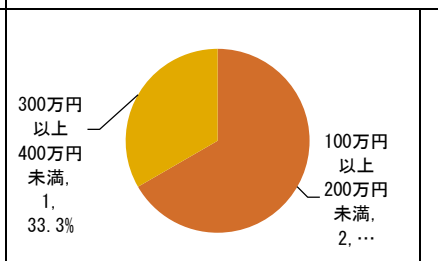


図 4-3-1-25 区分あり-現代的建築物に対する助成

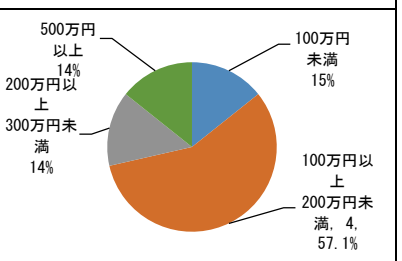


図 4-3-1-26 区分なし-建築物に対する助成

4-3-2 工作物に対する助成額

4-3-2-1 工作物に対する助成額について

助成制度における工作物に対する助成額を助成対象別に調査を行った。調査結果を表4-3-2-1に示す。調査対象とする項目は工作物全般、工作物（門・塀・生垣、駐車場、建築設備、自動販売機、屋外広告物、その他）、除却とした。

表4-3-2-1 工作物に対する助成額

景観行政団体名	施策名	工作物全般*1	工作物						除却
			門塀生垣	駐車場	建築設備	自動販売機	屋外広告物	その他	
岐阜県	岐阜市 歴史的建造物群景観形成助成制度	-	150万円	-	-	-	-	200万円*2	-
	岐阜市 景観重要建造物保存助成事業	-	-	-	-	-	-	-	-
	中津川市 ぎふ景観まちづくりファンド事業	-	50万円	50万円	5万円	10万円	30万円	200万円*2	-
	中津川市 中津川市景観条例	-	60万円	-	15万円	15万円	5万円	-	-
	可児市 可児市景観条例	50万円	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	美濃加茂市 美濃加茂市景観条例	-	100万円	30万円	-	-	30万円	30万円*3	-
	静岡市 静岡市景観条例	-	200万円	-	100万円	100万円	100万円	-	-
愛知県	湖西市 湖西市新居関所周辺地区景観条例	70万円	-	-	-	-	30万円	-	-
	岡崎市 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例	-	-	-	-	-	-	-	-
	犬山市 犬山市景観条例	-	50万円	-	-	-	-	-	-
	常滑市 景観重要建造物助成事業	-	-	-	-	-	-	-	-
	常滑市 常滑市やきもの散歩道地区景観条例	-	-	-	-	-	-	200万円*6	-
三重県	半田市 半田市ふるさと景観条例	45万円*7	9万円	-	-	-	45万円	90万円*8	90万円*8
	瀬戸市 瀬戸市景観条例	100万円	-	-	-	-	100万円	-	-
	伊賀市 町並み環境整備事業	100万円	-	-	-	-	-	-	-
三重県	伊賀市 伊賀市ふるさと風景づくり条例	100万円	100万円	-	-	-	-	-	-
	松阪市 松阪市景観条例	-	-	45万円	-	-	-	-	-
	伊勢市 伊勢市景観条例	50万円	-	-	-	-	-	-	-
最大額		100万円	200万円	50万円	100万円	100万円	100万円	200万円	90万円
最小額		45万円	9万円	30万円	5万円	10万円	5万円	30万円	90万円
平均額		73.8万円	89.9万円	41.7万円	40万円	41.7万円	48.8万円	144万円	90万円

*1 工作物全般：助成要項に部位の指定がないものとする / *2 歴史的建造物の維持、復元を行う場合（現在ある土塀や長屋門などの歴史的な門、塀等の維持、或いは基の状態に戻す工事） / *3 車庫及び防災設備を修景する場合に要する経費 / *4 周辺地域における門塀で、外観を修景基準により修景するのに要する経費（有松地区）、及び修景上必要な生垣、植栽等に要する経費（四間道、中子田井地区） / *5 修景上必要な生垣、植栽等に要する経費（有松、白壁・主税・木地区） / *6 レンガ煙突等の外観補修等、保全又は景観保全のために必要な行為 / *7 大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事 / *8 新設、増築、改築及び移転に係る工事のうち屋上施設及び壁面設備又は地上設備の工事及び除去に係る工事で、景観の形成上必要と認める工事

凡例	
-	該当なし
—	景観重要建造物に対する助成制度

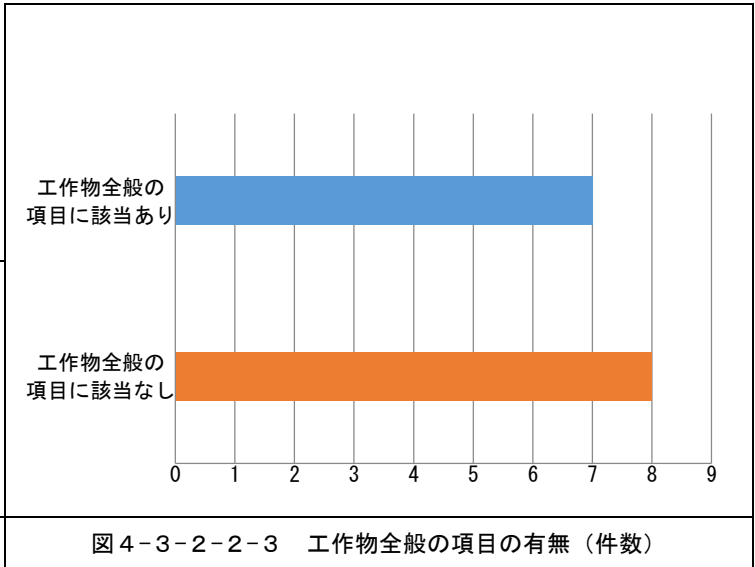
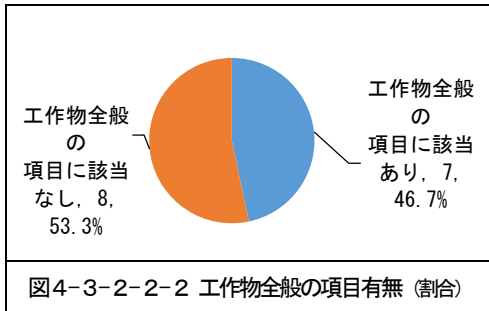
4-3-2-2 工作物に対する助成額の分析

(1) 工作物全般について

工作物全般に対して助成額を設定している助成制度は15件中7件(46.7%)、工作物全般に対して助成額を設定していないものは15件中8件(53.3%)であった。

表4-3-2-2-1 工作物全般の項目

	件数(件)	割合(%)
工作物全般の項目に該当あり	7	47.0
工作物全般の項目に該当なし	8	53.0

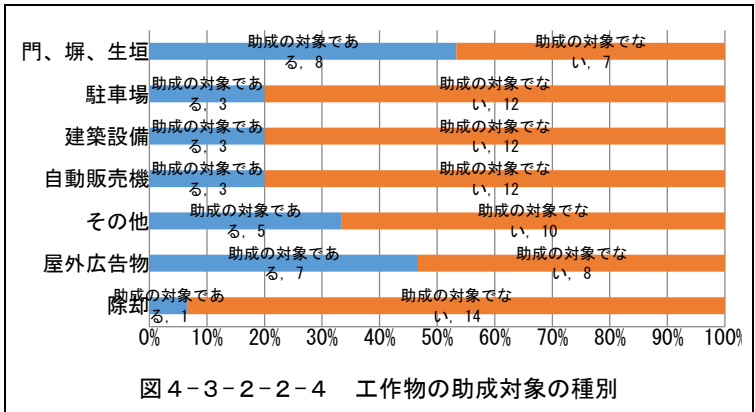


(2) 助成対象について

工作物の種別で助成対象となるものが比較的多いのは、門・塀・生垣及び屋外広告物であり、約半数の助成制度で助成対象に設定されている。それ以外の工作物については、助成の対象としている助成制度が半数以下であり、また、助成額が設定されていない。

表4-3-2-2-4 工作物の助成対象種別

助成対象		件数(件)
工作物	門、塀、生垣	8/15
	駐車場	3/15
	建築設備	3/15
	自動販売機	3/15
	その他	5/15
	屋外広告物	7/15
除却		1/15



(3) 助成額について

(i) 工作物全般

工作物全般に対して助成を行っている助成制度については、助成額が50万円以上100万円未満のものが7件中4件(57.0%)、100万円以上150万円未満のものが3件(43.0%)であった。50万円未満、150万円以上200万円未満、200万円以上のものはなかった。

表4-3-2-2-5 助成額の件数と割合

助成金額	件数(件)	割合(%)
50万円未満	0	0.0
50万円以上100万円未満	4	57.0
100万円以上150万円未満	3	43.0
150万円以上200万円未満	0	0.0
200万円以上	0	0.0
合計	7	100.0

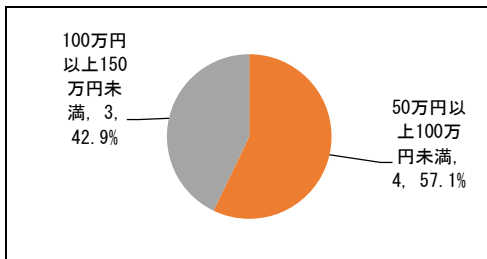


図4-3-2-2-5 助成額の割合

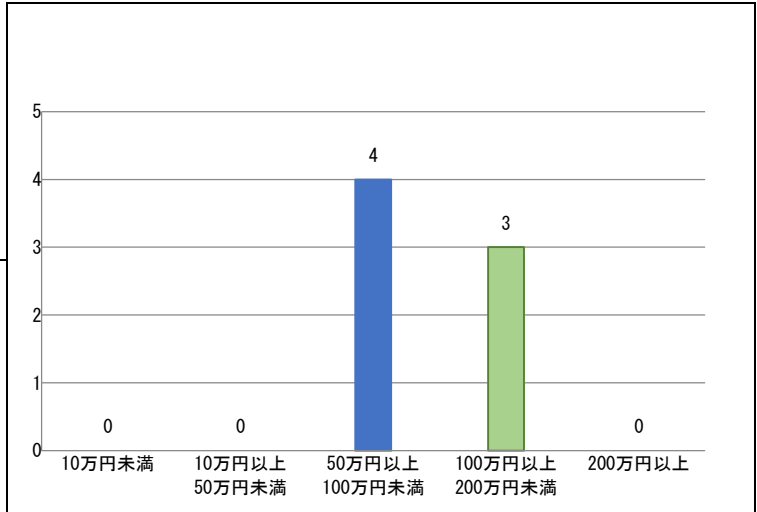


図4-3-2-2-6 助成額の件数

(ii) 門、塀、生垣

門、塀、生垣に対して助成を行っている助成制度については、助成額が50万円以上100万円未満のものが8件中3件(37.5%)、100万円以上150万円未満のものが2件(25.0%)、50万円未満、150万円以上200万円未満、200万円以上のものがそれぞれ1件(12.5%)であった。

表4-3-2-2-7 助成額の件数と割合

助成金額	件数(件)	割合(%)
50万円未満	1	12.0
50万円以上100万円未満	3	37.0
100万円以上150万円未満	2	25.0
150万円以上200万円未満	1	13.0
200万円以上	1	13.0
合計	8	100.0

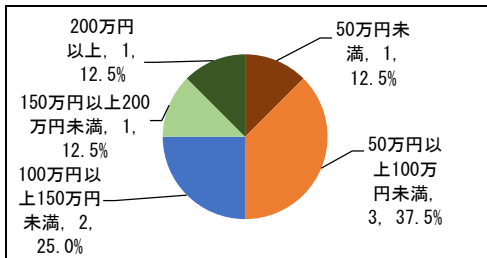


図4-3-2-2-7 助成額の割合

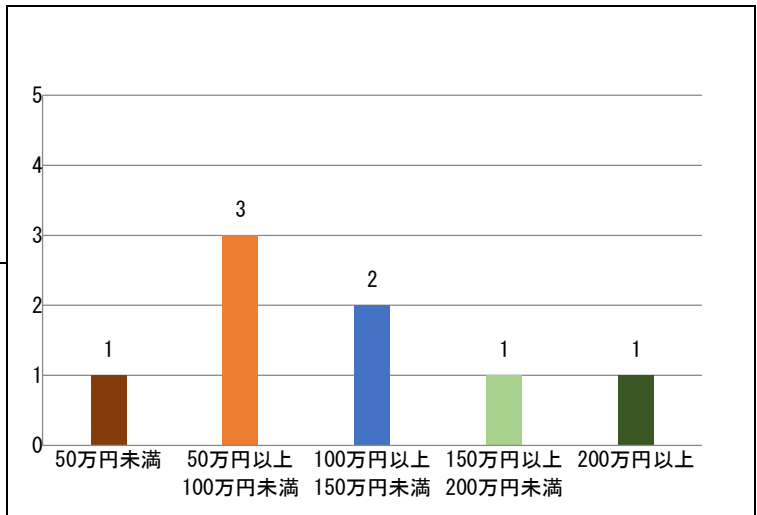


図4-3-2-2-8 助成額の件数

(iii) 駐車場

駐車場に対して助成を行っている助成制度については、助成額が50万円未満のものが3件中2件(66.7%)、50万円以上100万円未満のものが1件(33.3%)であった。100万円以上150万円未満、150万円以上200万円未満、200万円以上のものはなかった。

表4-3-2-2-9 助成額の件数と割合

助成金額	件数(件)	割合(%)
50万円未満	2	67.0
50万円以上100万円未満	1	33.0
100万円以上150万円未満	0	0.0
150万円以上200万円未満	0	0.0
200万円以上	0	0.0
合計	3	100.0

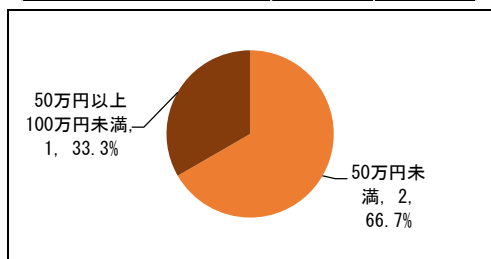


図4-3-2-2-9 助成額の割合

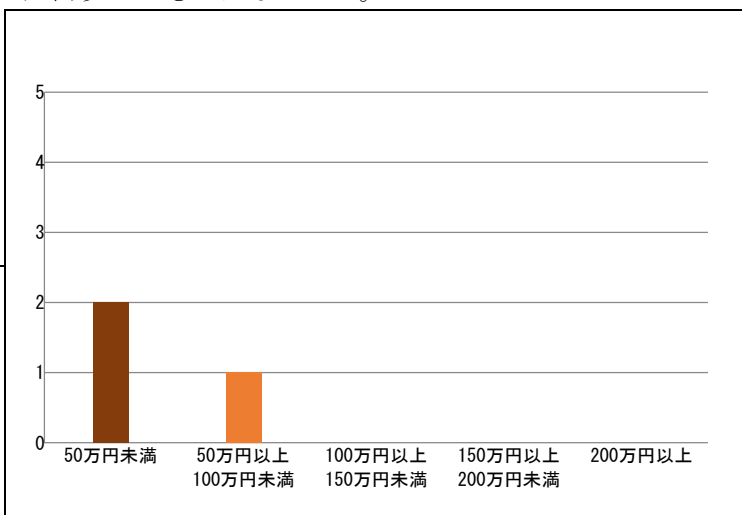


図4-3-2-2-10 助成額の件数

(iv) 建築設備

建築設備に対して助成を行っている助成制度については、助成額が50万円未満のものが3件中2件(66.7%)、100万円以上150万円未満のものが1件(33.3%)であった。50万円以上100万円未満、150万円以上200万円未満、200万円以上のものはなかった。

表4-3-2-2-11 助成額の件数と割合

助成金額	件数(件)	割合(%)
50万円未満	2	67.0
50万円以上100万円未満	0	0.0
100万円以上150万円未満	1	33.0
150万円以上200万円未満	0	0.0
200万円以上	0	0.0
合計	3	100.0

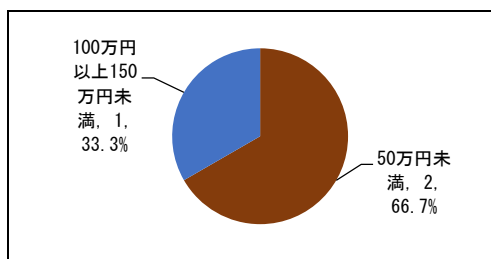


図4-3-2-2-11 助成額の割合

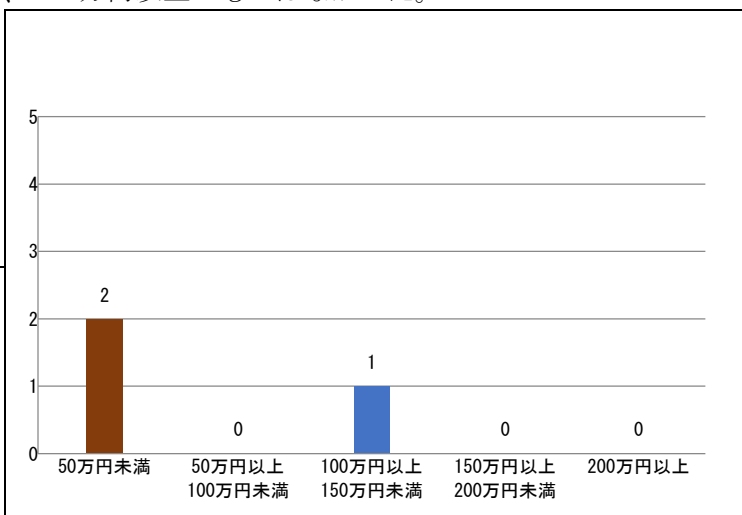


図4-3-2-2-12 助成額の件数

(v) 自動販売機

自動販売機に対して助成を行っている助成制度については、助成額が50万円未満のものが3件中2件(66.7%)、100万円以上150万円未満のものが1件(33.3%)であった。50万円以上100万円未満、150万円以上200万円未満、200万円以上のものはなかった。

表4-3-2-2-12 助成額の件数と割合

助成金額	件数(件)	割合(%)
50万円未満	2	67.0
50万円以上100万円未満	0	0.0
100万円以上150万円未満	1	33.0
150万円以上200万円未満	0	0.0
200万円以上	0	0.0
合計	3	100.0

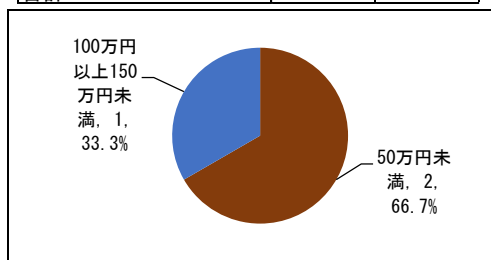


図4-3-2-2-12 助成額の割合

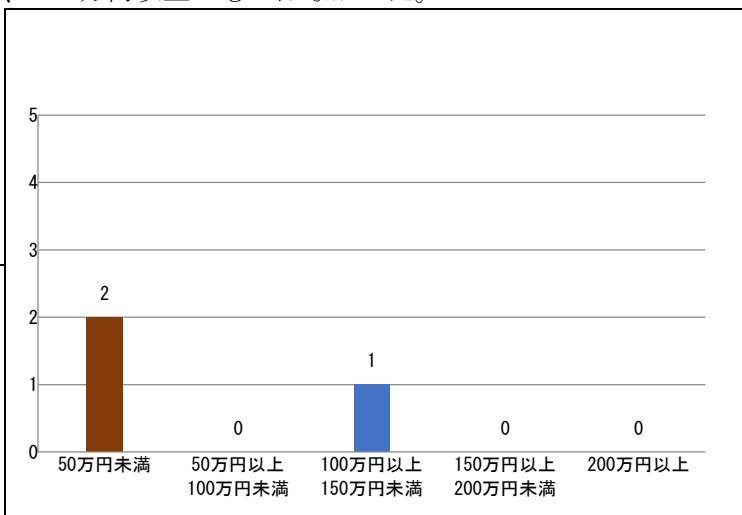


図4-3-2-2-13 助成額の件数

(vi) 屋外広告物

屋外広告物に対して助成を行っている助成制度については、助成額が50万円未満のものが9件中6件(75.0%)、100万円以上150万円未満は2件(25.0%)であった。150万円以上100万円未満、50万円以上200万円未満、200万円以上のものはなかった。

表4-3-2-2-14 助成額の件数と割合

助成金額	件数(件)	割合(%)
50万円未満	6	75.0
50万円以上100万円未満	0	0.0
100万円以上150万円未満	2	25.0
150万円以上200万円未満	0	0.0
200万円以上	0	0.0
合計	9	100.0

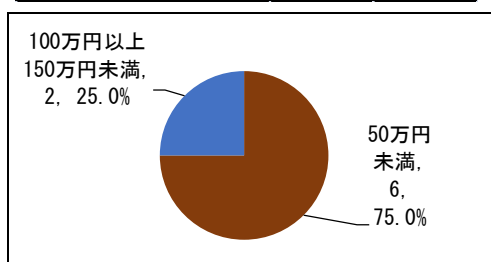


図4-3-2-2-14 助成額の割合

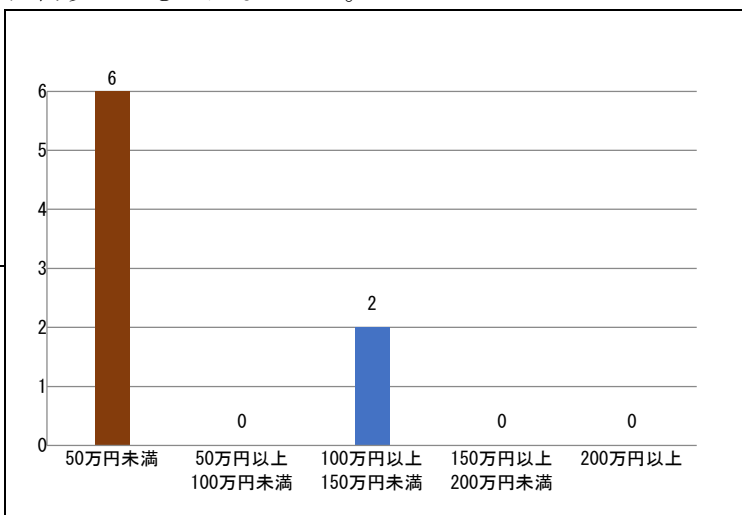


図4-3-2-2-15 助成額の件数

(vii) 除却

除却に対して助成を行っている助成制度について、助成額が50万円以上100万円未満のものが1件中1件(100.0%)であった。100万円以上150万円未満、150万円以上200万円未満、200万円以上のものはなかった。

表4-3-2-2-14 助成額の件数と割合

助成金額	件数(件)	割合(%)
50万円未満	0	0.0
50万円以上100万円未満	1	100.0
100万円以上150万円未満	0	0.0
150万円以上200万円未満	0	0.0
200万円以上	0	0.0
合計	1	100.0



図4-3-2-2-14 助成額の割合

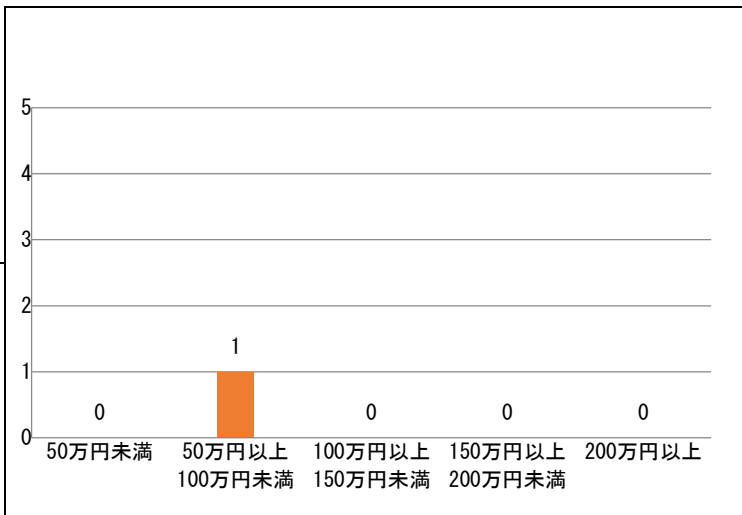


図4-3-2-2-15 助成額の件数

4-3-3 建築物に対する助成金額と工作物に対する助成額の比較

建築物に対する助成額及び工作物に対する助成額を表4-3-3に示す。両者の助成額について比較分析結果についてまとめると以下の通りである。

- ① 歴史的建築物と現代的建築物を区分して助成している景観行政団体において、4件中3件が、工作物に対する助成額よりも建築物に対する助成額の方を高く設定している。また、1件が工作物に対する助成額が、一部の建築物に対する助成額よりも高く設定している。その1件とは、岐阜市のぎふ景観まちづくりファンドであり、建築物に対する助成額より高く設定されている工作物の内容は、歴史的工作物の維持、復元等の行為であった。
- ② 歴史的建築物と現代的建築物を区分せずに助成している景観行政団体においては、11件中7件が工作物に対する助成額よりも建築物に対する助成額を高く設定しており、3件が建築物に対する助成額と工作物に対する助成額を同額に設定している。また、1件が、建築物に対する助成額より、工作物に対する助成額の方を高く設定している。その1件とは常滑市であり、建築物に対する助成額より高く設定されている工作物の要素は、レンガ煙突であり、常滑市において重要な工作物であるため、建築物に対する助成額よりも高く設定していると考えられる。

表 4-3-3 建築物及び工作物の助成額

助成の区分の有無	景観行政団体名	施策名	建築物								工作物											
			新築・増築・改築		修景		除却		その他		工作物	門、塀、生垣	駐車場	建築設備	自動販売機	その他	屋外広告物	除却	景観重要建造物	景観重要樹木		
			歴史的建築物	現代的建築物	歴史的建築物	現代的建築物	歴史的建築物	現代的建築物	歴史的建築物	現代的建築物												
建築物を区分している景観行政団体	岐阜県	岐阜市	歴史的建築物群景観形成助成制度	-	-	500万円	300万円(400万円)	-	-	-	-	-	150万円	-	-	-	200万円	-	-	700万円	-	
			景観重要建造物保存助成事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	600万円	-
	静岡県	湖西市	湖西市新居間所周辺地区景観条例	-	-	200万円(500万円)	150万円	-	-	150万円	50万円	-	50万円	50万円	5万円	10万円	200万円	30万円	-	-	-	-
			ぎふ景観まちづくりファンド事業	-	150万円	200万円(100万円)	150万円	-	-	-	-	70万円	-	-	-	-	-	-	30万円	-	-	-
三重県	松阪市	松阪市景観条例	-	-	300万円(75万円)	150万円(75万円)	-	-	-	-	-	-	45万円	-	-	-	-	-	-	300万円	-	
		中津川市	中津川市景観条例	-	-	150万円	-	-	-	-	-	-	60万円	-	15万円	15万円	-	5万円	-	-	250万円	3万3千円
建築物を区分していない景観行政団体	岐阜県	可児市	可児市景観条例	50万円	-	-	-	-	-	-	50万円	-	-	-	-	-	-	-	-	100万円(50万円)	20万円	
			美濃加茂市	美濃加茂市景観条例	500万円	-	500万円	-	-	-	-	-	100万円	30万円	-	-	30万円	30万円	-	-	-	-
		静岡県	静岡市	静岡市景観条例	-	-	300万円	-	-	-	-	-	200万円	-	100万円	100万円	-	100万円	-	-	-	-
	愛知県	岡崎市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300万円(50万円)	-	
			犬山市	犬山市景観条例	100万円	-	300万円(300万円)(150万円)	-	-	-	-	-	50万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		常滑市	常滑市やきもの散歩地区景観条例	-	-	-	-	-	40万円	-	-	-	-	-	-	200万円	-	-	-	300万円	300万円	
		半田市	半田市ふるさと景観条例	180万円	-	90万円	180万円	-	-	-	(45万円)90万円	9万円	-	-	-	-	45万円	90万円	450万円	-	-	
		瀬戸市	瀬戸市景観条例	100万円	-	100万円	-	-	-	-	100万円	-	-	-	-	100万円	-	-	-	-	-	
	三重県	伊賀市	伊賀市ふるさと風景づくり条例	-	-	100万円	100万円	-	-	-	-	100万円	100万円	-	-	-	-	-	-	300万円	20万円	
			伊勢市	伊勢市景観条例	100万円	-	100万円	-	-	-	-	50万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例	
-	該当なし
△	景観重要建造物に対する助成制度

4-3-4 景観重要建造物に対する助成額

(1) 景観重要建造物に対する助成額

景観重要建造物に対する助成額を表4-3-4-1に示す。

表4-3-4-1 景観重要建造物に対する助成金額

景観行政団体名	施策名	景観重要建造物	景観重要建造物以外の建築物			
			区分あり		区分なし	
			歴史的建築物	現代的建築物	建築物	
岐阜県	岐阜市	歴史的建造物群景観形成助成制度	700万円	500万円	300万円	-
		景観重要建造物等助成事業	600万円			
		ぎふ景観まちづくりファンド事業	-	200万円	150万円	-
	中津川市	中津川市景観条例	250万円	-	-	150万円
	可児市	可児市景観条例	100万円*1 (50万円*2)	-	-	-
美濃加茂市	美濃加茂市景観条例	-			500万円	
静岡県	静岡市	静岡市景観条例	-	-	-	300万円
	湖西市	湖西市新居関所周辺地区景観条例	-	200万円	-	-
愛知県	岡崎市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例	300万円*6 (50万円*7)			
		犬山市景観条例 景観重要建造物助成事業	-	-	-	300万円
	常滑市	常滑市やきもの散歩道地区景観条例	300万円	-	-	-
	半田市	半田市ふるさと景観条例	450万円	-	-	90万円
	瀬戸市	瀬戸市景観条例 町並み環境整備事業	-	-	-	100万円 100万円
三重県	伊賀市	伊賀市ふるさと風景づくり条例	300万円	-	-	200万円
	松阪市	松阪市景観条例	300万円	300万円	150万円	-
	伊勢市	伊勢市景観条例	-	100万円	-	-
最大値		700万円	500万円	300万円	500万円	
最小値		100万円	200万円	150万円	90万円	
平均額		356万円	300万円	200万円	195万円	

*1 景観重要建造物の外観の保存に係る整備費 / *2 景観重要建造物の門、塀等の工作物の外観の保全に係る整備費 / *3 景観重要建造物の外観の保全に必要な修理、修景工事(外装材及びこれを必要な部分に緊結するための下地材並びに構造耐力上必要な部分を含む。) / *4 景観重要建造物の外観の保全に必要な修理、修景工事に係る設計(測量及び試験を含む)

凡例	
-	該当なし
△	景観重要建造物以外のみ助成

(2) 景観重要建造物に対する助成金額の分析

景観重要建造物及び景観重要建造物以外の建築物に対して同じ助成額を設定している松阪市を除くと、景観重要建造物及び景観重要建造物以外の建築物両方に対して助成を行っているすべての景観行政団体が、景観重要建造物以外の建築物に対する助成額よりも、景観重要建造物に対する助成額の方を高く設定していることがわかる。一番額の差が大きい景観行政団体は、半田市であり、額の差が360万円である、

表 4-3-4-2 景観重要建造物の助成額

助成金額	件数(件)	割合(%)
100万円未満	0	0.0
100万円以上200万円未満	1	11.0
200万円以上300万円未満	1	11.0
300万円以上400万円未満	4	45.0
400万円以上500万円未満	1	11.0
500万円以上600万円未満	1	11.0
600万円以上700万円未満	0	0.0
700万円以上	1	11.0
合計	9	100.0

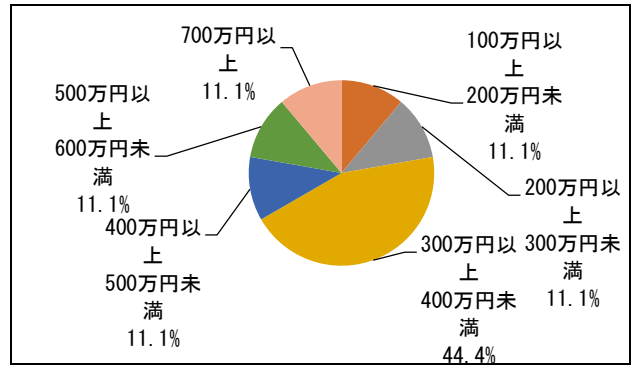


図 4-3-4-2 景観重要建造物の助成額

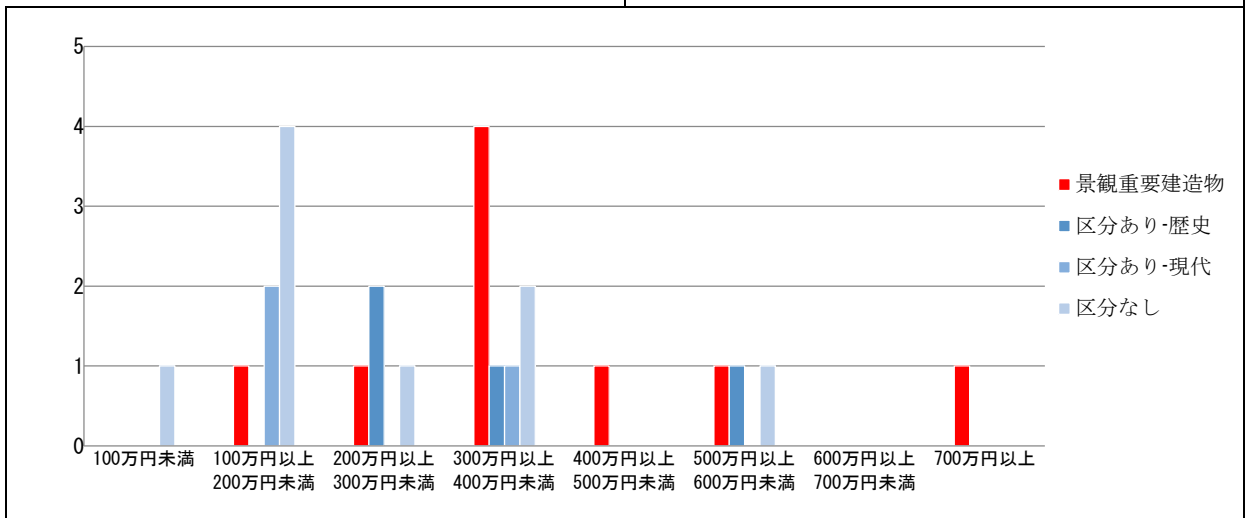


図 4-3-4-3 景観重要建造物と建築物に対する助成の比較

4-3-5 景観重要樹木に対する助成額

助成制度における景観重要樹木に対する助成額について、表4-3-4に示す。

景観行政団体によって、額の差が大きくなっているが、これは景観行政団体による樹木に対する保存行為等における施策の違いによるものであると考えられる。建築物等に対する助成に比べ、景観重要樹木に対する助成を行っている景観行政団体の割合が少なく、課題であると考えられる。

表4-3-4 景観重要樹木に対する助成金額

景観行政団体名	施策名	景観重要樹木	
岐阜県	岐阜市	歴史的建造物群景観形成助成制度	-
		景観重要建造物等助成事業	-
		ぎふ景観まちづくりファンド事業	-
	中津川市	中津川市景観条例	3万3千円*1
	可児市	可児市景観条例	20万円*2
	美濃加茂市	美濃加茂市景観条例	-
静岡県	静岡市	静岡市景観条例	-
	湖西市	湖西市新居閑所周辺地区景観条例	-
愛知県	岡崎市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例	-
	犬山市	犬山市景観条例	-
		景観重要建造物助成事業	-
	常滑市	常滑市やきもの散歩道地区景観条例	300万円*4
	半田市	半田市ふるさと景観条例	-
	瀬戸市	瀬戸市景観条例	-
町並み環境整備事業		-	
三重県	伊賀市	伊賀市ふるさと風景づくり条例	20万円*5
	松阪市	松阪市景観条例	-
	伊勢市	伊勢市景観条例	-
最大値		300万円	
最小値		3万3千円	

*1 景観重要樹木に指定された樹木の維持管理に要する経費(限度額100,000円/年) / *2 樹木の保存等に係る経費 / *4 景観重要樹木の保存のために必要な行為 / *5 樹木医等による診断、治療に要する経費及び移植費用

凡例	
-	該当なし
-	景観重要建造物に対する助成制度

4-4 小括

本章においては、建築実務者へのヒアリング調査により、建築物の修景事業に関わる費用（概算）、構法、建て替えと修景の判断方法等を明らかにすることができた。また、建築物修景事業に対する助成額の調査では、建築物の助成の対象の区分の有無に着目して、歴史的建築物と現代的建築物のそれぞれの助成額及び助成対象行為の傾向を明らかにすることができた。

第5章 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の枠組みの提案

- 5-1 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の課題
- 5-2 助成基準に基づく建築物の評価手法（景観継承度ランク評価）の提案
- 5-3 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の枠組みの提案
- 5-4 総括

第5章 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の枠組みの提案

5-1 歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の課題

前章までの調査・分析結果を踏まえて、歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度についての課題を考察し、まとめると以下の通りである。(図5-1)

(1) 助成制度の制定段階での課題

①助成対象の設定に関して

建築物修景事業の助成対象を設定する際に、建築物を歴史的建築物と現代的建築物とで、区分せずに助成対象としている場合がある。区分せずに助成対象とすると、同じ助成基準や助成額で助成制度を運用していくことになるが、歴史的建築物と現代的建築物とでは修景の事業規模や景観に与える影響等が異なるため、適切に助成を行うのが難しいと考えられる。

また、現代的建築物を助成対象とせずに、歴史的建築物のみを助成対象としている場合がある。景観法では歴史的建築物のみならず、現代的建築物を含めて歴史的町並みを維持して良好な景観の形成を行う計画を立てることができる。しかし、歴史的建築物のみを助成対象とする場合、現代的建築物は景観法第16条における届出制度(指導・助言・勧告等)のみで良好な景観の形成を図らなければならない。そのため、良好な景観の形成に向けた行為の進捗にズレが生じてしまい、両建築物を併せて、良好な景観の形成を図っていくことが難しくなると考えられる。

②助成基準の設定に関して

景観法において町並み調査(全棟調査)の実施が制度化されていないことから、景観行政団体により町並み調査の実施状況が異なる。そのため、景観特性や歴史的建築物の伝統的要素(建築様式)、地区の現状等を必ずしも正確に把握できていないまま、景観形成基準や助成基準を設定している恐れがあるため、適切な助成を行うのが難しくなると考えられる。

③助成率、助成額の設定に関して

助成率、助成額の設定に関する根拠が不明確な場合がある。この場合、必ずしも建築物の修景事業費等を考慮した助成率、助成額でない恐れがあり、修景事業費等に対応した助成額を支給できていない状況が生じ、適切な助成を行うのが難しくなると考えられる。

また、歴史的建築物と現代的建築物を同等の助成率や助成額で設定している場合、それぞれの建築物に対応した助成率、助成額でない恐れがある。歴史的建築物と現代的建築物では、修景事業費やその規模等がそれぞれ異なるため、同等の助成率、助成額では適切な助成制度を運用していくことが難しくなると考えられる。

(2) 助成制度の運用段階での課題

①助成基準等による審査に関して

景観法に町並み調査(全棟調査)が制度化されていないことから、景観行政団体により町並み調査の実施状況が異なり、必ずしも景観特性を反映した景観形成基準や助成基準とは言えないものを設定している場合がある。その場合、景観特性等を反映していない基準で適合の判断を行ってしまうため、地区の現状等を踏まえた上での、適切な助成の審査とならない。

また、助成の申請が助成基準に適合しているかどうかを判断する際のガイドライン・内規等がない場合、基準の適合の判断が担当者により異なる恐れがある。そのため、担当者が変われば基準の適合の判断も変わるなどの恐れが生じ、適切で且つ公平な助成の審査を行うのが難しい。

②助成対象、助成額の決定に関して

過去に行った助成実績に関するデータ（助成対象や助成額）等について、データベース化を行っていない場合がある。この場合、それまでに行った助成の実績や基準の適合の判断等を、助成対象や助成額を決定する際の判断材料として活用することができず、効率的に助成制度を運用できない。また、過去に行った助成の審査と同じ条件で助成対象、助成額の決定をするのが難しいと考えられる。

③地区の現状等を表す客観的なデータに関して

町並み調査を実施していない景観行政団体やサンプル調査を実施している景観行政団体には地区の現状等を数値などで詳細に表す客観的なデータ等がない場合がある。また、全棟調査を実施している景観行政団体においても、その調査結果から得られた地区の現状等を表す客観的なデータを助成制度の運用に有効に活用していない場合がある。客観的なデータがない、あるいは活用できていない場合には、助成対象となる可能性がある建築物についての件数や修景事業の規模等を事前に把握することができず、適切な助成の方針を定めて運用することが難しいと考えられる。

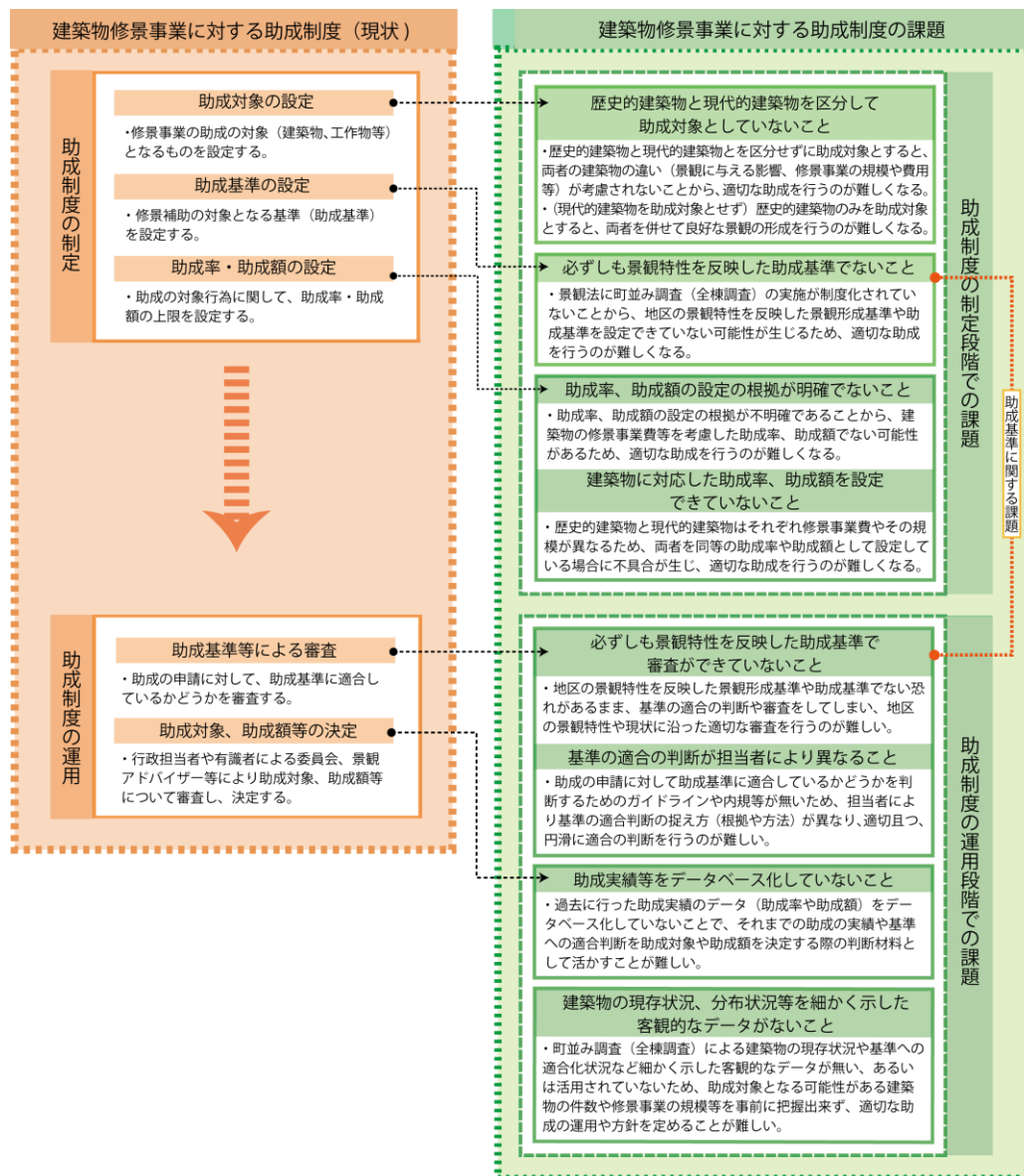


図5-1 建築物修景事業に対する助成制度の課題

5-2 助成基準に基づく建築物の評価手法（景観継承度ランク評価）の提案

5-2-1 助成基準に基づく建築物の評価手法（景観継承度ランク評価）について

建築物を助成基準^(注1)と照らし合わせて個別に評価を行う景観継承度ランク評価（以下、ランク評価とする。）の検討を行う。ランク評価とは、建築物の形態意匠の項目（構造、高さ、配置、屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋）を助成基準とそれぞれ照らし合わせて評価^(注2)をするものであり、歴史的建築物のみならず、現代的建築物の現存状況や基準への適合化等を表す客観的なデータとなるものである。ランク評価のように地区の現状を表す客観的なデータを助成制度の策定時や運用時に活用することで、建築物修景事業に対する助成制度の適切な運用に繋がると考えられる。

（注1）「2-8 景観形成基準と助成基準の相互関係」において景観形成基準と助成基準が同一（同一型）の場合については景観形成基準と照らし合わせて景観継承度ランク評価を行う。

（注2）歴史的建築物と現代的建築物の助成基準が異なっている場合は建築物の種別によりそれぞれの基準で評価を行う。

5-2-2 助成基準に基づく景観継承度ランク評価の検討

第2章の調査分析結果から助成基準の内容（項目）構成の包括型〔以下、助成基準（包括型）とする。〕を導き出すことができた。また助成基準（包括型）に素材、色彩の項目を付加した素材、色彩-項目付加型〔以下、助成基準（付加型）とする。〕があることがわかった。（図5-2-2-1）

本節においては、助成基準（包括型）に基づいたランク評価の検討を行うと共に、助成基準（付加型）の場合のランク評価の検討も行う。いずれの場合についても、ランク評価を検討するにあたっては、建築物の高さ、形態・意匠等の構成要素と修景事業の規模を考慮し、基準の項目を（i）構造、高さ、配置、（ii）建築物の付帯部分以外（屋根、軒、庇、外壁）、（iii）建築物の付帯部分等（開口部・建具、樋）の3つの要素に分けてランク評価を検討する。3つの要素の分け方については以下の内容による。

（i）建築物の構造、高さ、配置

建築物の形態（構造）、高さが基準に適合していない場合、工事の内容が建替えもしくは構造体に及ぶため、通常の修景事業では基準に適合させるのは難しいと考えられる要素。

（ii）建築物の付帯部分以外（屋根、軒、庇、外壁）

建築物の付帯部分以外（屋根・軒庇、外壁）が適合していない場合、構造体を変えることなく、大規模の修景事業より基準に適合させることが出来ると考えられる要素。

（iii）建築物の付帯部分等（開口部・建具、樋）

建築物の付帯部分等（開口部・建具、樋）が適合していない場合、構造体を変えることなく、小規模もしくは部分の修景事業で基準に適合させることが出来ると考えられる要素。

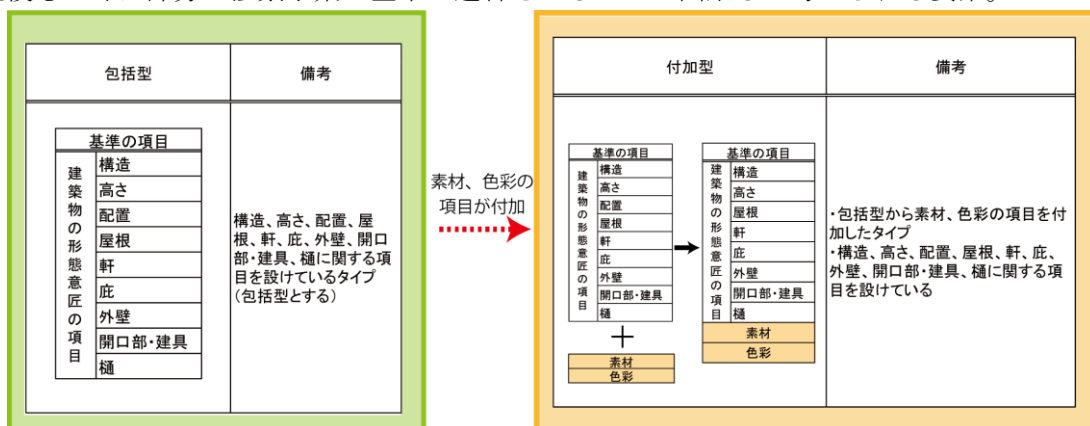


図5-2-2-1 助成基準の内容（項目）構成の包括型及び付加型

(1) 助成基準（包括型）に基づく景観継承度ランク評価

①助成基準（包括型）に基づく景観継承度ランク評価のフローの作成

助成基準（包括型）に基づくランク評価は、助成基準（包括型）の項目を（i）構造、高さ、配置、（ii）建築物の付帯部分以外（屋根、軒、庇、外壁）、（iii）建築物の付帯部分等（開口部・建具、樋）の3つの要素に分けて、評価フロー（図5-2-2-2）を作成する。

②助成基準（包括型）に基づく景観継承度ランク評価の手順

助成基準（包括型）に基づくランク評価は、作成したフローに従って、以下の3つのステップで助成基準との適合の判断を行いながら、ランクⅠ～ランクⅣまでの4段階で評価を行う。

(Step1) 構造、高さ、配置が基準に適合かどうかを判断する。

構造、高さ、配置に関して基準に適合しているかどうかを判断し、不適合である建築物をランクⅣとする。構造、高さ、配置が基準と適合しているものについては、STEP2へ進む。

(Step2) 建築物の付帯部分以外（屋根、軒、庇、外壁）が基準に適合かどうかを判断する。

建築物の付帯部分以外（屋根、軒、庇、外壁）が基準に適合しているかどうかを判断し、不適合である建築物をランクⅢとする。屋根、軒、庇、外壁が基準と適合しているものについては、STEP3へ進む。

(Step3) 建築物の付帯部分等（開口部・建具、樋）が基準に適合かどうかを判断する。

建築物の付帯部分等が基準に適合しているかどうかを判断し、不適合である建築物をランクⅡとする。建築物の付帯部分等が基準に適合しており、助成基準の全てに適合している建築物をランクⅠとする。

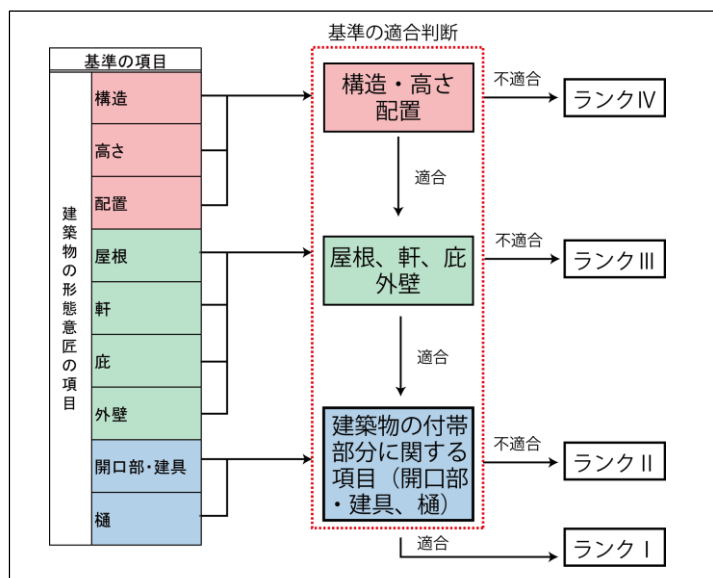


図5-2-2-2 助成基準（包括型）に基づく景観継承度ランク評価のフロー

(2) 助成基準（付加型）に基づく景観継承度ランク評価

①助成基準（付加型）に基づく景観継承度ランク評価のフローの作成

助成基準（付加型）に基づくランク評価については、建築物の構成部位に関する基準が素材、色彩の項目内にも定められている場合があるため、構成部位の基準の適合の判断をする際に、素材、色彩の項目内の基準の適合の判断も併せて行う必要がある。そこで事前に素材、色彩の項目内の基準が対象とする構成部位を把握し、当該部位の基準の適合の判断をする際に、素材、色彩の基準の適合の判断も併せて行うようにする。素材、色彩の項目の対応以外は、助成基準（包括型）のフローの作成時と同様に、項目を（i）構造、高さ、配置、（ii）建築物の付帯部分以外（屋根、軒、庇、外壁）、（iii）建築物の付帯部分等（開口部・建具、樋）の3つの要素に分けて評価フローを作成する。

②助成基準（付加型）に基づく景観継承度ランク評価の手順

助成基準（付加型）に基づくランク評価は、まず事前準備として素材、色彩の項目が対象とする構成部位を把握し、素材、色彩に関する基準の適合の判断も併せて行えるようにしてから、以下の3つのステップで基準との適合の判断を行いながら、ランクⅠ～ランクⅣまでの4段階で評価を行う。

（事前準備）素材、色彩の項目が対象とする構成部位について把握する。

素材、色彩に関する基準の適合の判断も同時に行えるよう、予め素材、色彩の項目が対象とする構成部位について把握しておく。

（Step1）構造、高さ、配置が基準に適合かどうかを判断する。

構造、高さ、配置に関して基準に適合しているかどうかを判断し、不適合である建築物をランクⅣとする。構造、高さ、配置が基準と適合しているものについては、STEP 2へ進む。

（Step2）建築物の付帯部分以外（屋根、軒、庇、外壁）が基準に適合かどうかを判断する。

建築物の付帯部分以外（屋根、軒、庇、外壁）が（素材、色彩に関する基準を含めて）基準に適合しているかどうかを判断し、不適合である建築物をランクⅢとする。屋根、軒、庇、外壁が基準と適合しているものについては、STEP3へ進む。

（Step3）建築物の付帯部分等（開口部・建具、樋）が基準に適合かどうかを判断する。

建築物の付帯部分等が（素材、色彩に関する基準を含めて）基準に適合しているかどうかを判断し、不適合である建築物をランクⅡとする。建築物の付帯部分等が基準に適合しており、助成基準の全てに適合している建築物をランクⅠとする。

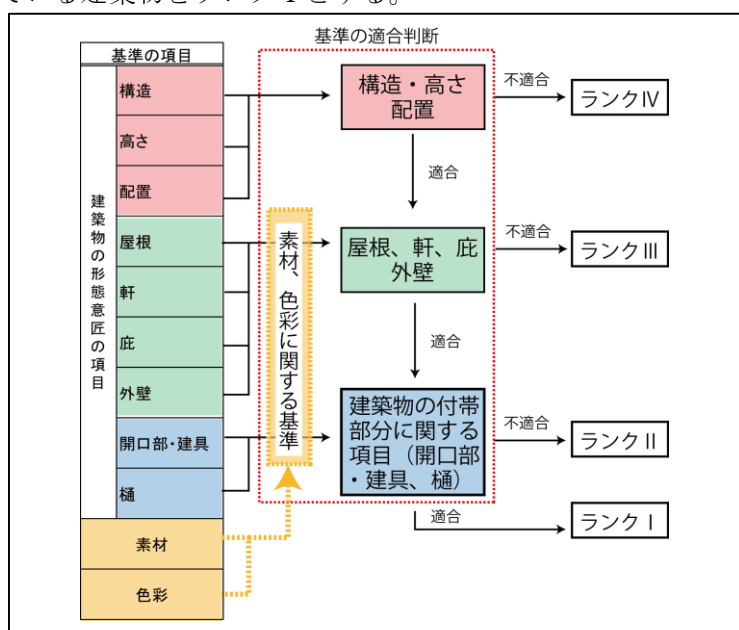


図5-2-2-3 助成基準（付加型）に基づく景観継承度ランク評価のフロー

5-2-3 景観継承度ランク評価の評価例

ランクⅠ～ランクⅣまでの建築物の特徴及び評価例は以下の通りである。

①ランクⅠの建築物

助成基準の全てに適合し、伝統的形態意匠をよく継承していると考えられる建築物である。

②ランクⅡの建築物

助成基準の建築物の付帯部分に関する項目（開口部・建具、樋）の基準に適合していない建築物で、建築物の付帯部分の修景を行うことで、全ての基準に適合する。建築物の付帯部分の修景は、構造体を変えることなく行うことが可能であるため、比較的小規模な修景で、ランクⅠの評価となると考えられる建築物である。

③ランクⅢの建築物

助成基準の建築物の付帯部分以外（屋根、軒、庇、外壁）の項目の基準に適合していない建築物である。同項目を基準に適合させようとする際の修景は、構造体を変えることなく行うことが可能であるため、修景の事業規模が新築や建て替えに比べて小さいと考えられる建築物である。

④ランクⅣの建築物

助成基準の構造、高さ、配置の項目の基準に適合していない建築物である。同項目を基準に適合させようとする際の修景は、建て替え若しくは構造体に及ぶものであり、修景の事業規模が新築と同程度となると考えられる建築物である。

5-2-4 助成基準に基づく景観継承度ランク評価に関する課題

助成基準に基づく景観継承度ランク評価に関する課題は、ランク評価の評価基準となる助成基準が持つ課題と関連する。よって本節においては、助成基準の項目が欠如していることによる課題とランク評価の課題を併せて考察する。

(1) 助成基準の項目が欠如していることによる課題

「2-7 景観形成基準及び助成基準の内容(項目)の構成」から、助成基準は包括型から項目が欠如して構成されていることが多く、その欠如の方法により3つに類型(図5-2-4-1)でできるとわかった。本節においては、助成基準の項目が欠如していることで生じる課題を、項目の欠如の方法による3つの類型に着目し、第2章の景観形成基準及び助成基準の内容(項目)分析結果(図5-2-4-2、図5-2-4-3)と照らし合わせながら考察する。

(i) タイプ①(構造、高さ、配置-欠如型)

建築物の構造や高さ、配置の項目が欠如している場合の課題について考察する。構造の項目が欠如している場合は、歴史的建築物が木造であるのに対し、RC造やS造が建ち並ぶ恐れがある。高さや配置の項目が欠如している場合、建築物の高さや壁面位置が統一されずに、町並みの連続性等が損なわれる可能性が考えられる。

(ii) タイプ②(構成部位-欠如型)

構成部位-欠如型に関しては、構成部位をさらに2つの要素〔建築物の付帯部分以外(屋根、軒、庇、外壁)と建築物の付帯部分(開口部-建具、樋)]に分けて考察する。

①建築物の付帯部分以外(屋根、軒、庇、外壁)の項目が欠如している場合

建築物の付帯部分以外(屋根、軒、庇、外壁)の項目が欠如している場合の課題について考察する。屋根の項目が欠如している場合に関しては、建築物の屋根形式や素材が伝統的形態意匠と異なるものが建築されたりして町並みの連続性が損なわれる可能性がある。例えば、妻入り切妻屋根が立ち並ぶ町並みの中に陸屋根や平入りの屋根の建築物が建てられる可能性がある。軒や庇の項目が欠如している場合に関しては、屋根に付随したものであるため、屋根の項目が欠如することと同等の課題が生じると考えられる。外壁の項目が欠如している場合に関しては、外壁の伝統的意匠や素材、色彩に関する基準が無くなることで、町並みとの調和を図ることが難しくなる可能性がある。また、外壁の項目には外壁の位置に関する基準を定めている場合もあるため、町並みの連続性を損なわれる可能性も考えられる。

②建築物の付帯部分(開口部-建具、樋)が欠如している場合

建築物の付帯部分(開口部-建具、樋)が欠如している場合の課題について考察する。建築物の付帯部分の項目が欠如している場合に関しては、付帯部分に関する基準がないことで歴史的建築物と調和しない素材や色彩が使われ、歴史的建築物との調和が難しくなる可能性が考えられる。

(iii) タイプ③(その他-欠如型)

タイプ③(その他-欠如型)に関しては、欠如している項目がタイプ①とタイプ②の両方からの一部を併せたものであるため、両者が抱える課題(の一部)が同時に起こりうる可能性が考えられる。

助成基準の項目が欠如することにより、以上のような課題が生じる可能性があることから、助成基準の内容(項目)構成は、地区の現状を踏まえた上でより包括型に近づけることが望ましいと考えられる。

5-3 建築物修景事業に対する助成制度の枠組みの提案

前節までの建築物修景事業に対する助成制度の課題と助成基準に基づく景観継承度ランク評価の提案を踏まえて、新しい建築物修景事業に対する助成制度の枠組みを提案する。(図5-3)

(0)【前提条件】町並み調査(全棟調査)の実施及び制度化

①全棟調査の実施

町並み調査(全棟調査)の実施を制度化し、助成の対象地区の景観特性や現状、建築物の伝統的形態意匠を把握する。

②全棟調査の内容

町並み調査(全棟調査)については、歴史的建築物か現代的建築物かを判断するのみの調査にとどまらず、建築物の基準への適合化状況や現存状況、伝統的形態意匠の継承度合い、修景事業の規模等の予想を数値(ランク)で表すことができる景観継承度ランク評価を行い、より地区の現状を詳細に表す客観的なデータとして助成制度の運用等に活用できるようにする。

(1) 助成制度の運用の適正化

(1) 助成制度の制定段階

①助成対象に関して

修景事業の助成対象を設定する際には、建築物を建築年代等で区分して助成対象とする必要がある。その際、歴史的建築物のみを助成対象とするのではなく、現代的建築物も含めて助成対象とする。また、歴史的建築物と現代的建築物の両方を助成対象とした上で、両者を区分してそれぞれの建築物の特性(修景事業の規模等)に対応した助成を行えるように努める。

②助成基準の設定に関して

地区の景観特性を反映した景観形成基準や助成基準を設定する。また、助成基準の項目の構成は、地区の現状を踏まえた上で包括型^{【注1】}(構造、高さ、配置、屋根、軒、庇、外壁、開口部・建具、樋の項目)により近づけるかたちで、構成するのが望ましい。

【注1】「2-7 景観形成基準及び助成基準の内容(項目)の構成」で位置づけた基準の内容(項目)構成の類型。

③助成率、助成額の設定に関して

助成率、助成額の設定をする際には、その設定の根拠を明確にする必要がある。その際に、建築物の修景事業に掛かる事業費等を助成率、助成額の設定の根拠とする。

また、歴史的建築物と現代的建築物を区分してそれぞれを助成対象とした上で、両者の修景事業に掛かる事業費等を考慮し、それぞれの建築物に対応した助成率、助成額を設定するように努める。

(2) 助成制度の運用段階

①助成基準による審査に関して

地区の景観特性を反映した景観形成基準や助成基準で適合の判断を行い、助成の申請に対して、地区の現状を踏まえた上での適切な助成の審査に努める。

また、助成基準に適合しているかどうかを判断する際のガイドライン・内規等を作成し、基準

の適合の判断が担当者により異ならないように努める。

②助成対象、助成額の決定に関して

過去の助成実績（助成対象、助成額）についてデータベース化等をして整理し、これまでの助成の実績を助成対象、助成額の審査をする際に活用する。データベース化することで、これまで行ってきた助成と同じ条件で助成対象、助成額を決定できるようになる。

③地区の現状を表す客観的なデータに関して

町並み調査（全棟調査）時に行われる景観継承度ランク評価によって作成される、地区の現状や現存状況等を数値（ランク）で表す客観的なデータを活用して助成の方針等を定めて適切な助成制度の運用に努める。

（Ⅱ）景観継承度ランク評価の実施と活用

景観継承度ランク評価は、建築物の基準への適合化状況や現存状況、伝統的形態意匠の継承度合い、修景事業の規模等を数値（ランク）として表す客観的なデータとなり、助成制度の運用等の際の目安となる。

具体的なランク評価の活用方法は、以下の通りである。

①町並み調査時に活用

町並み調査（全棟調査）時に景観継承度ランク評価を行うことで、歴史的建築物、現代的建築物の伝統的意匠の継承の度合い、両者の現存状況、分布状況等を数値（ランク）で表すことができ、より詳細に地区の現状を把握することができるようになる。

②ガイドライン・内規等に活用

基準の適合を判断するガイドライン・内規等に景観継承度ランク評価を活用する。ランク評価のフローに基づいて助成基準の適合の判断を行い、その判断結果を基準の判断の例として数値（ランク）として明示することで、基準の適合を判断する際の指針となり、担当者により基準の適合の判断が異なるのを防ぐことができる。

③地区の現状を表す客観的なデータに活用

地区の現状を表す客観的なデータとして景観継承度ランク評価を活用する。景観継承度ランク評価の評価結果は、歴史的建築物及び現代的建築物の基準の適合状況、現存状況、分布状況を数値（ランク）として表すことができる地区の現状を示す客観的なデータになる。

この客観的データをデータベース化し、地区の現状を表す参考とすることで、修景事業の可能性のある建築物を事前に把握したり、それに関わる修景事業費等の予想を立てることができるようになるため、地区の助成の運用方針等を明確に定めることができ、その方針に沿った適切な助成の運用を行うことができるようになる。

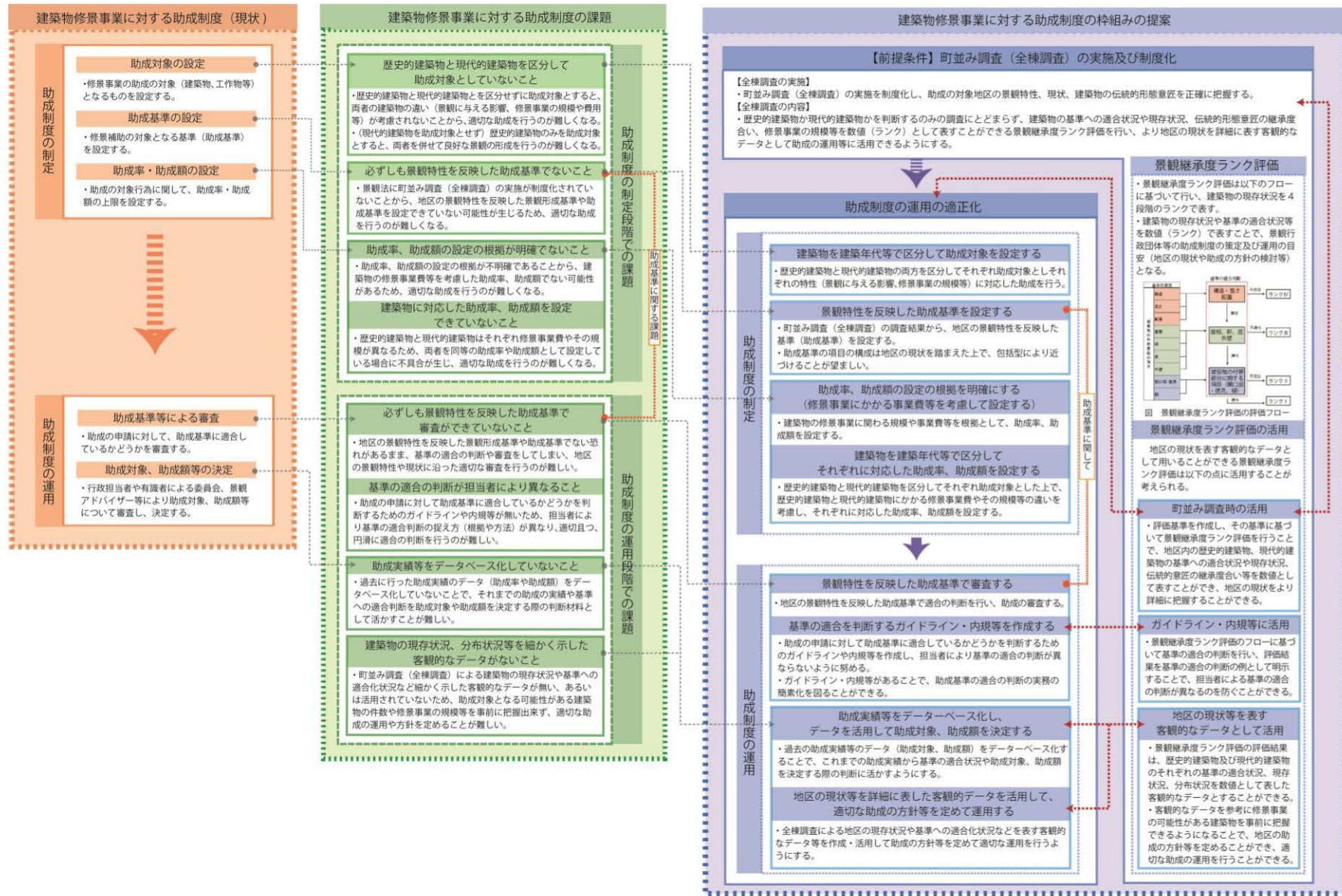


図5-3 建築物修景事業に対する助成制度の枠組みの提案

5-4 総括

(1) 研究の成果

本研究の成果は以下の通りである。

①景観形成基準及び助成基準の内容の把握

歴史的市街地における景観形成基準及び助成基準の内容を調査し、両者の項目の構成や、基準の内容について明らかにすることができた。また、景観形成基準と助成基準の相互関係について類型を行い、その特徴を明らかにすることができた。

②建築物修景事業に対する助成制度の運用実態の把握

建築物修景事業に対する助成制度の運用実態について把握することができた。具体的には、景観行政団体に対するアンケート調査及びヒアリング調査から、町並み調査の実施状況や、助成対象の設定状況、助成基準の適合の判断方法、地区の現状等を表す客観的なデータ等の活用状況、現行の助成制度が抱える課題等について明らかにすることができた。また、建築物修景事業に対して景観行政団体が設定している助成率、助成額についても考察することができた。

③建築物修景事業に対する新しい助成制度の枠組みの提案

歴史的市街地における建築物修景事業に対する助成制度の運用実態及び抱えている課題について明らかにできたことから、その課題の解決に向けた新しい助成制度の枠組みを提案することができた。具体的には、町並み調査（全棟調査）の実施及び制度化、景観継承度ランク評価の活用、助成制度の運用の適正化による、新しい助成制度の枠組みを提案した。

(2) 今後の研究課題

本研究で調査対象とした東海4県の景観行政団体については、助成実績のデータベース化やそのデータの活用等を行っているところは見られなかった。今後は、更に調査対象範囲を全国にまで広げて、より先進的な建築物修景事業の助成に取り組んでいる景観行政団体を探しだし、その運用方法や助成の審査方法等について調査する必要があると考えられる。

また、景観継承度ランク評価を地区の現状を表す客観的なデータとしてより活用しやすくするため、ランク分けの根拠に修景の事業規模（建築物の部材別に掛かる修景費用等）に関する視点をより明確に取り入れる必要がある。そのためには、建築物修景事業に関わる費用等について景観行政団体等が実施した助成実績の事例等から明らかにし、その結果を踏まえて景観継承度ランク評価のランク分けの精度を高める必要があると考えられる。

謝辞・参考文献

【謝辞】

本研究を進めるにあたり、多くの方々のご指導・ご協力を賜りました。

三重大学大学院工学研究科建築学専攻准教授 浅野聡先生には、本研究を進めるにあつたて大変貴重なご意見とご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

ヒアリング調査にご協力頂きました高橋徹都市建築設計工房代表/NPO 法人「伊勢河崎まちづくり衆」理事長高橋徹氏、並びにアンケート調査にご協力頂きました岐阜市まちづくり推進部まちづくり景観課、中津川市基盤整備部計画課、大垣市都市計画部都市計画課、美濃加茂市産業建設部都市計画課、静岡市都市局建築部建築総務課、湖西市都市計画課都市計画係、名古屋市住宅都市局都市景観室、岡崎市都市整備部都市計画課、犬山市都市整備部都市計画建築課、常滑市建設部都市計画課、半田市建設部都市計画課、瀬戸市都市整備部都市計画課、伊賀市建設部都市計画課、松阪市都市計画課景観推進室、伊勢市都市整備部都市計画課の担当者の皆様に記して感謝の意を申し上げます。

浅野研究室のD3の林直孝氏、B4の石川綾氏には、同じ研究グループとしてお忙しい中、毎週末四日市市周辺で研究の打ち合わせをしていただき、貴重なご意見とご協力をいただきました。おかげさまで、順調に修士論文を進めることができました。心から感謝いたします。同研究室の同期である、刑部あずさ氏には何事にも意欲的に取り組む姿勢から、研究を進める上で刺激を受けました。また、同研究室の後輩であるB4の水野芳彦氏、城井敬二郎氏、谷川実希氏、佐藤明彦氏にはゼミを通じて貴重なご意見を頂きました。皆様に心から感謝いたします。

同研究室のOBである森山貴行氏、広畑大輝氏には、修士論文を進める上で貴重なご意見をいただきました。また、建築学科の同期である浦山研究室の萩原隆道氏、大月研究室の奥村憲樹氏には共に修士論文に取り組む仲間として、互いに励まし合いながら、公私ともに大変お世話になりました。皆様のおかげで充実した大学院生活を送ることができました。心から感謝を申し上げます。

その他、多くの方々のご協力によって、この修士論文を完成させることができました。改めてここに感謝を申し上げます。

そして最後に、これまでの私の大学院生活を応援し、支えてくれた家族に心から感謝いたします。

【参考文献】

- 1) 『伊勢市景観計画における重点地区（二見町茶屋地区）の計画内容の再検討に関する調査研究』, 三重大学浅野研究室・伊勢市, 2012
- 2) 『NPO と三重大学との協働による河崎地区の景観計画区域内の重点地区指定についての素案の作成』, 特定非営利法人伊勢河崎まちづくり衆・浅野研究室, 2013
- 3) 『景観法の運用に向けて－東海地方の景観行政の実態把握に関する調査研究－』, 中部地方都市美協議会, 2006